

家畜衛生をめぐる情勢について

令和8年7月7日時点

農林水産省

消費・安全局 動物衛生課

消費・安全局動物衛生課の体制

組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括及び総務班
- ・保健衛生班

家畜防疫対策室

- ・防疫企画班
- ・防疫業務班
- ・防疫対応班
- ・防疫指導班
- ・野生動物対策班
- ・調査分析班
- ・病原体管理班

国際衛生対策室

- ・国際衛生企画班
- ・多国間調整班
- ・リスク分析班
- ・輸出検疫環境整備班
- ・輸入検疫企画班
- ・査察調整班
- ・検疫業務班

関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法（BSE特措法） (平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。

目 次

I. 家畜衛生対策

1. 家畜伝染病予防法の概要	3
2. 水際対策	10
3. 発生予防対策	20
4. まん延防止対策	31

II. 主な家畜疾病

1. 高病原性鳥インフルエンザ	42
2. 豚熱	61
3. アフリカ豚熱	72
4. 口蹄疫	81
5. BSE（牛海綿状脳症）	85
6. ランピースキン病	90
7. ヨーネ病	93
8. その他疾病	97

III. 畜産物の輸出入検疫	101
----------------	-----

IV. 家畜衛生に関する国際連携	107
------------------	-----

家畜伝染病予防法の概要

- 我が国の**畜産業の振興**を図り、もって**畜産経営の安定**と**国民食生活の安定**を図るためには、**家畜の伝染性疾病的発生を予防し、及びそのまん延を防止**することが極めて重要。
- このため、農林水産省及び都道府県の家畜衛生当局は、**家畜伝染病予防法（昭和26年制定）**に基づき、**各種の伝染性疾病的撲滅・清浄化、水際の検疫措置の実施等**に努めている。

●家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）抄

目次

第一章 総則（第一条—第三条の二）

第二章 家畜の伝染性疾病的**発生の予防**（第四条—第十二条の七）

第三章 家畜の伝染性疾病的**まん延の防止**（第十三条—第三十五条の二）

第四章 **輸出入検疫等**（第三十六条—第四十六条の四）

第五章 病原体の所持に関する措置（第四十六条の五—第四十六条の二十二）

第六章 雑則（第四十七条—第六十二条の五）

第七章 罰則（第六十三条—第七十二条）

附則

【対応する主な施策】

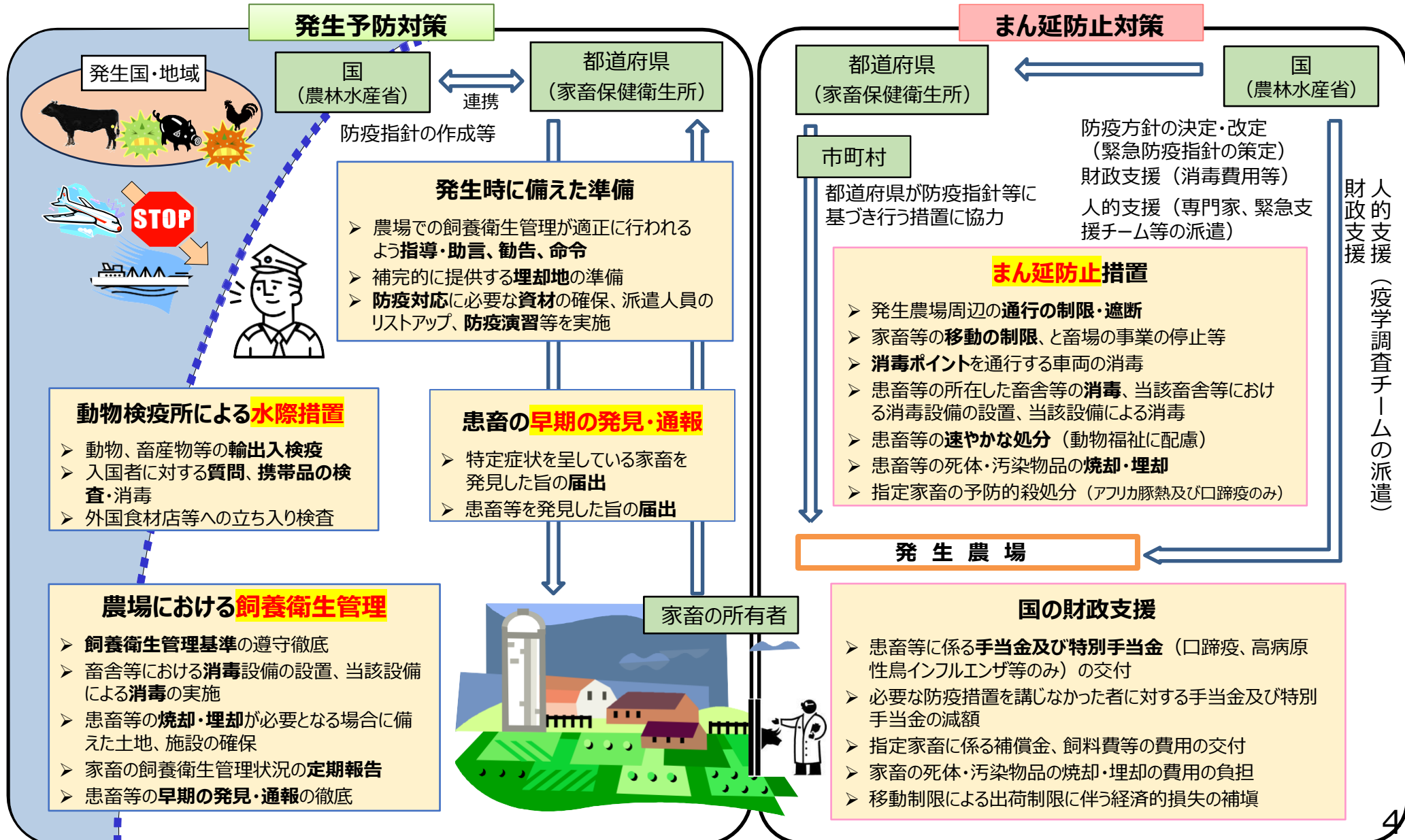
- ➡ **飼養衛生管理基準**の遵守義務等
- ➡ 発生の**届出**、**殺処分**、**移動制限**等
- ➡ **水際措置**（国内外への伝播防止）
- ➡ 国による財政支援（**手当金の交付**等）

（目的）

第一条 この法律は、**家畜の伝染性疾病的**（寄生虫病を含む。以下同じ。）の**発生を予防し、及びまん延を防止**することにより、**畜産の振興を図ることを目的**とする。

発生予防・まん延防止対策

○ 家畜伝染病予防法に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を実施。



我が国における家畜防疫体制

- 国は、**都道府県、動物衛生研究部門等と連携**し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、**国際機関とも連携**して輸出入検疫を実施。
- 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として**家畜保健衛生所を設置**し、防疫対策を実施。
国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の**自衛防疫団体**が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	340百戸	260万頭
乳用牛	113百戸	129万頭
養豚	31百戸	880万頭
採卵鶏	17百戸	1億7千万羽
ブロイラー	21百戸	1億4千万羽

令和7年2月公表 畜産統計より

自衛防疫団体

動物検疫所



本所

8支所、19出張所
家畜防疫官 541名
(令和7年10月現在)

農林水産省
消費・安全局

動物医薬品検査所
農研機構動物衛生研究部門

輸出入相手先国・地域
国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関都道府県
家畜保健衛生所

167か所

(病性鑑定施設を含む)

職員数 2,381名

(令和8年4月1日現在)

(厚) 保健所 462か所

(令和8年4月1日現在)

家畜伝染病予防法上の対象疾病

- 家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病のうち、29種類を「**家畜伝染病**」、70種類を「**届出伝染病**」としており、これらを合わせた99種類を「**監視伝染病**」と総称。

監視伝染病（99疾病）

家畜伝染病（29疾病）

【例】

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、
高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフ
ルエンザ、伝達性海綿状脳症（TSE）、
ランピースキン病、結核、ヨーネ病 等

伝播力が特に強い左記 8 疾病※
を**特定家畜伝染病**という。

発生の予防、発生時の初動措置
等について具体的かつ技術的な指
針（**特定家畜伝染病防疫指針**）
が定められている。

※TSEのうち特定家畜伝染病と
なっているのは牛に関するもの
（牛海綿状脳症（BSE））のみ。

届出伝染病（70疾病）

【例】

牛伝染性リンパ腫（EBL）、牛ウイルス性下痢
（BVD）、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害
症候群（PRRS） 等

その他の伝染性疾病

監視伝染病以外で、家畜の生産や健康に影響を及ぼすおそれのある疾病

【例】乳房炎、コクシジウム症、新疾病 等

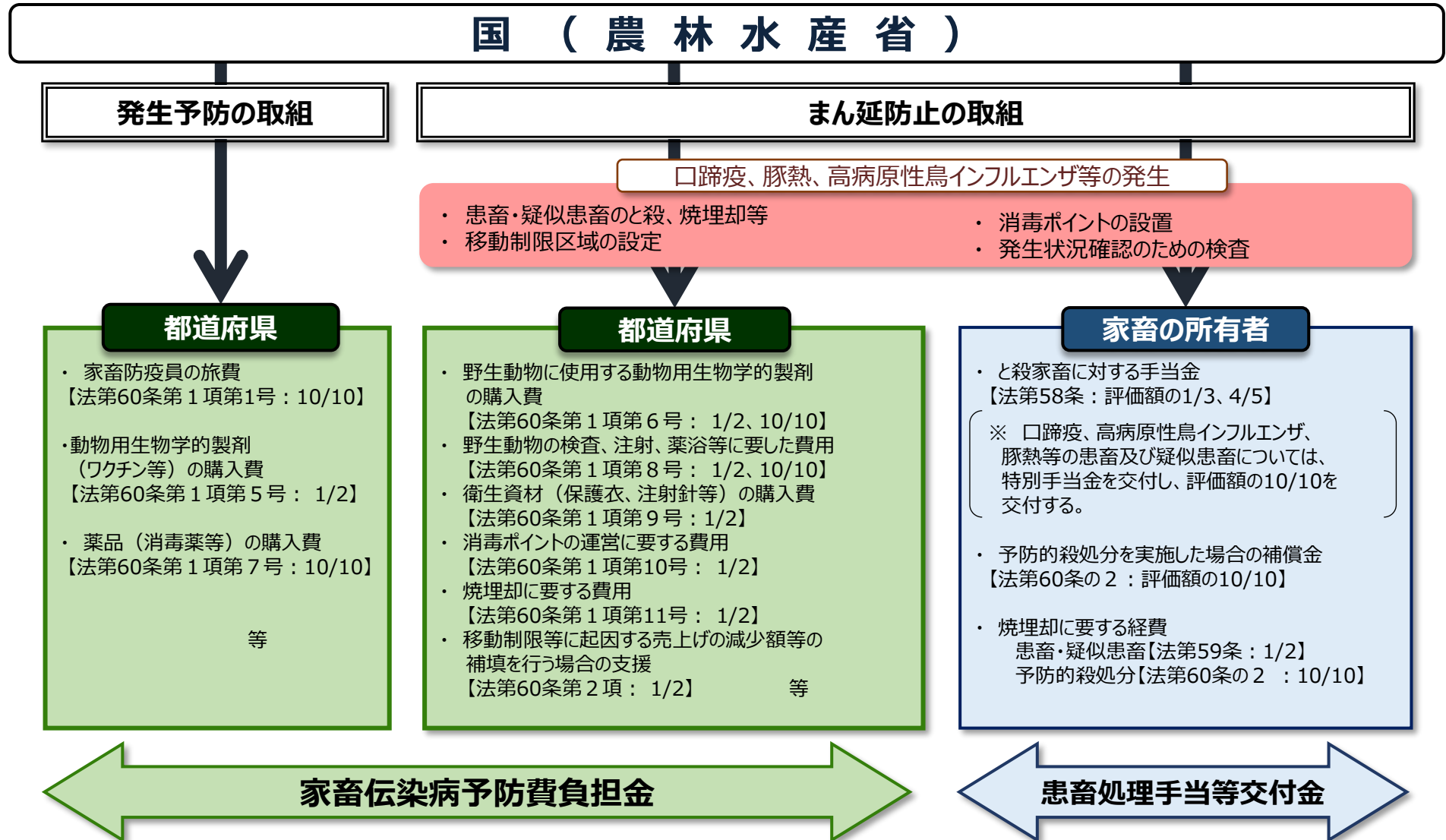
「家畜伝染病」と「届出伝染病」

- 「家畜伝染病」とは、家畜の伝染性疾病のうち、病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものを指す。
- 「届出伝染病」とは、家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの、行政機関が早期に疾病の発生を把握し、被害を防止することが必要な家畜伝染病に準じる重要なものを指す。

家伝法上の 類型	対象疾病	発生予防 発生を予防するための届出、検査等	まん延防止 まん延を防止するための届出、殺処分、移動制限等	輸出入検疫 国内外への伝播防止のための輸出入検疫検査等
家畜伝染病 (29種類)	口蹄疫、豚熱※1、アフリカ豚熱、 高病原性鳥インフルエンザ 等 ※1 北海道で発生した疑似患畜等【法第16条】	○	○	○
	豚熱※2、ヨネ病、ランピースキン病、 伝達性海綿状脳症 等 ※2 北海道以外で発生した疑似患畜 【法第17条】			
届出伝染病 (70種類)	牛伝染性リンパ腫（EBL）、牛ウイルス性下痢（BVD） 等	○	×	○
監視伝染病 以外の 伝染性疾病	乳房炎、コクシジウム症、新疾病等	×	×	×

家畜伝染病予防費

- 家畜伝染病予防法に基づき、①都道府県が行う発生予防・まん延防止の取組に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用を交付。



目 次

I. 家畜衛生対策

- 1. 家畜伝染病予防法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2. 水際対策・・・10**
- 3. 発生予防対策・・・20
- 4. まん延防止対策・・・31

II. 主な家畜疾病

- 1. 高病原性鳥インフルエンザ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
- 2. 豚熱・・・61
- 3. アフリカ豚熱・・・72
- 4. 口蹄疫・・・81
- 5. BSE（牛海綿状脳症）・・・85
- 6. ランピースキン病・・・90
- 7. ヨーネ病・・・93
- 8. その他疾病・・・97

III. 畜産物の輸出入検疫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101

IV. 家畜衛生に関する国際連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107

発生予防における水際対策

- 家畜の伝染性疾病の発生予防においては、病原体を我が国国内に侵入させないための水際対策が極めて重要。

発生予防の全体像（アフリカ豚熱対策を例に）

海外対策

<旅行者&船舶・航空機>

出国前から日本に持ち込ませない

- ・旅行者への畜産物持ち込み禁止等の注意喚起



水際対策

<空港&海港>

国内に侵入させない

- ・家畜防疫官、検疫探知犬による検査
- ・旅客の靴底や車両、自転車等の消毒



動物検疫所

国内対策

<農場&野生イノシシ>

農場に侵入させない

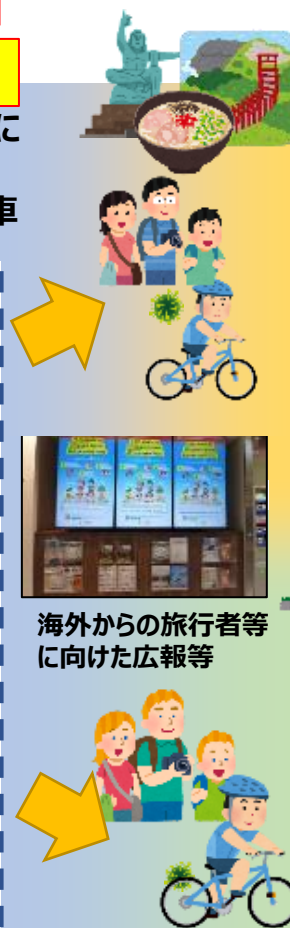
- ・飼養衛生管理の徹底



都道府県

野生イノシシの感染を防止する

- ・旅行者等への周知徹底
＜ゴミ放置禁止、消毒等＞
- ・消毒・洗浄ポイントの設置等



都府県

- ## 動物検疫所の配置と指定港

空海港における水際検疫

- 海外から口蹄疫やアフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、**空港及び海港において、入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査**などの動物検疫措置を徹底。
- **令和2年3月に家畜伝染病予防法が改正され、令和2年7月1日から、出入国者に対する質問、携帯品の検査、違法畜産物の廃棄が可能**となり、病原体侵入防止措置を一層強化。

空海港における旅客に対する水際対策

◆ 動物検疫に関する注意喚起 ◆



◆ 発生国からの入国者への質問 ◆



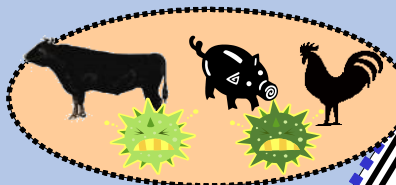
◆ 動植物検疫探知犬による手荷物検査 ◆



◆ 消毒マットを用いた靴底消毒 ◆



疾病の
発生国・地域



動植物検疫探知犬の活用

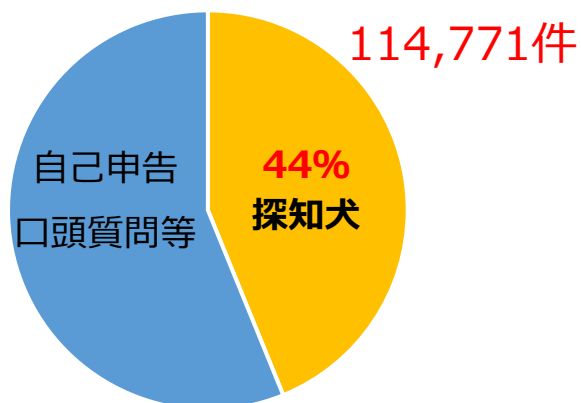
- **検疫探知犬**とは、手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする**肉製品**や**農産物**を嗅ぎ分けて**発見する訓練を受けた犬**であり、日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。
- アフリカ豚熱発生国など**高リスク国からの便の旅客等の検査**に対応するため、主要空港だけでなく、地方空港への配備も進め、令和2年度末には、**全国で140頭体制を構築**。

検疫探知犬の増頭

H17年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2.7	R3.3～
2頭	18頭	33頭	53頭	105頭	140頭

禁止品の探知実績

動植物検疫探知犬の禁止品探知実績
(R7速報値)



携帯品及び郵便として持ち込まれた
禁止品等（261,796 件）の44%

探知業務



対象物を発見すると、
座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた
家畜防疫官（動物検疫所職員）が
手荷物検査を実施。

検疫対象物

肉類



ハム、ソーセージ類



餃子等の肉製品



果物



令和2年家畜伝染病予防法改正による対策強化

- 令和2年7月に改正家畜伝染病予防法施行。水際検疫における家畜防疫官の権限を強化（輸入禁止品に係る廃棄権限の付与等）。
- 平成31年4月から、有識者、警察等に相談の上、携帯品検査の対応を厳格化。
- 令和8年6月30日までに、携帯品検査においては7件、郵便物検査においては2件の有罪判決。

畜産物の不正な持込みによる有罪事例（家伝法違反）

摘発上位国の状況

※1 自主放棄、自主申告による廃棄を含む。
※2 （ ）内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

○携帯品検査（令和8年6月30日時点）

	年度	仕出国	違反品	措置状況
1	令和元年度	ベトナム	かも類の卵 偶蹄類の動物の肉	罰金刑が確定
2		フィリピン	ソーセージ等	主犯：懲役刑（執行猶予付き）が確定 共犯：罰金刑が確定
3		ベトナム	豚肉ソーセージ 豚肉調整品 牛肉、犬肉	主犯：懲役刑（執行猶予付き）が確定 共犯：罰金刑が確定
4		タイ	豚肉ソーセージ	罰金刑が確定
5		台湾	偶蹄類の動物及び かも類の血液を含む血餅	罰金刑が確定
6	令和5年度	ミャンマー	偶蹄類の動物の肉等	罰金刑が確定
7		フィリピン	偶蹄類の動物の肉等	罰金刑が確定

○携帯品（令和7年（速報値））

	国名	件数（件）※2	重量（kg）※2
1	中国	61,885（28.0%）	29,088（27.2%）
2	韓国	37,980（17.2%）	12,481（11.7%）
3	ベトナム	10,973（5.0%）	8,396（7.8%）
4	フィリピン	9,816（4.4%）	5,496（5.1%）
5	インドネシア	8,939（4.0%）	4,871（4.6%）
6	タイ	6,660（3.0%）	2,740（2.6%）
総件数、総重量		220,962（100%）	107,020（100%）

○郵便物（令和7年（速報値））

	国名	件数（件）※2	重量（kg）※2
1	中国	31,268（76.6%）	42,768（72.1%）
2	ベトナム	5,142（12.6%）	11,899（20.1%）
3	モンゴル	975（2.4%）	709（1.2%）
4	インドネシア	646（1.6%）	1,260（2.1%）
5	タイ	621（1.5%）	791（1.3%）
6	アメリカ	527（1.3%）	240（0.4%）
総件数、総重量		40,834（100%）	59,280（100%）

○郵便物検査（令和8年6月30日時点）

	年度	仕出国	違反品	措置状況
1	令和3年度	中国	豚肉加工品等	罰金刑 及び 懲役刑（執行猶予付き）が確定
2	令和4年度	中国	鶏肉加工品	罰金刑が確定

【罰則規定】

家畜伝染病予防法違反：3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金（法人の場合5,000万円以下）
（第36条第1項（輸入禁止）違反）

水際対策に関する旅客等への周知・注意喚起

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行者が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、**広報用ポスター**を多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるよう、各ポスターにはQRコードを添付。




NO

**BRINGING MEAT PRODUCTS INTO JAPAN
IS PROHIBITED.**

JUST DECLARE IT OR FINES AND IMPRISONMENT.

CHECK! 



STOP!

肉製品包括煮熟的，真空包装以及在免税店
購買的物品即使是飛機餐也不例外！

肉製品禁止帶入日本

如果未經許可 違法攜帶肉類製品進入日本，將被判處3年以下的
有期徒刑或最高300萬日圓的罰款

MAFF 農林水産省 動物検疫所  



Thông báo quan trọng từ Cơ quan Kiểm dịch động vật của Chính phủ Nhật Bản

Do phát sinh bệnh dịch tả lợn châu Phi v.v.
tại Việt Nam v.v, từ ngày 22 tháng 4 năm 2019

**Nhật Bản sẽ kiểm soát chặt chẽ việc đem các sản
phẩm thịt một cách bất hợp pháp vào trong nước**

 Dù có tự nguyện bỏ sản phẩm hay không thì Cơ quan chức
năng cũng sẽ xử lý nghiêm khắc việc mang sản phẩm thịt trái
phép vào Nhật Bản

- ◆ Thịt bò, thịt lợn, trứng gà v.v. và các thực phẩm chứa những
sản phẩm này (sản phẩm thịt) dù đã qua chế biến như nấu chín v.v.
cũng không được phép nhập khẩu từ Việt Nam vào Nhật Bản. Xin
vui lòng không đem các sản phẩm này vào Nhật Bản.
- ◆ Trường hợp mang các sản phẩm thịt vào Nhật Bản bằng hành lý
xách tay sẽ là đối tượng bị xử phạt, trường hợp không khai báo
khi nhập khẩu sẽ bị xử lý nghiêm khắc hơn.

Theo luật của Nhật Bản (Luật phòng chống bệnh truyền nhiễm ở
gia súc),
Trường hợp đem sản phẩm thịt vào Nhật Bản
không qua kiểm tra nhập khẩu sẽ bị phạt tù dưới
3 năm hoặc bị phạt tiền dưới 3 triệu Yên

Cơ quan kiểm dịch động vật,
Bộ Nông Lâm Ngư nghiệp Nhật Bản



水際における更なる侵入防止対策の強化

- 訪日外客数の増加により、違反品の持込みが著しく増加。組織的かつ反復した、悪質と思われる事例も顕在化。
- 動植物検疫の強化に向け、「水際検疫の強化に向けた検討会」において、水際強化策の具体化・関係行政機関との連携強化を議論。
- 検討会の議論を踏まえ、法制度面も含め、強化策の具体化に着手。

訪日外客数と持込禁止品の摘発件数

訪日外客が持ち込んだ
豚ソーセージ



資料：（訪日外客数）日本政府観光局
（禁止品摘発件数）農林水産省「動物検疫統計」※2025年は速報値

外国食材店における違法輸入豚肉製品緊急調査

- 購入した豚肉製品66品について、
①外装の確認及び②アフリカ豚熱ウイルス遺伝子の検査を実施。

- ① 外装確認の結果、違法輸入疑い品：12品（うちベトナム産9品）
② ①のうちアフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出：2品

* 感染力のあるアフリカ豚熱ウイルスは発見されていない。

◆肉製品の販売風景品◆



◆アフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出の2品◆



- 我が国農林水産業の生産基盤を破壊し、食料の安定供給を脅かす、家畜伝染病や病害虫の侵入リスクが、かつてないほどに増大する中、訪日・在留外国人の増加等の新たな課題に対処するため、動植物検疫の体制の見直しに向け、以下の検討が必要。

1 日本に持ち込ませないための水際検疫体制の強化

(1) CIQ関係行政機関や航空会社等との連携強化

- ① 反復・組織的な持込みの阻止に向けた、CIQ関係行政機関との緊密な連携の下での、事前旅客情報等を活用した、違反常習者を確実に検査できる体制の整備。
- ② 航空会社や在外公館等との連携による、出国前広報も含めた水際検疫制度のより効果的な周知広報の実施。

(2) 先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築

- ① 国際郵便におけるAIを活用したX線画像解析等の新たな検査技術の導入。
- ② 空港の24時間化に伴い、より機動的に動植物検疫を行うための、動植物検疫探知犬の育成・運用方法の見直し。

(3) 動植物検疫制度の周知徹底

- ① 関係行政機関と連携した、在留外国人の地域コミュニティに対する注意喚起。
- ② 動植物検疫の食料安全保障上の重要性への理解醸成を通じた、一般旅客の渡航先からの輸入禁止品の持込防止。

2 輸入禁止品に係る国内対応の取締強化

家畜防疫官への、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品が確認された場合の廃棄に係る権限の付与等、警察との連携を含む実効性のある対応を可能とする、家畜伝染病予防法の改正。

アフリカ豚熱（ASF）の対応強化に係る関係省庁申合せ

水際
対策

- 検討会の中間とりまとめも踏まえ、政府一体となってアフリカ豚熱（ASF）侵入防止に向けた対応を進めるため、令和7年6月26日に「ASFの侵入防止に向けた水際検疫等の強化について」関係省庁申合せを行った。

課題・経緯

- ・平成31年、中国から持ち込まれた肉製品からアフリカ豚熱（ASF）ウイルスを検出。「ASF侵入防止策の強化について（平成31年4月関係省庁申合せ）」に基づき、関係省庁一体となって、水際対策を実施。
- ・昨年、違法に持ち込まれた疑いのある、外国食材店の肉製品から、ASFウイルス遺伝子（感染力なし）を検出。
- ・これを受け、農林水産省では、令和7年3月から、専門家からなる「水際検疫の強化に向けた検討会」を開催。
同年6月4日に、①関係行政機関や航空会社等との連携強化、②制度の周知徹底、③効果的な検査体制の構築、④輸入禁止品に係る取締り強化等の提言を公表。

提言を受けた農水省の対応

- ・家畜伝染病予防法を改正し、外国食材店等への立入検査権限や、違反畜産物が確認された場合の廃棄に係る権限を家畜防疫官に付与し、違反畜産物の流通を阻止。
- ・対象者の属性を踏まえた、違法持込みに対する抑止効果の高い広報の推進。

各省の協力を得て実施することが必要な事項

○水際での摘発強化

- ・違反者のデータベースや事前旅客情報等を積極的に活用した、反復して違反品を持込む者の携帯品の確実な検査の実施【出入国在留管理庁、財務省】
- ・AIを活用したX線画像解析技術の開発など、先端技術の実証・検討【総務省、財務省】

○広報活動の強化

- ・航空会社等を通じた旅客への周知徹底【国土交通省】
- ・在留外国人及びそのコミュニティ等に対する広報の充実【総務省、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、文部科学省】



◆ASFに感染した豚



◆ASFウイルス遺伝子が検出された品

ASFの侵入防止を図るため、関係省庁申合せを行い、政府一体となって対応を進める

目 次

I. 家畜衛生対策

1. 家畜伝染病予防法の概要	3
2. 水際対策	10
3. 発生予防対策	20
4. まん延防止対策	31

II. 主な家畜疾病

1. 高病原性鳥インフルエンザ	42
2. 豚熱	61
3. アフリカ豚熱	72
4. 口蹄疫	81
5. BSE（牛海綿状脳症）	85
6. ランピースキン病	90
7. ヨーネ病	93
8. その他疾病	97

III. 畜産物の輸出入検疫	101
----------------	-----

IV. 家畜衛生に関する国際連携	107
------------------	-----

飼養衛生管理基準

- **飼養衛生管理基準**とは、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関して家畜の所有者が**遵守すべき基準**のこと。農林水産大臣が基準を定め、家畜の所有者に対し、遵守を義務付け。
- **家畜の所有者**は、毎年、飼養衛生管理の遵守状況を都道府県知事に**報告**。
- **都道府県**は、**立入検査等**により遵守状況を確認。

飼養衛生管理基準とは

●家畜伝染病予防法（抄）

(例)

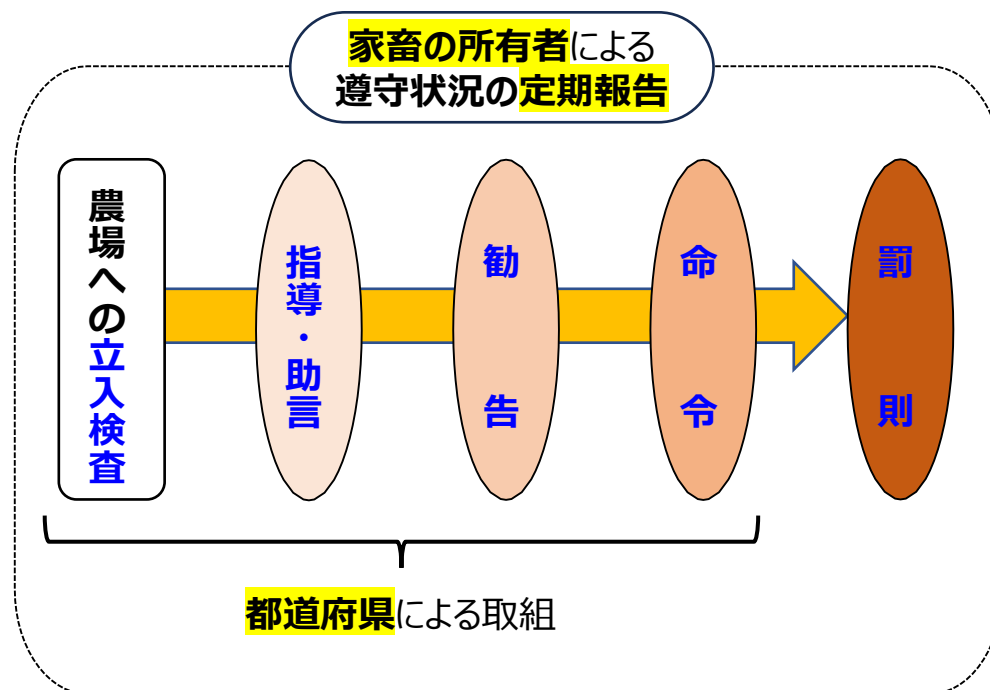
- ✓ 農場関係者向け**マニュアル**の作成
- ✓ **衣服・靴の交換・消毒**
- ✓ **野生動物**の侵入防止対策
- ✓ 異状発見の際の**早期通報**

(飼養衛生管理基準)

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該**家畜の飼養に係る衛生管理**（第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の**方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準**（以下「**飼養衛生管理基準**」という。）を定めなければならない。

- 飼養衛生管理基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 当該**家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関する基本的な事項**
 - 衛生管理区域への家畜の伝染性疾病的病原体の侵入の防止の方法に関する事項**
 - 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病的病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項**
 - 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病的病原体の拡散の防止の方法に関する事項**
 - (略)
- 飼養衛生管理基準が定められた**家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。**
- 4・5 (略)

遵守徹底を図る仕組み



※命令に従わない場合は**公表**。

※飼養衛生管理基準を**不遵守の場合**、家畜伝染病の発生時には、**手当金等が減額**される可能性。

都道府県による指導の高位平準化

- 都道府県による指導のばらつき解消・高位平準化を図るため、令和2年の法改正により、国が飼養衛生管理指導等指針を、県が同指針に即して飼養衛生管理指導等計画をそれぞれ作成し、計画的な指導を行う制度を措置。
- 合わせて、衛生管理に係る責任の所在を明確にし、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、家畜の所有者が、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任することを義務付け。

農林水産省

指導等指針の作成

- ①基本的な方向
- ②重点事項
- ③指導実施体制に関する事項
- ④協議会の活用に関する事項

家畜衛生情報の発信

- ①わかりやすいリーフレットやガイドブック等の作成
- ②HPを使った周知
- ③家畜衛生情報の調査・研究



都道府県

指導等計画の作成

- ①指導等計画に基づく指導
- ②市町村との役割分担、地域協議会の設置・運営
- ③飼養衛生管理者に対する研修

家畜衛生情報の提供

FAX・メール・リストの活用

飼養衛生管理状況の分析・指導

- ①電話、写真等での確認、立入検査
- ②法に基づく指導・助言、勧告、命令

情報提供・助言

〔 施策情報、科学的知見
他の地域での取組事例 〕

意見・要望

〔 地域の課題やその対策
を取りまとめ 〕

家畜の所有者

飼養衛生管理者（選任）

- ①必要な衛生対策の見える化
・飼養衛生管理マニュアル、看板
- ②飼養衛生管理者によるチェック
・自己点検→衛生管理の徹底
- ③指導を踏まえた改善

自己点検結果
の報告等

研修等の実施

協議会

〇〇地区家畜衛生協議会
地方公共団体 ↔ 生産者団体

- ・情報共有
- ・共同での取組
- ・意見集約

関係事業者

※都道府県・市町村の地域単位等で開催

家さんの飼養衛生管理基準

- 家さんの飼養衛生管理基準では、①人・物・車両によるウイルスの持込防止や②野生動物対策がポイント。
- 特に**大規模農場**については、その家畜の管理に多数の従事者が関わる中、**必要な衛生水準を確保**するため、令和3年の基準改正により、**畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置**や**事前の発生対応計画の策定**等を上乘せで規定。

家さんの飼養衛生管理基準の主なポイント

人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ✓ 衛生管理区域、家さん舎への出入りの**洗浄・消毒の徹底**
- ✓ 衛生管理区域**専用の衣服、靴**、家さん舎ごとの**専用の靴の使用**
- ✓ 上記措置の**記録** 等



家さん舎専用の靴の使用



家さん舎ごとの消毒



出入りの最小限化

野生動物対策

- ✓ **防鳥ネット**の設置・修繕、**壁の破損・隙間の修繕**
- ✓ 家さん舎周囲の**清掃、整理・整頓**
- ✓ 上記措置の**定期点検** 等



壁等の破損の修繕



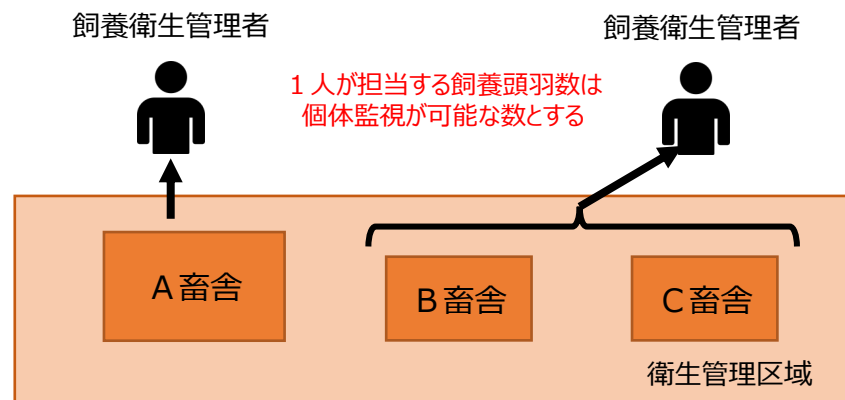
家さん舎周辺の整理整頓



周辺の樹木の剪定

畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置

- 畜舎ごとに担当の**飼養衛生管理者**を選任することを義務付け
- 同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、1人が担当する飼養頭羽数に上限を設定（鶏は10万羽、豚は3千頭（ただし、肥育豚は1万頭））



事前の発生対応計画の策定

- 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜所有者（概ね20万羽以上飼養）は、**発生に備えた対応計画を策定**することを義務付け

【発生に備えた対応計画における記載事項】

- ・農場概要・農場内の動線図
- ・農場内で防疫作業に必要な人員
- ・農場内で使用する資材・機材
- ・防疫作業手順（埋却・焼却及び消毒の具体的な方法等）

ウイルスが侵入し得る「隙」

- 飼養衛生管理の基本は、農場に病原体を持ち込まないこと。農場の「隙」を埋める不断の取組が重要。
- 野鳥・野生動物の侵入・誘引防止など従来の対策に加え、直近の発生事例を踏まえた対策強化も必要。

金網や防鳥ネット等の
破損



×小動物が開けたと考えられる穴

集卵ベルトや鶏糞排出口の
隙間



○防鳥ネット・カバーの設置

堆肥舎での卵や廃鶏の
放置による野鳥の誘引



×廃棄卵の放置

鶏舎周辺の野鳥の
住处等の存在



×農場周辺から飛来するカラス

外部作業者の
消毒の不徹底



○タイヤ周りを含めた消毒の徹底

令和7年飼養衛生管理基準改正の主な改正項目

- **全畜種において類似の項目と統合**するなど、整理。
- あわせてペット等として飼養されている小規模農場を対象として、**新たに非商用農場向けの基準を設定**。
- 疫学調査等を踏まえた**侵入防止対策や地域的なまん延防止対策**を家さんの基準に追加。
- 令和7年9月29日に公布し、一部項目を除き10月1日付けで施行。

全畜種共通（重複・類似する項目について統廃合）

- 飼養衛生管理マニュアルに規定する事項の整理
 - ・ 「農場の平面図」を農場内の消毒の実施方法とあわせてマニュアルに含めるよう整理
 - ・ 「愛玩動物の区域内での飼養禁止」について、既に別項目で規定があるためマニュアル内から削除
 - ・ 「洗浄及び消毒等の具体的な方法等」の中に「農場における更衣」の記載を統合
- 家畜の健康観察について、導入時・毎日・出荷時の記載を一つの項目に統合
- 「衛生管理区域に物品を持ち込む際の措置」と、「海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込まない」旨の措置を統合
- 「給与する水の消毒」について、「給餌施設及び給水施設に関する項目」内に統合
- 「衛生管理区域内の整理整頓に関する項目」と、「畜舎等施設の清掃及び消毒に関する項目」と統合

新たに設定する基準（非商用家畜）

- **全ての家畜種の生産物の出荷を行わない小規模飼養農場**について、飼養する家畜の感染予防及び周辺へのまん延防止のための基本的な項目を中心とした**新たな基準を設定（R8年10月1日施行）**

家さんの基準

- 対象とする家さんにエミュを追加
- **対応計画の策定対象となる大規模所有者が講ずる措置**
 - ・ 入気口へのフィルター、細霧装置等の設置、消毒薬や水の散布等の**塵埃対策（R8年10月1日施行）**
 - ・ **分割管理の導入の検討**
 - ・ 対応計画に農場による人員、資機材等の防疫措置の実施体制を追記
- **再発・密集等高リスク地域対策（R8年1月1日施行）**
高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっている地域を予め指定（**大臣指定地域**）し、地域内の農場は以下の取組を実施
 - ・ 地域内の農場は地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、農場内での消毒薬散布、塵埃対策が行えるよう備えておく。
 - ・ 農場周辺における野鳥の生息状況を確認し、農場への侵入リスクについて把握
- **分割管理**に取組む場合、**家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う**よう対応を記載
- 調整池等の**農場敷地内の水場への野鳥飛来防止対策** 等

牛及び豚の基準

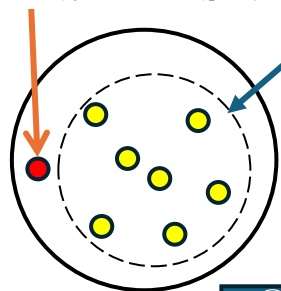
- **分割管理**に取組む場合、**家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う**よう対応を記載

大臣指定地域内での発生に対する準備

- 飼養衛生管理基準において、高病原性鳥インフルエンザ等が過去に複数事例発生しているなど発生及びまん延リスクが高いと考えられる地域を大臣指定地域として指定。
- 大臣指定地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生し、**法第30条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、準備措置を講ずる**よう規定。

大臣指定地域内で鳥インフルエンザが発生した際に消毒命令等を実施
(防疫指針)

(1) 地域内の農場で発生

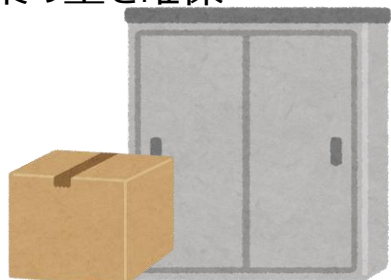


(2) 地域内の農場に対し、
①消毒の指示
②塵埃対策の指導
を実施

①に
備えて

消毒薬の備蓄 (飼養衛生管理基準)

- 家きん舎周辺を消毒するのに十分な消毒薬の量を確保



②に備えて

塵埃対策の準備 (飼養衛生管理基準)

- 入気口周辺対策の場合 (換気量の低下などにより家きんの健康を害するおそれがある場合は実施を見送ることもできる)
→ フィルターや不織布の設置
→ 上記設置に向けた準備 (枠の設置等)



農場で実施可能な対策を考え、必要な準備を検討

- 消毒薬や水の散布の場合
→ 動噴などの散布に必要な機材の準備



野鳥の状況把握・誘引防止対策

- 飼養衛生管理基準において、大臣指定地域内の農場は野鳥について、①農場周辺の生息状況の把握と、②農場への誘引防止対策の実施、③地域で実施する誘引防止対策の検討を規定。
- 飼養衛生管理指導等指針において、協議会を活用した地域一体となった周辺環境におけるウイルス低減対策の実施を規定。

大臣指定地域に所在する農場周辺の 野鳥等の生息状況の把握等 (飼養衛生管理基準)

- ・農場周辺の野鳥等の生息状況の把握
- ・鶏舎の屋根や開口部付近の野鳥が止まるような構造物へのテグスや鳥よけの設置などの農場内の野鳥誘引防止対策の実施
- ・地域的な実施が必要となる野鳥誘引防止対策の検討



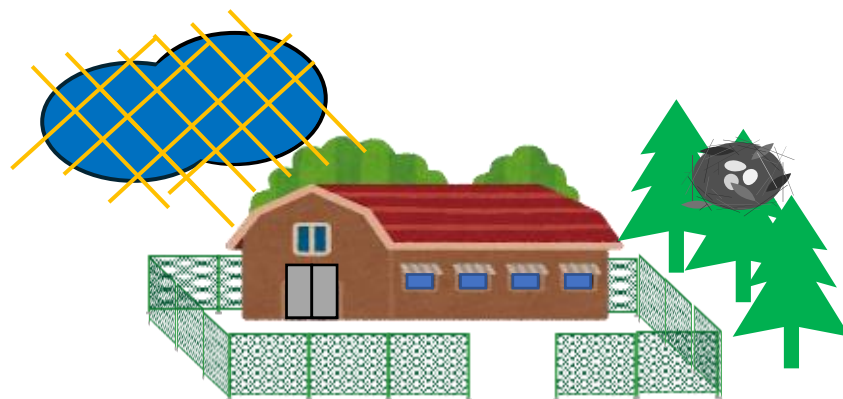
家畜の所有者

- ・周辺の林にカラスを追い払うことが必要。
- ・ため池に飛来するカモの誘引防止が必要。

把握した情報を基に地域一体となった対策 (指導等指針・防疫指針)



- ・カラスの追い払い（状況によって巣の撤去）
- ・ため池への忌避テープの設置や水抜きなどの対策の実施を関係者が一体となって検討



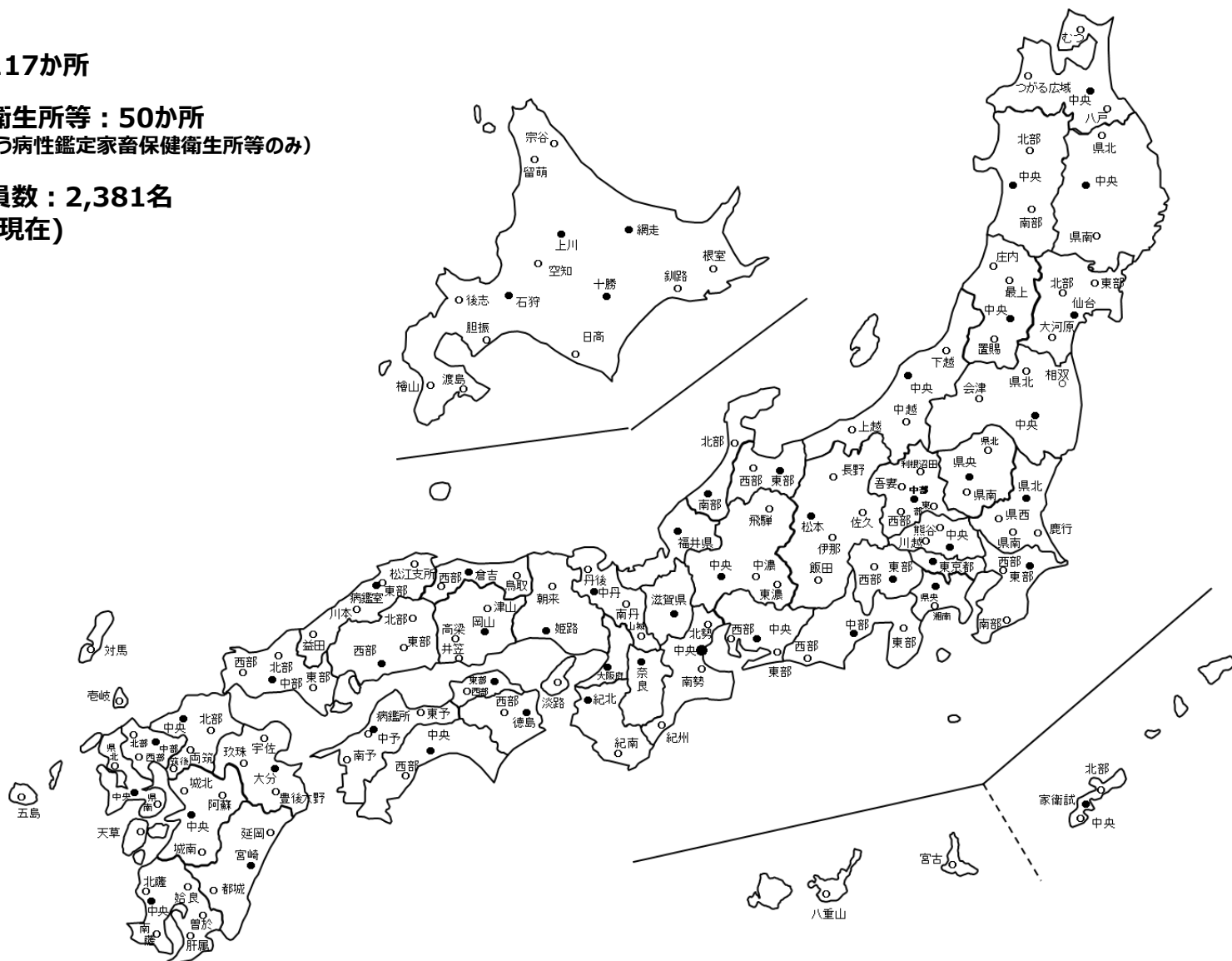
家畜保健衛生所等の設置状況

○ **家畜保健衛生所は、都道府県の機関として設置され、我が国の畜産振興のため、地域における家畜衛生の向上を担っており、家畜の伝染病予防に関する事務や、家畜疾病の診断、飼養衛生管理の指導などを行っている。**

○ **家畜保健衛生所：117か所**

● **病性鑑定家畜保健衛生所等：50か所**
(各都道府県の中核を担う病性鑑定家畜保健衛生所等のみ)

家畜保健衛生所職員数：2,381名
(令和8年4月1日現在)



農場HACCP認証に向けた取組

- 家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師など、**地域一体となった生産段階のHACCP手法導入**を推進。
- **農場指導員**（家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員）を**養成**するとともに（H20年度～）、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施（H21年度～）。
- HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の**認証基準を公表**（H21年度）するとともに、**認証制度の構築**を推進。
- **民間での農場HACCPの認証手続きが開始**（H23年度～）。※民間認証機関は2団体（令和7年4月現在）。

農場HACCP認証に向けた取組

農場指導員※

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

衛生管理システムの構築

- ・方針、目標の明確化
- ・組織、役割の明確化
- ・生産工程の明確化、マニュアルの作成
- ・危害因子調査（サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等）
- ・危害要因分析（HA）
- ・必須管理点（CCP）の設定

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等のフィードバック

農場HACCP認証を取得した畜産農家の声

- ・経営者や従業員の安全な畜産物を生産するという意識・責任感が高まった
- ・作業の平準化が図られ、生産性が向上した



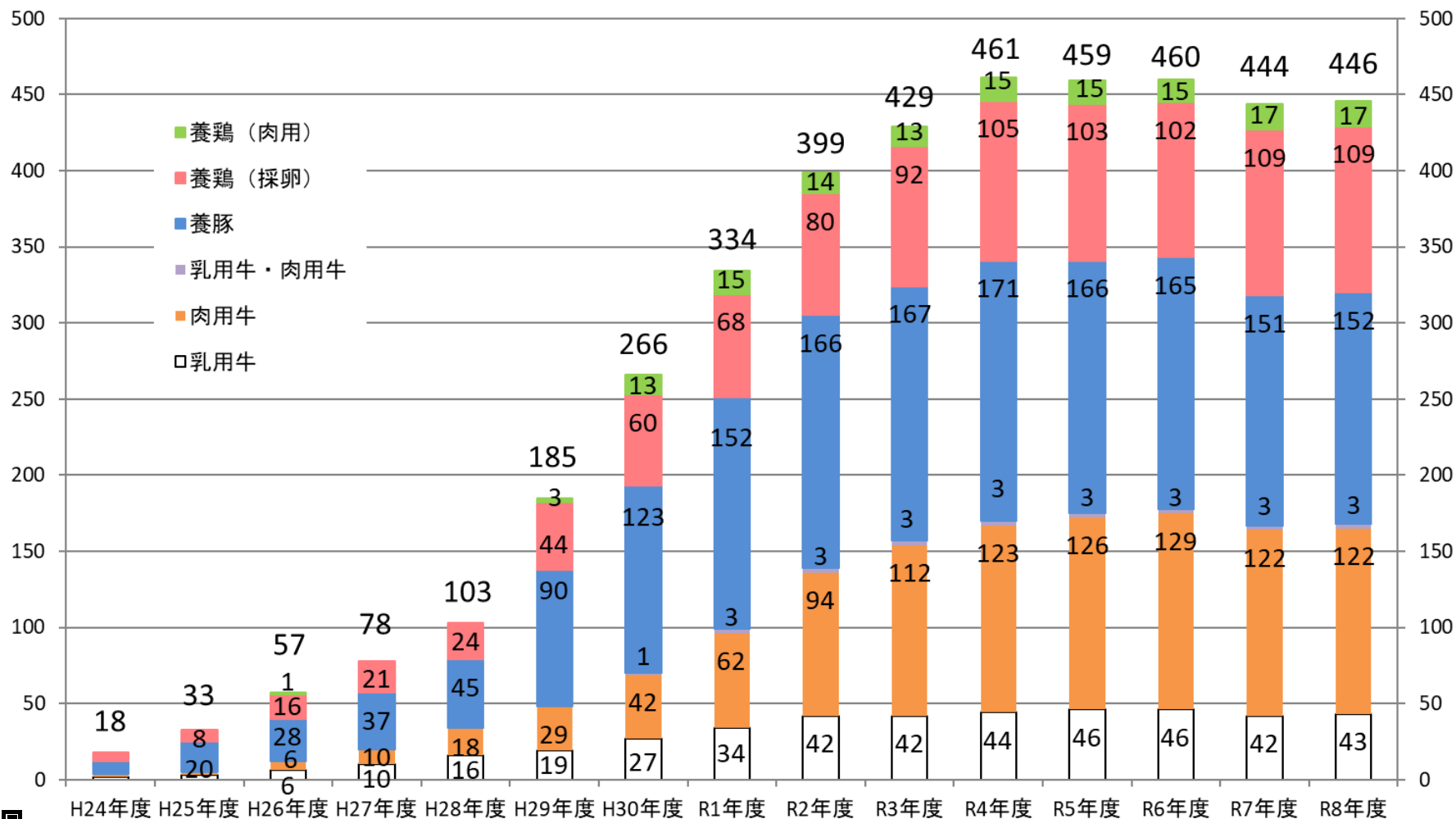
農場HACCP
認証マーク

消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保

農場HACCP認証取得の推移

○ 農場HACCP認証を取得している農場数は、令和8年4月時点で446戸。



目 次

I. 家畜衛生対策

1. 家畜伝染病予防法の概要	3
2. 水際対策	10
3. 発生予防対策	20
4. まん延防止対策	31

II. 主な家畜疾病

1. 高病原性鳥インフルエンザ	42
2. 豚熱	61
3. アフリカ豚熱	72
4. 口蹄疫	81
5. BSE（牛海綿状脳症）	85
6. ランピースキン病	90
7. ヨーネ病	93
8. その他疾病	97

III. 畜産物の輸出入検疫	101
----------------	-----

IV. 家畜衛生に関する国際連携	107
------------------	-----

特定家畜伝染病の発生状況

- **口蹄疫**は、平成22（2010）年4月に宮崎県で10年ぶり発生。翌平成23（2011）年2月にはWOAHの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。他方、**海外では継続的に発生しており、韓国でも、令和8（2026）年1月、2月及び7月に発生。**
- **豚熱**は、平成30（2018）年9月に岐阜県で26年ぶり発生、以降26都県で105事例発生。令和元（2019）年10月のワクチン接種後発生は散発的となるも、**ワクチン接種県における発生もなお見られる状況。**
- **アフリカ豚熱**は、我が国では未発生なるも、平成30（2018）年に中国で発生して以降、アジア全域に感染拡大。**韓国では、令和5（2023）年以降、南部まで発生が拡大し、令和8（2026）年以降も飼養豚・野生イノシシでの発生が相次いでおり、我が国への侵入リスクは高い。**
- **牛海綿状脳症（BSE）**は、平成13（2001）年9月に国内で初めて発生して以降、36事例発生。平成25（2013）年5月のWOAH総会で「無視できるBSEリスク」国に認定（**平成14（2002）年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない**）。
- **高病原性鳥インフルエンザ**は、令和2年シーズン以降、毎年、秋から春にかけて発生。**令和7年シーズンは、累計16道府県24事例発生、約576万羽を殺処分。**
- **牛痘**は、大正11（1922）年以降我が国での発生は確認されておらず、国際的にも、平成23（2011）年5月のWOAH総会において撲滅が宣言。
- **牛肺疫**は、昭和15（1940）年以降我が国での発生は確認されていないが、国際的にはアフリカ中心に発生継続。

発生事例数

年（西暦）	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
口蹄疫	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	9	4	5	6
牛海綿状脳症（BSE）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高病原性鳥インフルエンザ	1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	33	28	66	38	23	44

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（疑似患畜を含む）。

早期通報の徹底

- 鳥インフルエンザ等のまん延防止のためには、発生農場からのウイルス拡散を防止することが重要であり、農場内でウイルスを増殖させず、速やかに封じ込めることが必要。
- 農場内でのウイルス増殖を防ぐためには、いかに早期に異状を発見し、防疫措置を開始できるかにかかっている。
- 異状の早期発見・早期通報が行われなかった場合は、いわゆる「通報遅れ」によってまん延の可能性を高めたとして、手当金が減額される事由となり得ることに留意。

手当金減額事例数（鳥インフルエンザの場合）

	発生事例	手当金減額事例	うち「通報遅れ」による減額事例
R2シーズン	52事例	27事例	4事例
R3シーズン	25事例	14事例	2事例
R4シーズン	84事例	44事例	10事例
R5シーズン	11事例	9事例	1事例

※減額事例は、農水省ホームページにも掲載

◆具体例

【減額割合】 手当金及び特別手当金：2.35割減額（23.5%減額）

【減額理由】

農場の管理者は飼養衛生管理基準に従い、来場者の消毒実施状況の記録、衛生管理区域に立ち入る際の手指消毒、衛生管理区域に入る車両の消毒及び車内における交差汚染防止対策、衛生管理区域専用の衣服の着用及び更衣する際の交差汚染防止対策、家きん舎に立ち入る際の靴の交換、防鳥ネットの設置及び修繕、衛生管理区域の除草や資材の整理整頓等を行う必要がありますが、当該農場ではこれらが適切に行われていませんでした。また、家きんに異状が認められていたにもかかわらず、7日間家畜保健衛生所への通報がなされませんでした。

早期通報の呼び掛け（鈴木農林水産大臣メッセージ）

◆令和7年11月11日（閣議後定例大臣会見）

最も重要なことは、「早期通報」です。

既に全国どこで発生してもおかしくないという危機感の下、積極的な通報をお願いします。通報が遅れてしまうと、それだけ近隣への感染拡大の可能性が高まってしまいます。**空振りの通報であっても全く問題はありませんし、むしろ賞賛されるべきことです。**少しでも怪しいと思ったら迷わず通報いただく、このことをしっかりと生産者の方に徹底いただくことをお願いいたします。

◆令和7年12月23日（令和7年度鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議冒頭大臣メッセージ）

はじめに、**最も重要なのは「早期通報」です。**

既に全国どこで発生してもおかしくないこと、通報遅れにより瞬く間に感染拡大するおそれがあること、昨年シーズンでは1月に発生が最も多かったことを踏まえ、最大限の危機感の下、**少しでも異状を感じたら、即座に通報をお願いいたします。**

迅速な防疫措置のための初動対応

まん延
防止

- 特に鳥インフルエンザの場合、迅速な防疫措置（殺処分・埋却等）を実施するためには、**初動対応**が最重要。
- 初動の約12時間に行うべき、①**検査の迅速かつ確実な実施**②**防疫措置開始に向けた諸準備**③**農林水産省はじめ関係機関との適時適切な情報共有**、の3点について、各都道府県における体制の整備・点検が重要。

【防疫措置関連】

防疫措置準備

- ・防疫計画の策定、庁内体制の構築
- ・農場の下見（先遣隊派遣）
- ・焼埋却手法決定→事業者と調整

↓

① 資機材関係

- ・防疫資機材の在庫確認→不足時は追加調達
- ・防疫作業基地の選定・設営
- ・防疫資機材の基地への搬入

② 動員関係

- ・必要動員規模の把握→不足時は応援要請
- ・動員組織と調整、関係団体・民間業者と契約
- ・作業員の輸送手段確保

③ その他

- ・消毒ポイント設置準備
- ・通行遮断に係る警察との調整
- ・疫学調査隊準備

防疫措置開始

疑い事例確認
(異状鶏通報)

簡易検査
陽性

家畜防疫員の立入
・稟告、疫学聴取
・臨床検査
・簡易検査

通報

報告

病鑑家保持ち込み

遺伝子
検査

検査結果

共有

農
林
水
産
省

共有

動
衛
研

判定

確定

疑似患畜確定

【約10時間】

【約2時間】

分割管理の推進

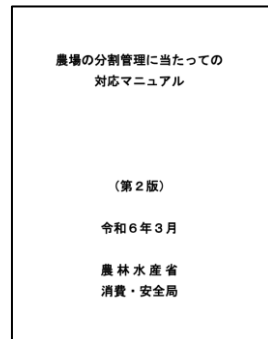
- 患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜は殺処分となるが、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、**人・物・家畜等の動線を分けることで農場を分割し、殺処分の範囲を限定することが可能（分割管理）**。
- 分割管理の導入に向けた検討は都道府県により偏りがある状況だが、**先行事例を紹介しつつ、大規模農場における分割管理の導入を推進**。

分割管理の取組の際の課題と解決の「タネ」

取組の際の課題	解決に向けた「タネ」
施設整備が必要な取組という認識	作業動線の見直しなど、 ソフト対策のみで検討している事例あり 。
大規模農場向けの取組という認識	中小規模であっても検討している事例あり 。
施設整備のための 資金が不足	衛生管理区域を別に設定し一時的に既存施設を使用する、仮設柵を設置するなど、 段階的な分割管理の導入が可能 。
従業員を分けられない	シャワーを浴びることで、分割された農場区画間の行き来が可能 。
農場内の施設の配置上 対応困難	経営規模拡大に取り組む際に合わせて検討が可能 。

分割管理の導入支援

- 「農場の分割管理に当たっての**対応マニュアル**」において、分割管理の取組についての**基本的な考え方**や**取り組む際のポイント**について記載



農林水産省ホームページ
ホーム

→消費・安全

→家畜の病気を防ぐために

→農場の分割管理について

https://www.maff.go.jp/j/syouan/doiuei/katiku_yobo/bunkatukanri.html

- **消費・安全対策交付金（家畜衛生の推進（ハード））**で支援可能

3. 農場の分割管理の導入

高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、**農場の分割管理**に取り組む場合に追加で必要となる**更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、堆肥舎等の設備・機器等**の整備を支援します。

[お問い合わせ先]

消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

分割管理に取り組んでいる事例

○ 各農場の現状・課題に応じて、要すれば予算事業を活用しつつ、分割管理に取り組む事例あり。

事例 1（令和 5 年 11 月～分割管理開始）

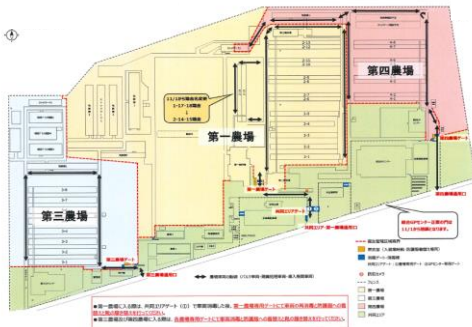
【分割前】



課題・現状

- できるだけ早期に分割管理を開始したい意向（次シーズン目途）
- 消毒ゲート、更衣室、堆肥舎が一部共通
- 従業員が共通
- GPセンターは 3 箇所

【分割後】



対応

- ✓ 既存施設を元に、3 農場に分割。農場間に境界柵を設置（消費・安全対策交付金を活用）し、区域毎に消毒ゲートを整備
- ✓ 早期に分割管理を開始するため、仮設柵・仮設更衣室を設置し、既存の堆肥舎を活用して分割管理を開始
- ✓ 従業員を専属化し、分割後の運用の変更点、疾病発生時の農場毎の対応等について定期的に研修会を実施

事例 2（令和 6 年 4 月～分割管理開始）

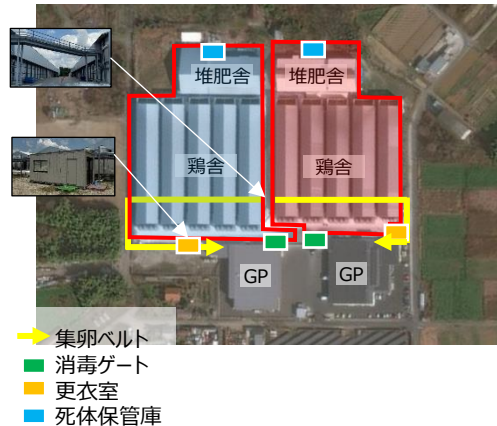
【分割前】



課題・現状

- 区画の境界が不明確
- 中央部分で集卵ベルトが共用
- 消毒ゲート、更衣室、死体保管庫は共用
- 堆肥舎、GPセンターは区画毎
- 従業員は鶏舎毎に配置

【分割後】



対応

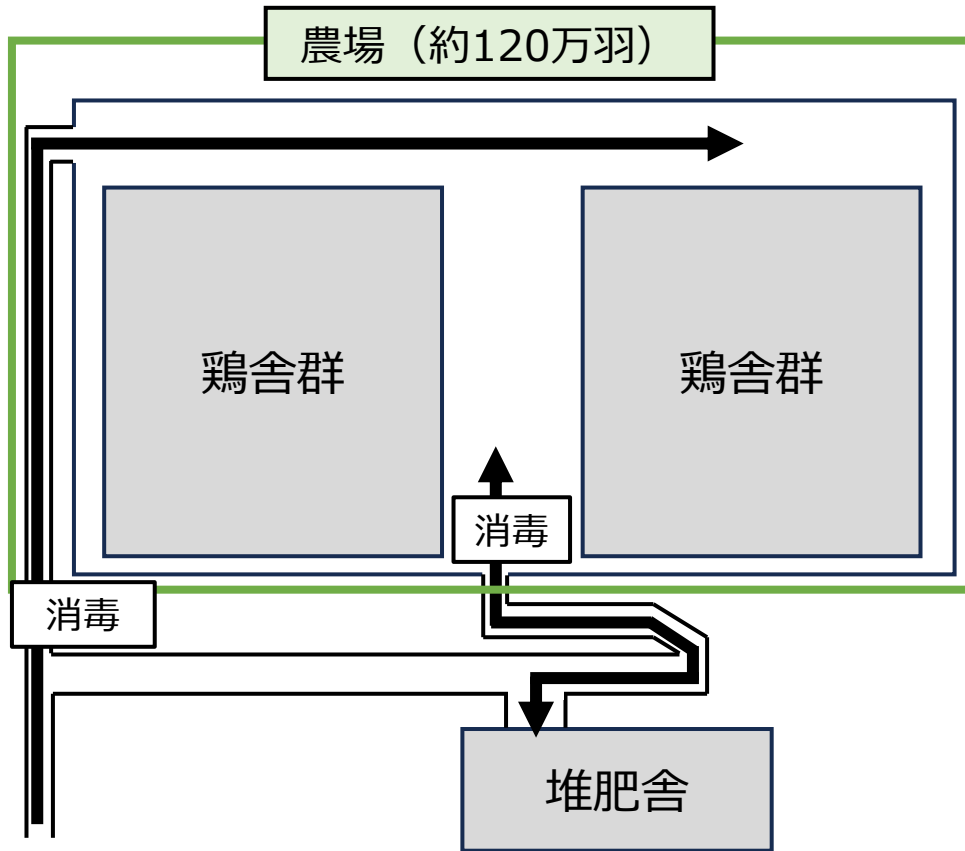
- ✓ 一時的な対応として三角コーンを設置、境界を明確化（境界柵を整備予定）
- ✓ 集卵ベルトの共用停止
- ✓ 車両用の入場ルート of 仮設定（消毒ゲートを整備予定）
- ✓ 更衣室を整備
- ✓ 死体保管庫を独立した衛生管理区域に設定（区画毎の保管庫を整備予定）
- ✓ 従業員教育の実施

分割管理によって殺処分羽数を抑制できた事例

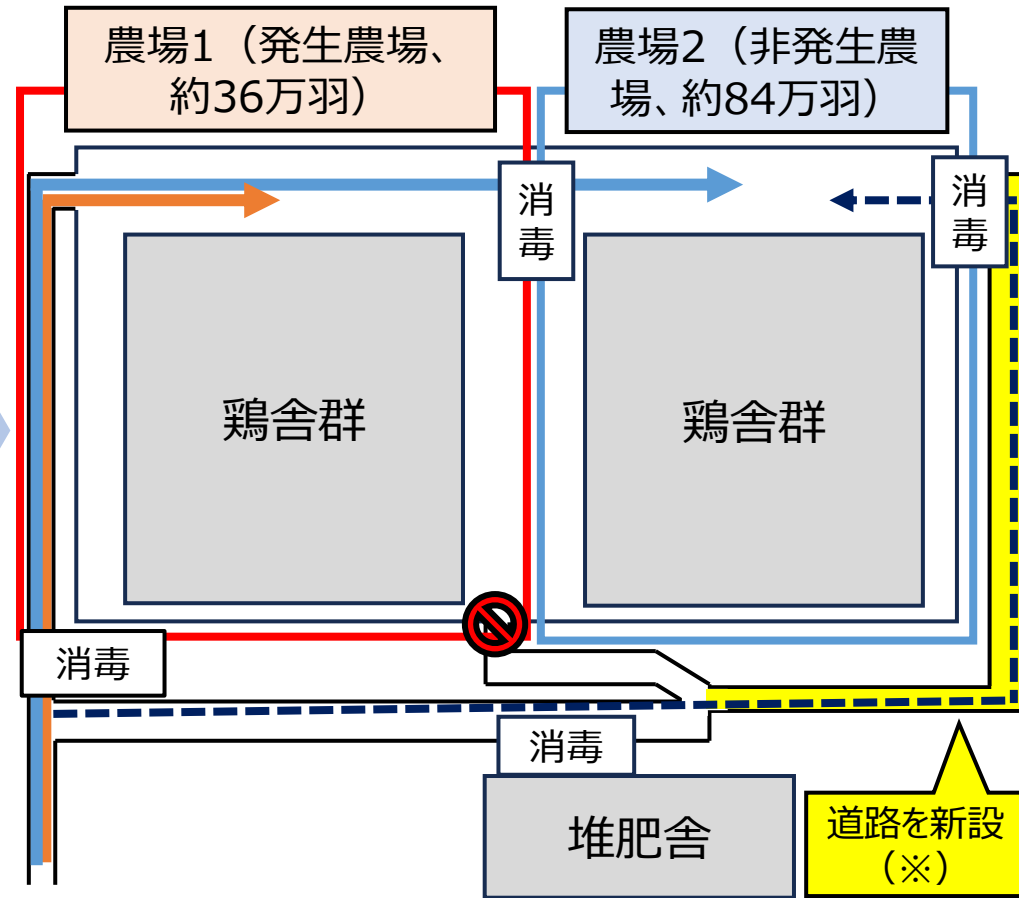
まん延
防止

○ 令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生においては、分割管理事例において実際に殺処分羽数を抑制（約120万羽から約36万羽）。

分割管理導入前



分割管理導入後



※新設された道路は、農場2の鶏糞の堆肥舎への運搬及び農場1の防疫作業時における農場2の従業員の農場2への出入りに利用

- 家畜伝染病予防法上、まん延防止のための**埋却地等の確保は、家畜の所有者の責務**。
- **確実に活用できる埋却地の確保状況の確認**とともに、**焼却の活用**も推進。鳥インフルエンザの発生事例では、令和4年シーズンは約3割、令和5年シーズンは約5割、**令和6・7年シーズンは約4割で焼却を活用**。
- 焼却の活用にあたっては、**焼却施設が対応可能かの確認・事前の取り決め**のほか、**焼却施設までの運搬ルート**を決める等の**事前調整が重要**であり、先行事例の共有等により、更に取組を推進。

●家畜伝染病予防法（抄）

（家畜の所有者の責務）

第二条の二 **家畜の所有者は**、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病的発生を予防し、当該**家畜に起因する家畜の伝染性疾病的のまん延を防止することについて第一義的責任を有している**ことを自覚し、家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家畜の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努めなければならない。

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第二十一条第一項の規定による**焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保**その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2～5 （略）

死体の処理方法（鳥インフルエンザの場合）

	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
埋却	56事例 (66.7%)	6事例 (54.5%)	31事例 (60.8%)	14事例 (58.3%)
焼却	21事例 (25.0%)	3事例 (27.3%)	5事例 (9.8%)	8事例 (33.3%)
埋却・ 焼却の 併用	7事例 (8.3%)	2事例 (18.2%)	15事例 (29.4%)	2事例 (8.3%)
合計	84事例	11事例	51事例	24事例

◆移動式焼却炉の活用◆

- R6シーズンでは、**移動式焼却炉**を動物検疫所から**発生県に貸与し、焼却作業に活用**した事例あり。



- **令和6年シーズン**における**発生51農場のうち46農場**（採卵鶏農場では40農場のうち36農場）が、令和7年9月1日時点で**経営再開済み**。
- **発生農場**に対しては、**家畜伝染病予防法**に基づき、原則として、**殺処分した家さんの評価額の全額が手当金**として交付。**迅速な手当金の交付に向け、県とも連携**。

経営再開状況（令和7年9月1日時点）

経営再開支援メニュー

◆発生農場における再開状況◆

	発生農場数	再開済み	未再開	再開予定なし
R2シーズン	52	48	0	4
R3シーズン	23	18	1	4
R4シーズン	81	74	0	7
R5シーズン	11	8	0	3
R6シーズン	51	46	1	4

【家畜伝染病予防費】

- 家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分した家さんに対する手当金**について、原則として**評価額の全額を交付【全額国費】**。

【評価額の算定方法】

- ・ヒナ導入価格に、エサ代等、飼養に要した費用（生産費）を積上げ。
- ・採卵鶏は、産卵最盛期以降、飼養日数に応じ、廃鶏時の価格まで減損。

- 迅速な交付に向け、農家に対する**必要書類の事前周知・申請フォロー**、家保・県庁における**進捗管理**、**審査の進捗状況の農家へのフィードバック**等について、**発生県と連携して対応**。

◆採卵鶏農場における再開状況◆

	発生農場数	再開済み	未再開	再開予定なし
R2シーズン	31	28	0	3
R3シーズン	14	12	1	1
R4シーズン	61	56	0	5
R5シーズン	7	4	0	3
R6シーズン	40	36	0	4

【家畜防疫互助基金支援事業】

- 発生農場の**空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分を支援**。

【クイック融資メニュー・農林漁業セーフティネット資金】

- 経営再開に必要な**家さんの導入**、**飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、クイック融資メニュー（p40）や農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：年間経営費等の6か月分又は600万円）の活用が可能。

（注1）「発生農場数」は、公的機関や展示施設など畜産業以外の発生及び関連農場を除く。

（注2）「未再開」は、再開予定がある又は再開するかが未定の農場を含む。

- 豚熱が発生した農場に対しては、原則として殺処分された家畜の評価額の全額を手当金として交付。
- これに加えて、**家畜防疫互助基金**や**飼料・営農資材の購入**等に要する資金の低利融資も用意。

経営再開支援メニュー

【家畜伝染病予防費】

- 発生農場の早期経営再開に向け、家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分した豚、イノシシに対する手当金**について、原則として**評価額の全額を交付【全額国費】**。

【家畜防疫互助基金支援事業】

- また、経営再開に向けた支援として、発生農場の**空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分を支援**（令和8年5月の家畜伝染病予防法改正により、殺処分対象が見直されたことを受け、20日齢以下の豚を互助金交付対象に追加。）。

【クイック融資メニュー・農林漁業セーフティネット資金】

- さらに、経営再開に必要な**家畜の導入、飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、クイック融資メニュー（詳細次ページ）や農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：年間経営費等の6か月分又は600万円）の活用が可能。

家畜疾病経営維持資金（クイック融資メニュー）

まん延
防止

○ **重大疾病発生時のセーフティネット**として、対象疾病の発生に伴う家畜等の処分により経営停止などの深刻な影響を受けた畜産農家向けに、**迅速な資金融通**を行うことで、**疾病発生直後の資金繰りを支援**。

貸付条件

貸付対象	対象疾病発生農家
貸付限度額	手当金等交付見込額（上限：3億円） ⇒ 家畜1頭羽当たりの単価 × 処分頭羽数
償還期限	2年以内（一括償還） 手当金等の交付を受けたら 償還期限にかかわらず速やかに償還
貸付金利	無利子
その他の支援	保証料免除
融資機関	民間金融機関 農協、銀行、信用金庫、商工中金 等

◆家畜1頭当たりの単価（主なもの）

肉用牛	552,532円
乳用牛	296,822円
肥育豚	12,824円
哺乳豚 (概ね28日齢まで)	2,144円
採卵鶏	839円
肉用鶏	374円

※1 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫、牛肺疫が対象。

※2 発生農家であっても、以下の場合には対象になりません。

①対象疾病のまん延につながる行動をとったり、まん延防止措置に協力しないなどの疑いがある場合

②通報遅延や飼養衛生管理基準不遵守の疑いにより、手当金等が20%を超える減額が見込まれる場合

※3 疾病発生から資金融通までの期間は、債務保証の利用等、個々の利用条件により異なるが、最短で数週間から1か月を想定。

※4 手当金等交付見込額は、過去の手当金等交付時の評価実績額を踏まえて算出。

肥育豚・哺乳豚については、豚熱の発生に伴い、疑似患者が家畜伝染病予防法第17条に基づき殺処分される場合の単価。

※5 農業保証保険制度による債務保証を利用する場合は、農家が負担する保証料を免除。

目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	31
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	42
2． 豚熱	61
3． アフリカ豚熱	72
4． 口蹄疫	81
5． BSE（牛海綿状脳症）	85
6． ランピースキン病	90
7． ヨーネ病	93
8． その他疾病	97
III． 畜産物の輸出入検疫	101
IV． 家畜衛生に関する国際連携	107

(1) 病原体

国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により
高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定された A 型インフルエンザウイルス



元気消失

(2) 対象家さん

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(3) 症状・特徴

高い致死性と**強い伝播性**をもつ。感染した家さんは、死亡に加え、元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢などを示す。

※ **人獣共通感染症**：海外では、家さん等との密接接触に起因する人への感染事例（死亡事例あり）も報告。
「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、ヒトに感染する可能性はないと考える」（内閣府食品安全委員会）

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、**冬期に発生**しやすい。

我が国において、直近では、**令和 2 年シーズン以降、毎年発生**（6 シーズン連続）。

＜実際の事例（R4シーズン：**7 日間の通報遅れ**）＞

(5) 早期通報・殺処分の意義

早期発見できなければ瞬く間に農場内で感染拡大し、
多くの家さんが本病に感染し死亡。

⇒ **早期通報及び迅速な殺処分**等による
まん延防止措置が**必要不可欠**

通常の死亡羽数	7 羽程度（鶏舎当たり）
異常 1 日目 （本来通報すべき日）	27羽死亡（発生鶏舎。以下同じ）
3 日目	617羽死亡
6 日目	1,389羽死亡
7 日目	3,974羽死亡
8 日目（通報当日）	さらに死亡増加（ 鶏舎の大多数が死亡 ）

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況

○ 令和7年シーズンは、これまでに24事例発生し、約576万羽が殺処分対象となった。（採卵鶏17事例、肉用鶏5事例、その他2事例）

発生場所			発生日 ※ 1	飼養羽数 ※ 2、3	農林水産省 対策本部	防疫措置（殺処分、消毒等）			
						防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
						開始	完了		
①	北海道 1	養鶏場 （北海道白老町）	令和7年 10月22日	約45.9万羽 （採卵鶏・ケージ、平飼い）	10月22日	10月22日 8時00分	11月2日 12時30分	11月14日 0時00分	11月24日 0時00分
②	北海道 2	養鶏場 （北海道恵庭市）	令和7年 11月2日	約23.6万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月2日	11月2日 13時00分	11月10日 16時00分	11月22日 0時00分	12月2日 0時00分
③	新潟 1	養鶏場 （新潟県胎内市）	令和7年 11月4日	約63万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月4日	11月4日 8時00分	11月18日 16時00分	11月30日 0時00分	12月10日 0時00分
④	新潟 2	養鶏場 （新潟県胎内市）	令和7年 11月9日	約28万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月9日	11月9日 8時00分	11月18日 16時00分	11月30日 0時00分	12月10日 0時00分
⑤	宮崎 1	養鶏場 （宮崎県日向市）	令和7年 11月22日	約4.8万羽 （肉用鶏・平飼い）	11月22日	11月22日 8時00分	11月23日 11時00分	12月4日 14時00分	12月15日 0時00分
⑥	鳥取 1	養鶏場 （鳥取県米子市）	令和7年 12月2日	約7.5万羽 （肉用鶏・平飼い）	12月2日	12月2日 8時00分	12月6日 12時00分	12月17日 17時00分	12月28日 0時00分
⑦	兵庫 1	養鶏場 （兵庫県姫路市）	令和7年 12月16日	約24万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	12月16日	12月16日 9時00分	12月21日 20時00分	1月1日 12時00分	1月12日 0時00分
⑧	岡山 1	養鶏場 （岡山県津山市）	令和7年 12月20日	約43万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	12月20日	12月20日 9時00分	12月30日 15時10分	1月10日 15時00分	1月21日 0時00分
⑨	京都 1	養鶏場 （京都府亀岡市）	令和7年 12月24日	約28万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	12月24日	12月24日 9時00分	12月30日 20時00分	1月10日 9時00分	1月21日 9時00分
⑩	茨城 1	養鶏場 （茨城県城里町）	令和7年 12月25日	約97万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	12月24日	12月25日 8時00分	1月5日 12時00分	1月17日 0時00分	1月27日 0時00分
⑪	北海道 3	養鶏場 （北海道由仁町）	令和7年 12月29日	約0.6万羽 （採卵鶏・平飼い）	12月29日	12月29日 9時00分	12月30日 17時30分	1月11日 0時00分	1月21日 0時00分
⑫	埼玉 1	養鶏場 （埼玉県嵐山町）	令和7年 12月30日	約24万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	12月30日	12月30日 10時00分	1月5日 18時00分	1月17日 0時00分	1月27日 0時00分
⑬	宮崎 2	養鶏場 （宮崎県延岡市）	令和8年 1月2日	約0.6万羽 （肉用種鶏・平飼い）	1月2日	1月2日 15時00分	1月2日 23時35分	1月13日 13時00分	1月24日 0時00分
⑭	兵庫 2	養鶏場 （兵庫県姫路市）	令和8年 1月8日	約15.5万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月8日	1月8日 9時00分	1月11日 12時00分	1月22日 13時00分	2月2日 0時00分
⑮	香川 1	養鶏場 （香川県東かがわ市）	令和8年 1月10日	約2.4万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月10日	1月10日 9時00分	1月12日 14時00分	1月23日 13時00分	2月3日 0時00分

※ 1 疑似患畜と確認した日。 ※ 2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。 ※ 3 飼養羽数は疑似患畜確認時の羽数を記載。

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況

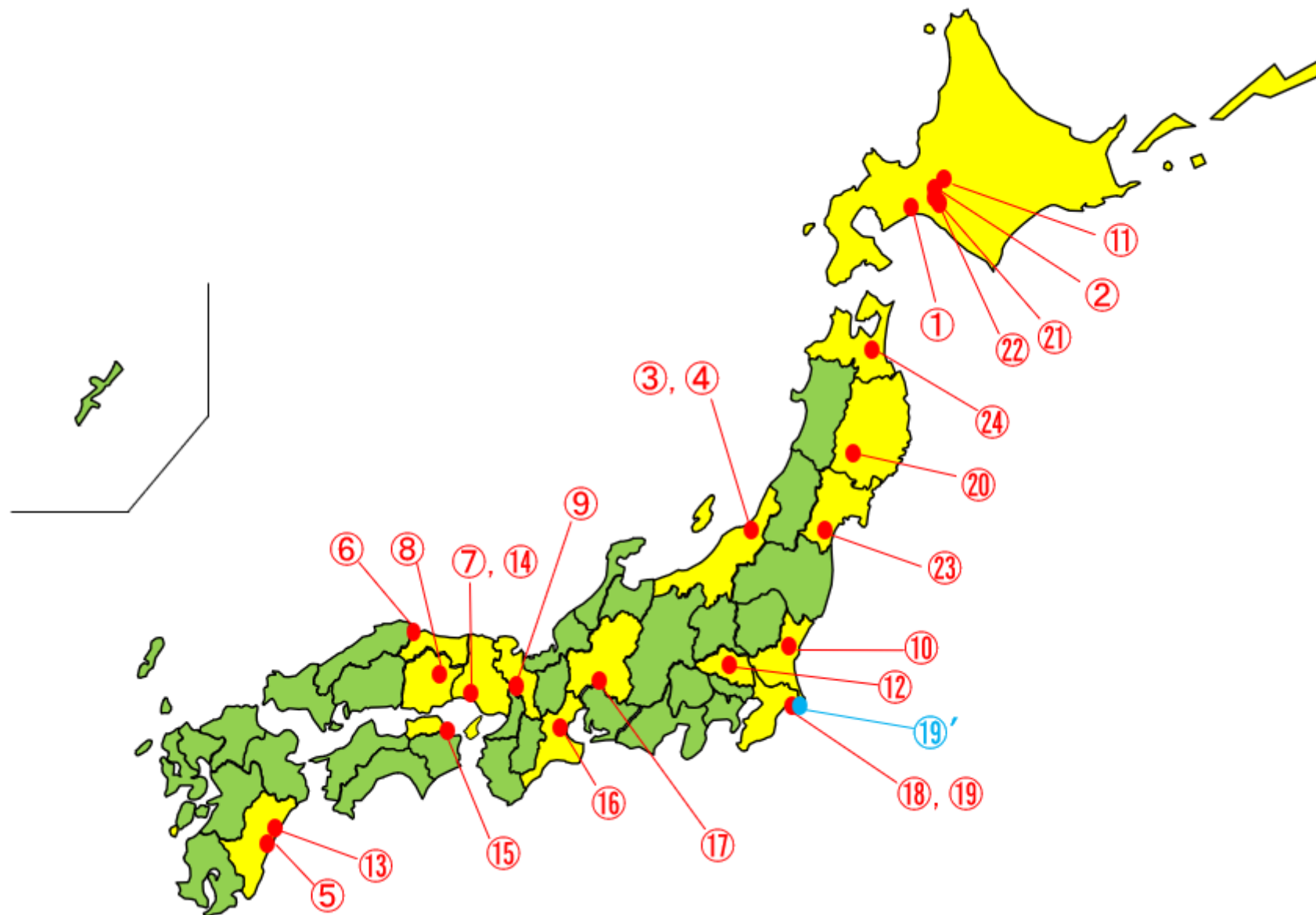
発生場所			発生日 ※ 1	飼養羽数 ※ 2、3	農林水産省 対策本部	防疫措置（殺処分、消毒等）			
						防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
						開始	完了		
⑯	三重 1	養鶏場 （三重県津市）	令和 8 年 1 月 13 日	約 2.5 万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1 月 13 日	1 月 13 日 9 時 00 分	1 月 15 日 5 時 30 分	1 月 26 日 15 時 00 分	2 月 6 日 0 時 00 分
⑰	岐阜 1	養鶏場 （岐阜県関市）	令和 8 年 1 月 22 日	約 2 万羽 （肉用鶏・平飼い）	1 月 22 日	1 月 22 日 8 時 30 分	1 月 24 日 8 時 30 分	2 月 5 日 0 時 00 分	2 月 15 日 0 時 00 分
⑱	千葉 1	家さん農場 （千葉県旭市）	令和 8 年 1 月 27 日	約 10.8 万羽 （うずら・ケージ飼い）	1 月 27 日	1 月 27 日 8 時 00 分	1 月 29 日 16 時 00 分	2 月 10 日 0 時 00 分	3 月 18 日 0 時 00 分
⑲	千葉 2	養鶏場 （千葉県旭市）	令和 8 年 2 月 20 日	約 6 万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	2 月 20 日	2 月 20 日 8 時 00 分	2 月 24 日 15 時 00 分	3 月 7 日 12 時 00 分	3 月 18 日 0 時 00 分
⑲'	千葉 2	養鶏場 （千葉県旭市）		約 2 万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）				3 月 7 日 12 時 00 分	3 月 18 日 0 時 00 分
⑳	岩手 1	養鶏場 （岩手県金ケ崎町）	令和 8 年 2 月 21 日	約 56 万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	2 月 21 日	2 月 21 日 9 時 00 分	3 月 3 日 18 時 00 分	3 月 14 日 9 時 00 分	3 月 25 日 0 時 00 分
㉑	北海道 4	養鶏場 （北海道安平町）	令和 8 年 3 月 5 日	約 18.8 万羽 （肉用鶏・平飼い）	3 月 5 日	3 月 5 日 8 時 00 分	3 月 12 日 13 時 20 分	3 月 24 日 0 時 00 分	4 月 3 日 0 時 00 分
㉒	北海道 5	養鶏場 （北海道千歳市）	令和 8 年 3 月 25 日	約 46 万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	3 月 25 日	3 月 25 日 8 時 00 分	4 月 4 日 13 時 00 分	4 月 16 日 0 時 00 分	4 月 26 日 0 時 00 分
㉓	宮城 1	家さん農場 （宮城県角田市）	令和 8 年 3 月 26 日	約 9,000 羽 （あひる（あいがも）・平飼い）	3 月 26 日	3 月 26 日 9 時 00 分	3 月 28 日 6 時 00 分	4 月 9 日 0 時 00 分	4 月 19 日 0 時 00 分
㉔	青森 1	養鶏場 （青森県東北町）	令和 8 年 4 月 22 日	約 23 万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	4 月 22 日	4 月 22 日 12 時 00 分	5 月 1 日 10 時 00 分	5 月 12 日 12 時 00 分	5 月 23 日 0 時 00 分

※ 1 疑似患者と確認した日。 ※ 2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。 ※ 3 飼養羽数は疑似患者確認時の羽数を記載。

【高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言について】

- 令和7年10月22日から令和8年4月22日まで国内の家さん飼養農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、**令和8年5月1日までに全ての発生農場の防疫措置が完了。**
- その後、新たな発生が確認されなかったことから、WOAH（国際獣疫事務局）の規定に基づき、**高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言**を提出。
- **清浄化の開始日を令和8年5月30日**（全ての発生事例の防疫措置完了から28日経過後）として、**同年7月3日夜（日本時間）、我が国から提出した清浄化宣言がWOAHのウェブサイトに掲載。**

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況

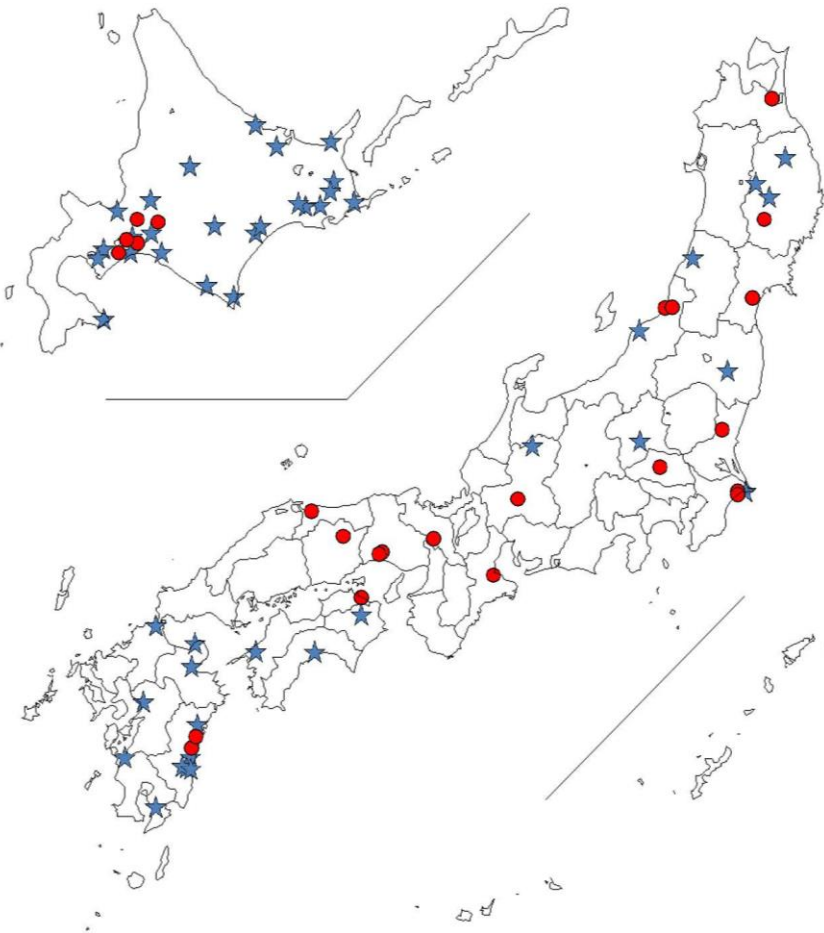


鳥インフルエンザの発生状況

- 令和7年シーズンは、地域に偏りなく発生が見られ、16道府県24事例発生し、約576万羽が殺処分の対象となった。
- 家さんの発生は10月から翌年4月まで続き、初発はR6シーズンに次ぐ早さ、最終はR5シーズンに次ぐ遅さの長期間の発生。
- 野鳥の感染が全国の広い範囲で起こっており、農場及び家さん舎の周辺環境へのウイルスの侵入の主要因となった。

令和7年シーズンの発生状況

● 家さん
★ 野鳥・環境試料



過去シーズンとの比較

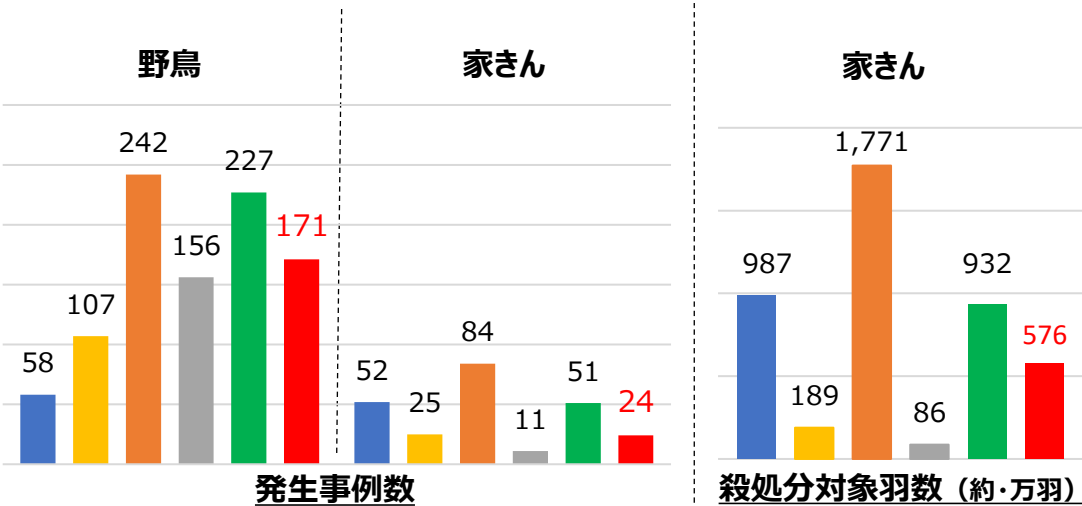
(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	10月15日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	5月22日
家さん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	4月22日

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数（野鳥、家さん）、殺処分対象羽数

■ : R2シーズン ■ : R3シーズン ■ : R4シーズン ■ : R5シーズン ■ : R6シーズン ■ : R7シーズン

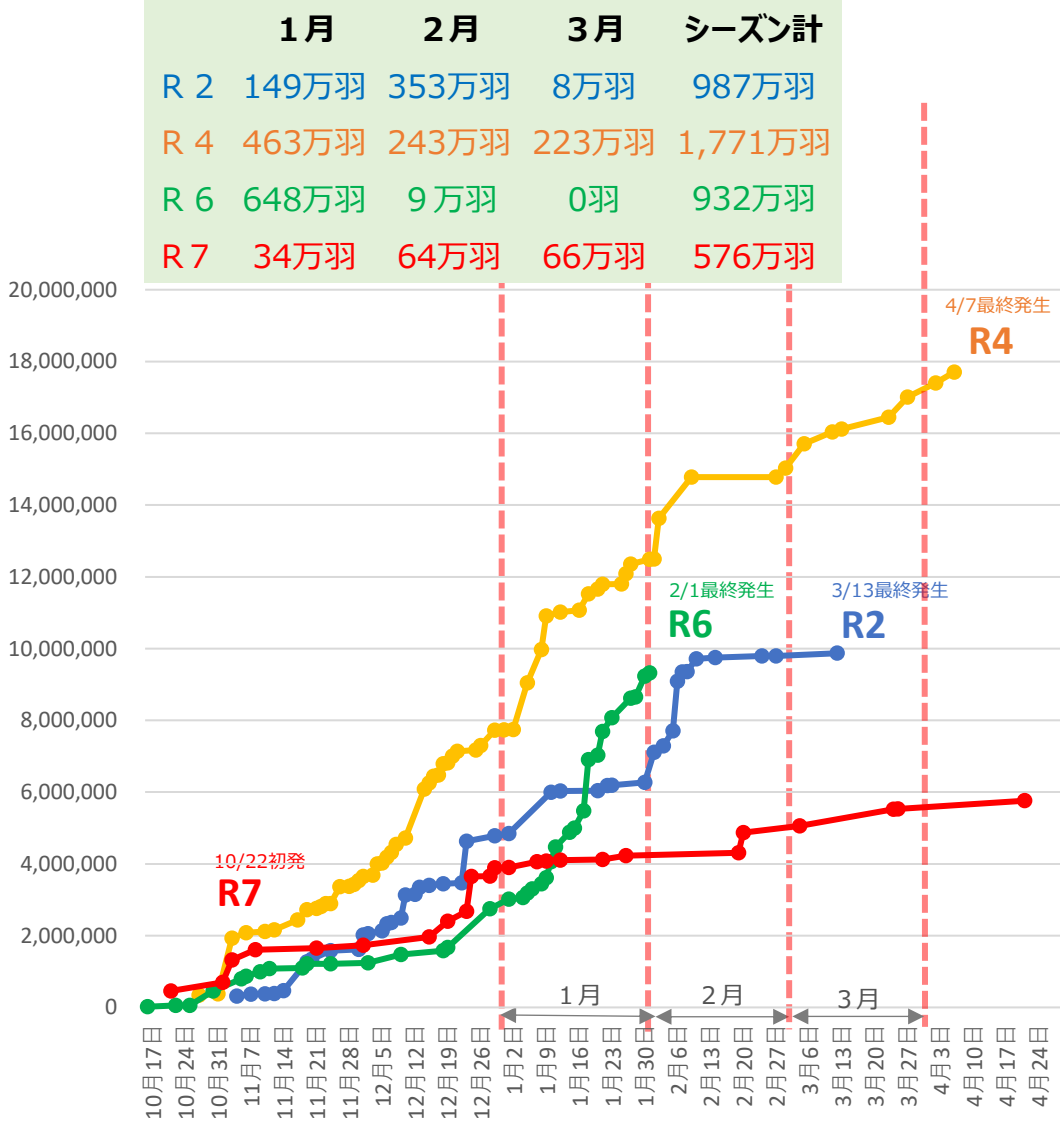


(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

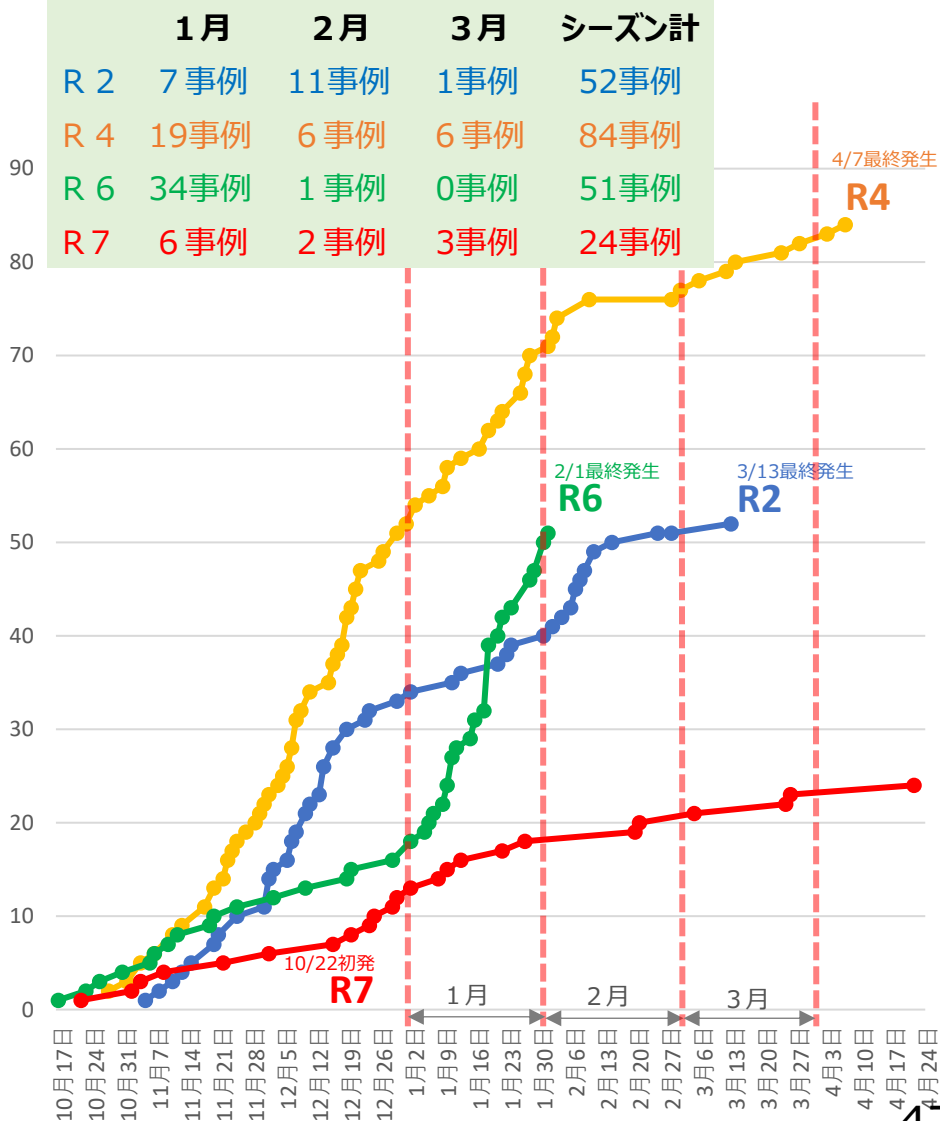
過去シーズンとの発生状況の比較

○ 令和7年シーズンは、大規模農場や既発農場での発生が多い傾向。

殺処分羽数の推移



発生件数の推移



- 11月9日に新潟県において、今シーズン4例目となる高病原性鳥インフルエンザと考えられる事例が確認され、北から南まで、**全国どこで発生してもおかしくない状況であるところ**、鈴木農林水産大臣より、全国各地の生産者、関係者、そして消費者に向けて、以下のとおりお願いのメッセージを発出。

発生予防・まん延防止対策の徹底

① **最も重要なのは「早期通報」**

既に全国どこで発生してもおかしくないという危機感の下、**積極的な通報**を徹底。

② **「再点検」**

今シーズンの発生は、「**大規模農場**」、「**水場が近く野鳥が飛来**」又は「**過去発生地域**」といった特徴があることも踏まえ、**飼養衛生管理の点検**を徹底。

③ **「迅速な防疫措置」**

地域での発生を1か所で止めるため、**迅速な封じ込め**を徹底。



鶏卵について

- **鶏卵の流通事業者においては**、発生地域等に対して鶏卵を融通するなど、**安定供給に向けて協力を**。
- **消費者においても**、**冷静な購買活動をお願いしたい**。

農林水産省としても、都道府県と連携を密にし、
発生予防・まん延防止に向けて、全力で臨みます。

＜総理指示＞（令和7年10月21日16時35分）

- ① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ② 現場の情報をしっかり収集すること。
- ③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

＜令和7年シーズン初発時（令和7年10月22日）の対応＞

- ① 関係省庁（※）と連携し、都道府県が実施する防疫措置（当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等）について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。（また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。）
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等（鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等）を実施。

（※）関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

発生時における政府一体となった対応

- 高病原性鳥インフルエンザの発生時には、**政府一体となった迅速かつ的確な初動対応**を行うことにより、早期の収束を図ることが重要。
- このため、**総理指示**を踏まえ、**内閣官房**が中心となり関係省庁の初動対応等の確認を行い、早期の事案の収束や感染拡大防止を図る。

高病原性鳥インフルエンザの発生

総理指示

- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 家きん業者に対し、**厳重な警戒を要請**するとともに、**予防措置について適切な指導・支援**を行うこと。
- 国民に対して**正確な情報を迅速に伝える**こと。

内閣府

食品安全委員会
食品の安全性に係る
情報提供

内閣官房

関係省庁との総合調整
関係省庁の連携促進

環境省

野生動物の監視

国土交通省

資機材の貸与

防衛省

自衛隊の災害派遣

経済産業省

中小企業への金融支援

厚生労働省

農場従事者等への
感染対策の周知・指導

財務省

事業者への金融支援

文部科学省

教育機関への情報提供

農林水産省

外務省

海外への情報提供

出入国在留管理庁

水際検疫措置の協力

総務省

消防機関との連絡調整

消費者庁

消費者への情報提供

金融庁

金融円滑化要請

警察庁

防疫作業の支援

関係閣僚会議等の速やかな開催

- ✓ 官房長官による総理指示の認識共有
- ✓ 関係省庁による初動対応等の確認

政府一体となった迅速かつ的確な初動対応の実施

※感染拡大が想定される場合には、
総理を本部長とし全閣僚が出席する「**対策本部**」を開催。

○ 令和6年シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、令和7年4月に以下の対策パッケージを打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

鳥インフルエンザワクチンをめぐる状況

- 我が国では、ワクチンを使用せず、早期通報、迅速な殺処分等により鳥インフルエンザの常在化を回避。
- 本病の発生の増加に伴い、卵価高騰など、国内では様々な問題点が顕在化。
- 他方、欧米諸国では、省力的な接種が可能な新しいワクチンの開発や、接種に向けた動きがみられている。

発生の増加に伴う主な問題点

鶏卵供給	鶏卵供給不足による卵価高騰
埋却地等	再開に当たって埋却地が確保できない、周辺住民の理解が得られない 等
殺処分作業	連続発生に伴う防疫措置の遅れ、防疫作業の担い手不足、家保職員の負担増加 等

ワクチンをめぐる近年の国際的な動き

年 月	世界の動き
2023年 5 月	➤ WOAH（国際獣疫事務局） 総会で、家さんへのワクチン使用の検討を促す決議が採択。
2023年10月	➤ フランス が、商用あひるを対象としたワクチン使用を開始。
2024年 6 月	➤ EU が、孵卵場での接種（卵内接種、1 日齢雛への接種）が可能なワクチンを承認。
2025年 2 月	➤ 米国 が、ワクチン使用を検討することを表明。 ➤ WOAH 及び FAO（国連食糧農業機関） が、 WHO（世界保健機関） にも意見照会の上で、ワクチン接種による発生予防・管理にも言及した、鳥インフルエンザ対策の世界戦略（2024－2033）を公表。
2025年 3 月	➤ オランダ が、採卵鶏へのワクチン使用（パイロットテスト）を開始。
2026年 3 月	➤ 英国 が、七面鳥へのワクチン使用（パイロットテスト）を開始。
2026年内	➤ カナダ が、ワクチン使用（パイロットテスト）を開始予定。

鳥インフルエンザワクチンに関する現状と課題

- ワクチン接種の導入のためには**解決すべき課題が多数存在**。
- 専門家や関係団体からなる**技術検討会**を令和 7 年 8 月に設置し、課題やその解決策について議論を開始。

ワクチン接種に係る現状と課題

現状	課題
○ 感染を完全に防御できず、感染した場合に症状が見えにくくなる ○ 感染拡大やウイルスの変異（ヒトに感染しやすくなる）の原因となる ○ 公衆衛生リスク（飼養管理者の感染防止対策、食品安全）	○ 接種群での感染の有無を確かめるため、接種農場でサーベイランスが必要 （全ての接種農場で少なくとも毎月検査が必要） ⇒持続的な検査体制の確立が必要
○ 大規模接種できなかったが、 新たなワクチンは、卵内・初生ひなへの接種が可能	○ 有効性等に関するデータに基づく議論が必要
○ 予防的ワクチン接種は新しい取組（国内未実施）	○ 接種する場合、新たにコストが発生 ⇒費用対効果を見極める必要

ワクチンの有効性や接種スキーム等の**技術的論点**だけでなく、ワクチン接種やサーベイランスの実施に伴う**事務的・経済的負担も十分考慮**の上、具体的な課題やその解決策を議論し、導入ありきではなく、慎重にその是非を判断。

鳥インフルエンザワクチン技術検討会について

- 予防的ワクチン接種の導入に関する具体的な検討を進めるため、**技術検討会を設置**。
- これまでに2回検討会を開催（初回は令和7年8月19日、直近では令和8年1月19日）。
- **予防的ワクチン接種の是非を判断するため、実効性のある接種のために必要な技術的論点・課題について検討**。

検討を行う意義

- ・ 現在、我が国では、発生農場の見逃しのリスク等から、予防的なワクチン接種は行わないこととしているが、令和2年以降、高病原性鳥インフルエンザが**毎年発生**し、世界的にも流行に歯止めが利かない状況。
- ・ 飼養衛生管理の徹底や発生時の迅速な殺処分等だけでは、**発生を予防し、流行を確実に防止することが困難**な場合も。
- ・ 大規模な発生時には、鶏卵の供給不足や価格高騰を招き、**国民生活へ影響を及ぼす可能性**。

➡ **発生件数を減少させ、大規模な発生のリスクを低減するため、予防的ワクチン接種の是非について、検討を行う。**

検討会委員の構成

- 家さん疾病小委員会委員、専門家、関係団体等

第2回検討会（令和8年1月19日）の概要

- 農林水産省から、検討に関する基本的な考え方について説明し、整理するとともに、技術的論点について議論した。
- 委員からは、主に以下の意見があった。
 - ・ 国内で**接種試験を実施し、ワクチンに関するデータを収集**すべき
 - ・ ワクチンは**流行株と抗原性が一致**していることが重要
 - ・ ワクチン接種は、**義務又は任意のどちらなのか**、接種範囲は**全国一律か限定した地域なのか**も論点
 - ・ **ワクチン接種の影響や鶏卵等の安全性**について**生産者や消費者に対して丁寧に説明**する必要

(参考) 過去の発生事例

<平成15年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～3月…3府県4事例 約27万羽 (山口県、大分県、京都府)
(※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

<平成18年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～2月…2県4事例 約16万羽 (宮崎県、岡山県)

<平成22年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

11～3月…9県24事例 約183万羽 (島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県)

<平成26年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

4月…1県1事例 約10万羽 (熊本県)
12～1月…4県5事例 約35万羽 (宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県)

<平成28年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

11～3月…9道県12事例 約166万羽 (青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県)

<平成29年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽 (香川県)

<平成17年度の発生> H5N2亜型 (低病原性)

6～12月…2県41事例 約578万羽 (茨城県、埼玉県)

<平成20年度の発生> H7N6亜型 (低病原性)

2～3月…1県7事例 (うずら) 約160万羽 (愛知県)

※野鳥における発生 (高病原性)

・平成20年 全3県
・平成22～23年 全16県
(他3県における動物園等の
飼育鳥からウイルスを確認)

・平成26～27年 全6県12事例
・平成28～29年 全22都道府県218事例
・平成29～30年 全3都県45事例
・令和2年シーズン 18道県58事例
・令和3年シーズン 8道府県107事例
・令和4年シーズン 28道県242事例
・令和5年シーズン 28都道府県156事例
・令和6年シーズン 19道県227事例

<令和2年シーズンの発生> H5N8亜型 (高病原性)

11～3月…18県52事例 約987万羽 (香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県)

<令和3年シーズンの発生> H5N1亜型/H5N8亜型 (高病原性)

11～5月…12道県25事例 約189万羽 (秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道)

<令和4年シーズンの発生> H5N1亜型/H5N2亜型 (高病原性)

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽 (岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県)

<令和5年シーズンの発生> H5N1亜型/H5N6亜型 (高病原性)

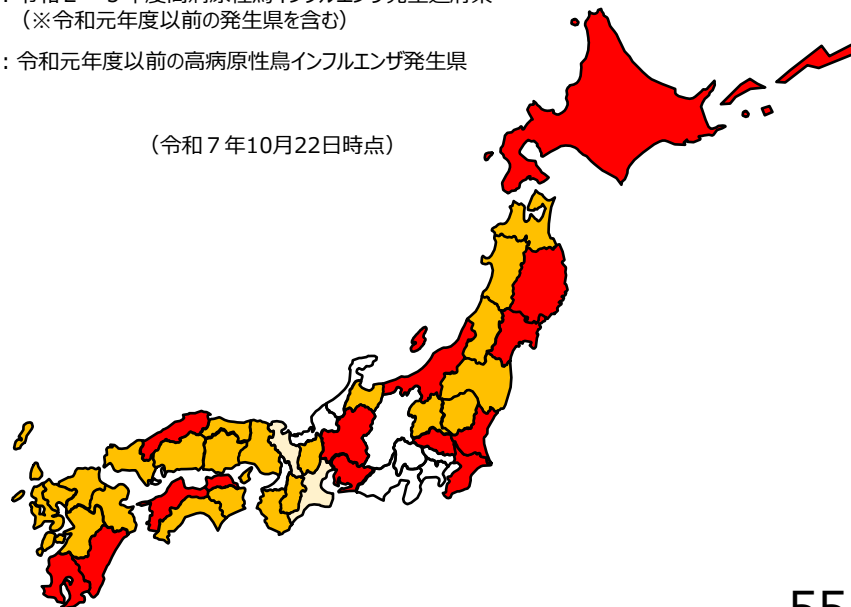
11～4月…10県11事例 約85.6万羽 (佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県、広島県、千葉県)

<令和6年シーズンの発生> H5N1亜型 (高病原性)

10～2月…14道県51事例 約932万羽 (北海道、千葉県、新潟県、島根県、香川県、宮城県、岐阜県、鹿児島県、埼玉県、宮崎県、愛媛県、茨城県、愛知県、岩手県)

- : 令和6年度高病原性鳥インフルエンザ発生県
(※令和5年度以前の発生県を含む)
- : 令和2～5年度高病原性鳥インフルエンザ発生道府県
(※令和元年度以前の発生県を含む)
- : 令和元年度以前の高病原性鳥インフルエンザ発生県

(令和7年10月22日時点)



(参考) 世界における発生・感染報告状況 (2023年9月以降)

※ WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



2026年6月29日現在

出典: WOAHP等

- 2025年8月以前に継続発生又は新規発生が報告された国・地域 (2025年9月以降は発生報告なし)
- 2025年9月以降に継続発生又は新規発生が報告された国・地域

※ [] は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。

※ 本国は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。

※ 型別に最新の発生事例を記載

※ 白色の国・地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。

※ WAHIS: World Animal Health Information Systemとは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

ヨーロッパ		ヨーロッパ		ヨーロッパ		ヨーロッパ	
アイスランド	H5N1 [2026.2.6]	スペイン	H5N1 [2026.1.8]	フィンランド	H5N1 [2026.5.17]	ルーマニア	H5N1 [2026.2.3]
	H5N5 [2024.12.2]		H5 [2026.5.13]		H5N5 [2025.12.6]		[2026.4.2]
	[2026.3.10]		H5 [2025.11.14]		H5 [2025.11.14]	チェコ	H5N1 [2026.5.4]
アイルランド	H5 [2025.10.6]	スロベニア	H5N1 [2024.10.16]		不明 [2026.5.29]		[2026.4.1]
	H5N1 [2025.11.28]		[2026.3.25]	フランス	H5N1 [2026.5.26]	オーストリア	H5N1 [2026.2.20]
	[2026.3.3]	セルビア	H5N1 [2026.3.2]		[2026.4.13]		[2026.5.20]
イタリア	H5N1 [2026.3.24]	クロアチア	H5N1 [2024.11.29]		H5 [2025.10.14]	スロバキア	H5N1 [2026.2.18]
	[2026.4.15]		[2024.11.26]		[2025.8.27]		[2026.2.23]
	H5 [2026.1.16]	ハンガリー	H5N1 [2026.3.8]		不明 [2025.10.6]	キプロス	H5N1 [2024.2.2]
	H5N1 [2026.4.17]		[2026.4.9]	ブルガリア	H5 [2023.11.27]	トルコ	H5N1 [2025.4.5]
英国	H5N1 [2026.5.14]	デンマーク	H5N1 [2026.4.13]		H5N1 [2026.3.30]	リトアニア	H5N1 [2026.6.5]
	[2026.5.14]		[2026.4.21]		[2026.3.26]		[2026.3.17]
	H5N5 [2024.11.18]		[2026.1.20]	カザフスタン	H5 [2025.9.23]	ラトビア	H5N1 [2025.12.29]
	[2025.11.18]		[2026.1.20]		[2025.9.23]		[2024.2.2]
サウスジョージア・	H5N1 [2025.6.26]	グリーンランド	H5N5 [2024.10.7]	コンボ	H5N1 [2025.3.7]	ボスニア・	H5N2 [2025.11.9]
サウスサンドウィッチ諸島		フェロー諸島	H5N5 [2023.10.6]	ウクライナ	H5 [2024.9.17]		[2024.6.13]
フォークランド諸島	H5N1 [2024.10.24]		[2024.10.21]		[2025.3.7]	ヘルツェゴビナ	H5N1 [2025.1.26]
セントヘレナ	H5N1 [2024.9.12]	ドイツ	H5N1 [2026.6.6]		[2026.1.15]		[2026.2.24]
ケイマン諸島	H5N1 [2025.11.27]		[2026.5.28]	ベルギー	H5N1 [2026.1.23]	アルバニア	H5N1 [2025.3.2]
オランダ	H5N1 [2026.5.22]		[2026.5.28]		[2026.6.8]	ギリシャ	H5N1 [2026.4.3]
	[2026.6.16]		[2026.5.28]		[2026.3.28]	エストニア	H5N1 [2026.4.23]
北マケドニア	H5N1 [2025.11.6]		[2026.5.28]		[2024.10.5]		[2026.5.12]
	[2025.10.8]		[2026.5.28]		[2026.5.26]	ルクセンブルク	H5N1 [2026.2.4]
スイス	H5N1 [2026.2.16]	ノルウェー	H5N1 [2025.9.2]	ポーランド	H5N1 [2026.5.8]		[2026.2.10]
スウェーデン	H5N1 [2026.6.2]		[2026.6.5]		[2026.5.8]		[2026.2.10]
	[2026.3.26]		[2025.9.24]	ポルトガル	H5N1 [2025.12.26]	モンテネグロ	H5N1 [2026.3.10]
	H5 [2024.2.21]		[2025.10.31]		[2025.12.23]		[2026.3.10]
	H5N5 [2025.4.18]		[2026.3.30]		[2025.11.7]		[2025.10.6]
	H5N2 [2025.12.16]		[2026.3.30]		[2025.9.7]		[2025.9.7]

オセアニア	
豪州	H5N1 [2026.6.15]
	H7N3 [2024.6.23]
	H7N9 [2024.5.22]
	H7N8 [2025.2.22]
バドゥ島及びマダガスカル諸島	H5N1 [2026.1.3]
ニュージーランド	H7N6 [2024.11.23]

ロシア・NIS諸国	
ロシア	H5N1 [2023.10.19]
	[2026.3.1]
	[2025.7.7]
南樺太	H5 [2024.2.1]
モルドバ	H5N1 [2025.3.3]
	[2026.3.25]

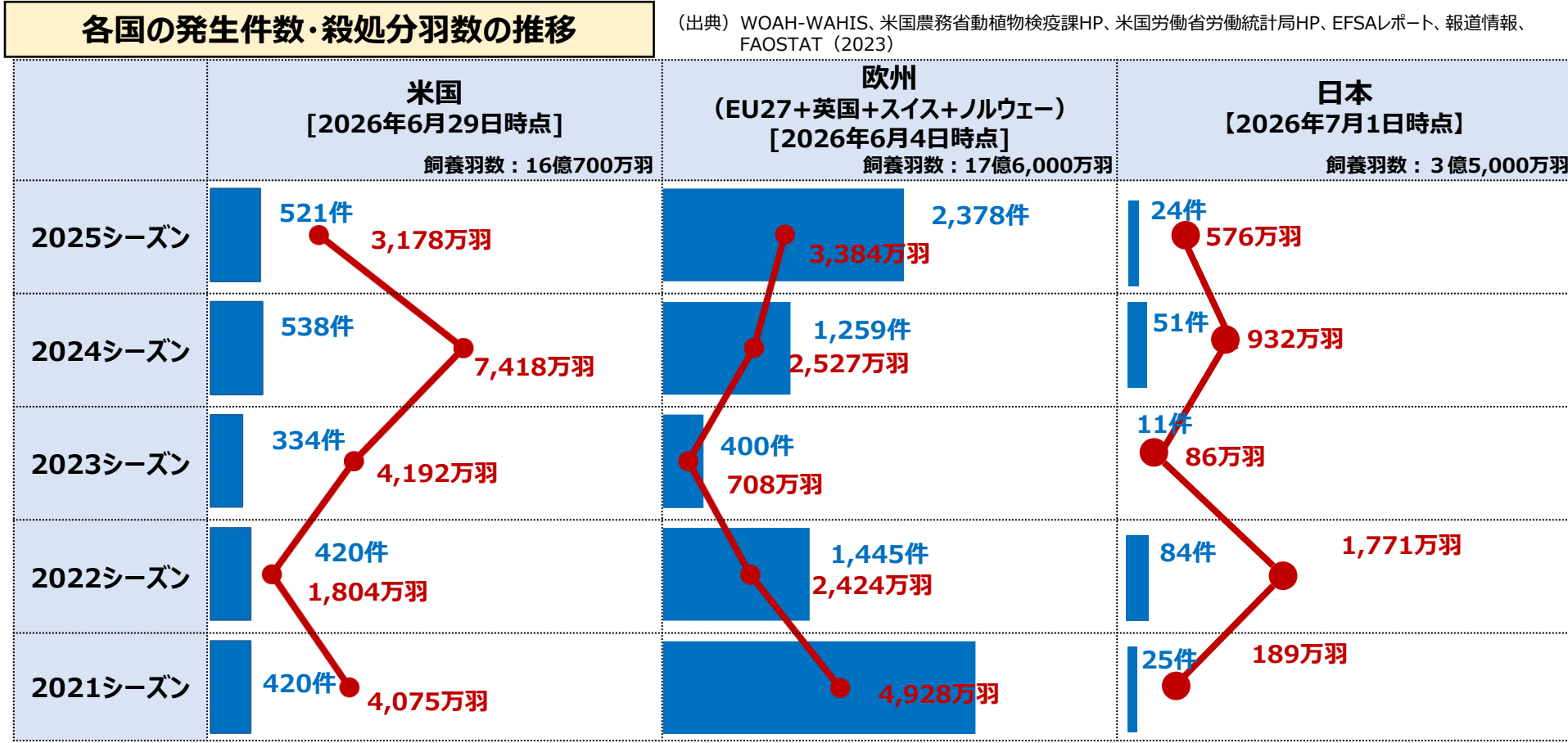
アジア	
日本	H5N1 [2026.4.22]
	[2026.4.23]
	[2024.2.10]
	[2023.12.6]
	[2026.1.15]
	[2025.4.19]
韓国	H5N1 [2026.4.8]
	[2026.3.24]
	[2024.10.2]
	[2025.11.3]
	[2025.11.4]
	[2026.2.5]
台湾	H5N1 [2026.6.17]
	[2025.12.2]
香港	H5N1 [2024.11.15]
イスラエル	H5N1 [2026.2.20]
	[2025.3.25]
	[2025.3.31]
フィリピン	H5N1 [2026.3.31]
	[2025.3.28]
	[2024.11.19]
	[2025.4.15]
	[2025.10.7]
	[2025.9.30]
ベトナム	H5N1 [2025.4.3]
	[2024.9.8]
インド	H5N1 [2026.3.19]
	[2026.2.3]
カンボジア	H5N1 [2026.4.22]
	[2026.3.12]
ブータン	H5N1 [2026.6.12]
中国	H5N1 [2025.10.24]
	[2025.10.30]
	[2024.6.13]
イラク	H5N1 [2026.1.9]
	[2024.5.11]
インドネシア	H5N1 [2025.12.30]
モンゴル	H5N1 [2024.10.13]
	[2025.11.4]
ネパール	H5N1 [2026.6.5]
バングラデシュ	H5 [2025.3.11]
	[2025.4.17]
イラン	H5N1 [2025.9.29]

アフリカ	
南アフリカ共和国	H5N1 [2025.12.6]
	[2026.5.27]
	[2024.7.9]
	[2024.2.29]
	[2024.4.20]
ナイジェリア	H5N1 [2026.3.27]
モザンビーク	H7 [2023.9.29]
ブルキナファソ	H5N1 [2024.3.26]
ガボン共和国	H5N1 [2024.5.3]
エジプト	H5N1 [2023年下半年]
	[2023年下半年]
	[2023年下半年]
ニジェール	H5N1 [2025.2.5]
トーゴ	H5N1 [2025.3.19]
	[2025.2.20]
リベリア	H5N1 [2025.2.3]
ボツワナ	H5N1 [2025.7.25]
セネガル	H5N1 [2026.5.11]
	[2023.3.8]
ナミビア	H5N1 [2025.12.10]
コートジボワール共和国	H5N1 [2026.3.16]

北アメリカ	
米国	H5N1 [2026.5.30]
	[2026.2.26]
	[2025.12.17]
	[2026.2.13]
	[2025.3.8]
プエルトリコ	H5N1 [2024.12.19]
カナダ	H5N1 [2026.5.14]
	[2026.1.1]
	[2024.11.16]
	[2025.1.15]
	[2026.1.1]
	[2024.7.1]
メキシコ	H5N1 [2025.9.18]
	[2026.3.2]
	[2026.4.7]
	[2024.3.6]
ホンジュラス	不明 [2026.6.15]
	[2026.6.11]
エクアドル	H5N1 [2024.2.27]
	[2023.11.14]
コロンビア	H5N1 [2026.2.21]
ペネズエラ	H5N1 [2026.3.19]
ペルー	H5N1 [2026.6.3]
	[2026.4.28]
	[2025.2.13]
コスタリカ	H5 [2023.10.11]
	[2026.6.18]
ウルグアイ	H5 [2026.3.6]
	[2026.3.2]
アルゼンチン	H5N1 [2026.5.5]
	[2026.3.12]
	[2025.7.14]
	[2024.1.12]
	[2026.3.2]
ブラジル	H5N1 [2026.4.17]
	[2026.2.28]
チリ	H5N1 [2026.5.4]
	[2026.4.20]
パナマ	H5N1 [2025.1.21]
ボリビア	H5N1 [2025.8.22]
グアテマラ	H5N1 [2025.11.4]
	[2025.8.20]

(参考) 米国・欧州における近年の発生状況

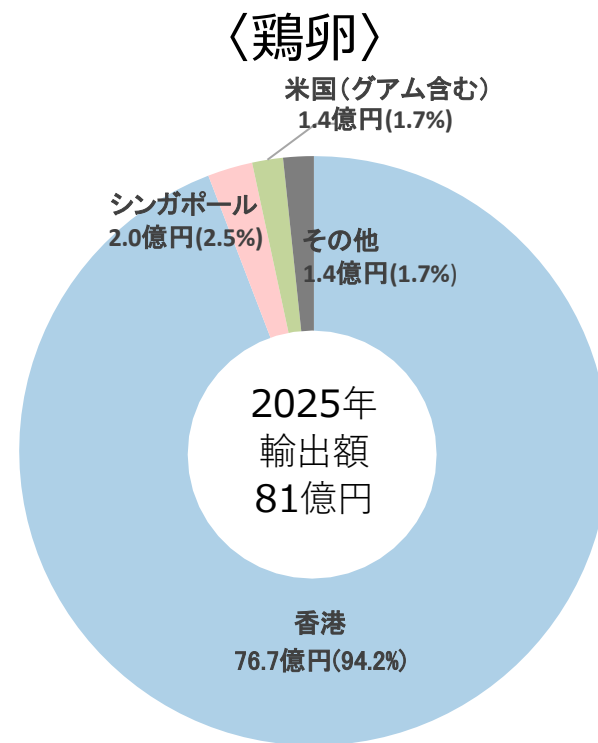
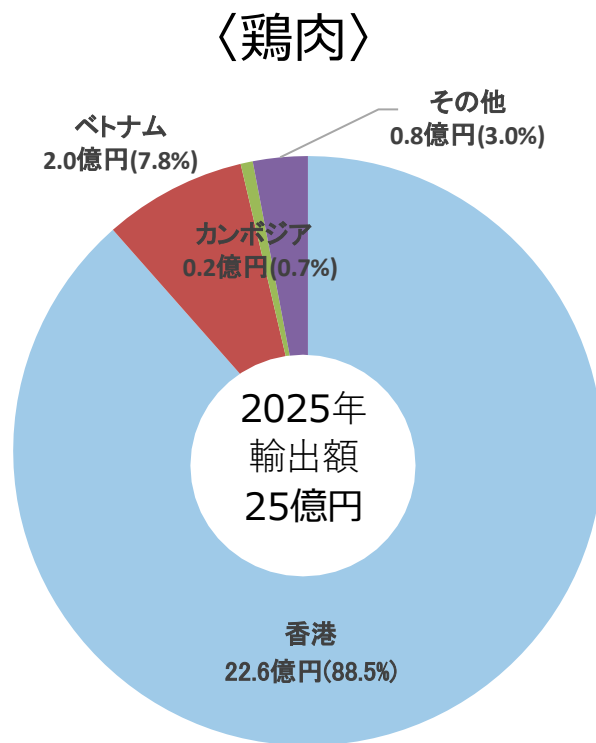
- 2020年秋以降、世界的な流行が継続しており、先進国においても日本の数倍の発生件数が確認されている。
- 欧州の今シーズンの発生件数及び殺処分羽数は、昨シーズンを上回っている。
- 米国では、昨シーズン（2024年9月～2025年8月）の発生が過去最大規模の発生となり、殺処分数も約7,418万羽（うち採卵用家きん約6,075万羽）と過去最多。
鶏卵需給がひっ迫し、鶏卵価格が高騰※。トルコや韓国等からの鶏卵の緊急輸入を実施。
※全米消費者価格[ドル/12個]：2.99（2024年3月）→ 6.23（2025年3月）



(参考) 輸出への影響

- 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された場合、同日から、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、米国に対しては、発生県の鶏肉・鶏卵の輸出を停止。
- その他の国に対しては、全国の鶏肉・鶏卵の輸出を一時停止。その後、輸出停止の解除に向け、輸出先国と交渉。

【鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2025年）について】



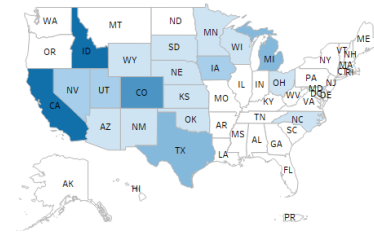
(参考) 米国における乳牛の鳥インフルエンザ感染について

乳牛における感染状況等

- 19州1,152件（2024年3月25日初報告、2026年6月25日時点）
（テキサス州、カンザス州、ミシガン州、ニューメキシコ州、アイダホ州、オハイオ州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州、コロラド州、ワイオミング州、アイオワ州、ミネソタ州、オクラホマ州、カリフォルニア州、ユタ州、ネバダ州、アリゾナ州、ネブラスカ州、ウィスコンシン州）
- **牛の臨床所見は、食欲低下、泌乳量減少等。**重症例では粘稠な乳の排出等。死亡率が高い鶏への感染と異なり、牛の症状は比較的軽く、**10日程度で回復。**
- **ウイルスは野鳥や家さん等に感染するウイルスと同様のH5N1亜型。**
野鳥から乳牛へ感染し、搾乳作業を介して、**乳牛から乳牛へ感染が広がった**と推定。
感染牛は**乳中に多くのウイルス**を排出。2025年2月、野鳥から乳牛への感染について、2例目がネバダ州、3例目がアリゾナ州で、2025年12月、4例目がウィスコンシン州でそれぞれ確認された。
- **州境を超える感染拡大は牛の個体移動**により起こり、酪農場間での感染拡大は、搾乳作業に加えて、作業員、牛の運搬車などによる可能性があると考えられる。家さん農場への感染も疫学調査が進められている。
- 2024年4月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛に対しては、HPAI検査を義務付け（2026年4月27日以降は、非発生州からの移動については検査を免除）。

Domestic Confirmed Cases by State Total Outbreak

0 1 to 10 11 to 25 26 to 50 51 to 75 75+



（出典）米国農務省（USDA）ウェブサイト

牛乳・乳製品、牛肉の安全性、人への感染リスク

- **市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌**されている。このため、米国食品医薬品局（FDA）は、引き続き**消費者の健康リスクに懸念はない**との見解。市場に流通する加熱殺菌牛乳・乳製品の調査において、これまでウイルスは検出されていない。
- 肉用牛で本病は確認されていない。USDAは、と畜場における検査により牛肉の安全性は確保されているとの見解。**市場に流通するひき肉での調査**において、これまで**ウイルスは検出されていない**。
- 2024年4月1日以降、感染した牛と接触した**41名のHPAI感染**を確認。これまで報告された症例によれば、**いずれも軽症**（多くは結膜炎を伴う。一部、咳などの上気道症状。）で**回復済み又は回復中**と報告。ウイルス解析の結果、人への感染性を上昇させる遺伝子変異はこれまでに確認されておらず、米国疾病予防管理センター（CDC）は、**一般市民に対する感染リスクは低いままであるとの見解**。

農林水産省の見解・対応状況

- 米国の乳牛における集団感染は、野鳥から乳牛への感染から生じた過去に世界で経験のない稀な事象である。また、2003年以降、米国から日本への生体牛の輸入は停止されており、乳牛を介して本病が日本から持ち込まれることはない。したがって、現状において日本の牛での感染を過度に恐れる必要はない。（※）
- 一方で、日本国内でも野鳥から牛に感染するおそれを完全には否定できないため、都道府県に対し、**牛の飼養管理者、獣医師等に対する本事例の周知、野鳥等から牛への感染を防止する基本的な飼養衛生管理の徹底及び食欲低下、乳量減少等がみられた場合の獣医師又は家畜保健衛生所への相談についての注意喚起**とともに、感染が疑われる事例があった場合の連絡を要請（2024年4月3日）。

※ 2026年1月、オランダの農場にて乳牛からHPAIウイルスに対する抗体の検出が報告されている（ウイルスそのものは検出されず）。
なお、現状において、オランダから日本に生体牛は輸入できないため、米国同様、乳牛を介して本病が日本に持ち込まれることはない。

目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	31
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	42
2． 豚熱	61
3． アフリカ豚熱	72
4． 口蹄疫	81
5． BSE（牛海綿状脳症）	85
6． ランピースキン病	90
7． ヨーネ病	93
8． その他疾病	97
III． 畜産物の輸出入検疫	101
IV． 家畜衛生に関する国際連携	107

■ 原因（病原体）

- 豚熱ウイルス（classical swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

■ 宿主

- 豚、イノシシ ※人には感染しない

■ 分布

- 欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々で発生。
- 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。

飼養豚では26都県、野生イノシシでは43都府県で発生（令和8年7月1日時点）。

■ 症状

- 発熱、食欲不振、うずくまりや白血球の減少などが見られるが、
明瞭な症状を示さず死亡する場合もある。

※有効なワクチンが存在



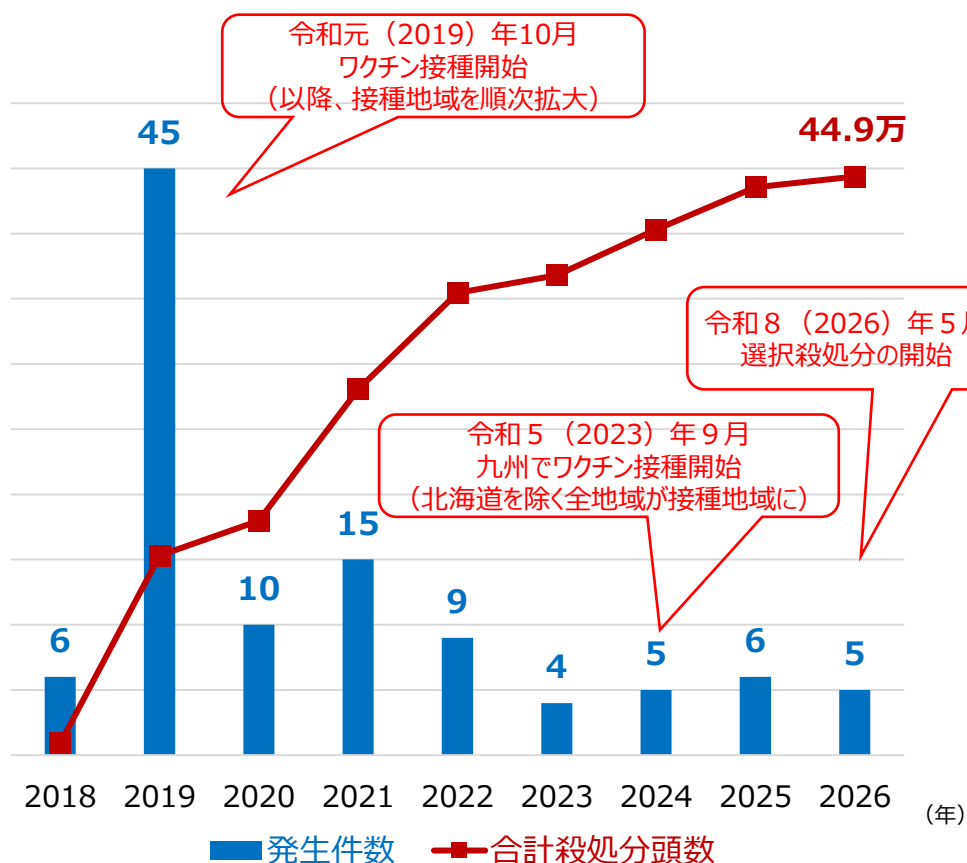
【皮膚紫斑（しはん）】

（出典：動物衛生研究部門）

豚熱の発生状況

- 平成30年9月9日の岐阜県での発生（26年ぶり）以来、**26都県計105事例**発生。
これまでに**約44.9万頭**を殺処分。
- **令和元年10月のワクチン接種開始以降、発生は散発的**となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県に拡大。

発生状況の推移



2026年の発生状況

- 2/26 国内101例目(群馬県15例目)
：約2,000頭殺処分
- 3/11 国内102例目(静岡県初発)
：約2,200頭殺処分※（※関連農場の対象頭数を含む）
- 4/10 国内103例目(宮崎県初発)
：約5,500頭殺処分
- 5/5 国内104例目(静岡県2例目)
：約2,930頭殺処分
- 7/4 国内105例目(静岡県3例目)
：飼養頭数約1,200頭。農場の検査を実施し、
殺処分範囲は繁殖豚を除く約1,000頭となった。

- 令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、同年5月19日に公布、即施行された。
- 適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならないとの専門家の結論を踏まえ、全頭殺処分から伝播リスクとなりうる豚のみを殺処分（選択的殺処分）。
- 発生後、殺処分等や消毒の期間を含め、概ね3か月間監視（移動制限＋報告徴求）。
- 監視期間中も、消毒完了後、症状のない豚はと畜場出荷や肥育農場への移動が可能。

1. 殺処分の範囲

県が、国と協議の上、決定。

① ワクチン免疫が成立していない豚

未接種・接種後20日未経過・発育不良

※ 3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。

② 症状が認められ、PCR陽性となった豚

③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚

・接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、
ワクチンが適切に接種されていない

⇒全頭殺処分対象

・感染が限局していない

（農場内にウイルスが広範囲に浸潤）

⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象

2. 防疫措置

（1）拡散状況確認検査

全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR検査等

（2）殺処分等・消毒

殺処分は1週間以内を目途に実施。

消毒は1週間間隔で3回実施。

3. 監視プログラム

○ 移動制限と毎日の報告徴求により監視。
（監視期間：約3か月）

○ 消毒完了後（発生から約3週間後）、
症状のない豚は以下が可能。

・と畜場出荷

・子豚の肥育農場への移動

豚熱飼養豚発生県及び野生イノシシ発生県について

豚熱

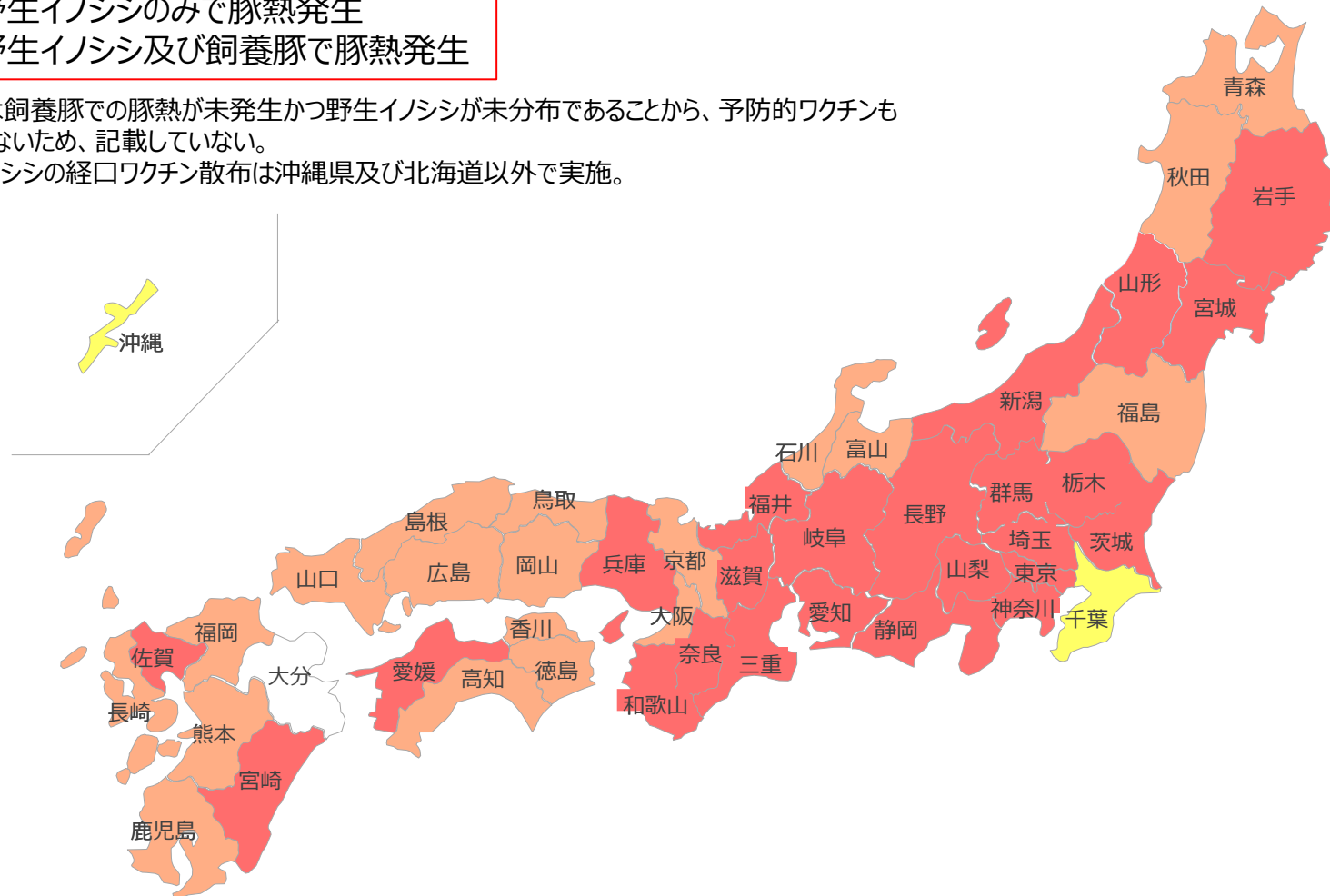
- 豚熱について、飼養豚における発生は26都県（飼養豚頭数：約486万頭（全国の55.2%））、野生イノシシにおける発生は43都府県（飼養豚頭数：約713万頭（全国の81.0%））。なお、飼養豚へのワクチン接種推奨地域として指定している都道府県は北海道以外の46都府県。

※飼養豚頭数は、R6畜産統計・確報値を基に計算

黄色：飼養豚のみで豚熱発生
橙色：野生イノシシのみで豚熱発生
赤色：野生イノシシ及び飼養豚で豚熱発生

※ 北海道は飼養豚での豚熱が未発生かつ野生イノシシが未分布であることから、予防的ワクチンも接種していないため、記載していない。

※ なお、イノシシの経口ワクチン散布は沖縄県及び北海道以外で実施。



- 豚熱の発生を予防するためには、適時適切なワクチン接種に加え、**飼養衛生管理の徹底**が最も重要。
- 飼養豚が野生動物と接することがないよう、**野生動物侵入対策**を講ずるとともに、農場内や車両の**消毒**や飼養衛生管理区域での**更衣・履替え**等の徹底が、農場へのウイルスの持込みを防止するために重要。

1 野生動物対策

- 農場を囲う柵や壁を設置するとともに、**破損等がないか定期的に点検**。
- 農場辺縁を含め敷地内の**草刈り**や**枝の剪定**を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。
- **死亡家畜**は野生動物を誘引しないよう**適切に保管**。



2 農場内や侵入車両の消毒

- 畜舎周囲・農場外縁部に定期的に**石灰を散布**。
- **車両の洗浄・消毒**も忘れない。車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかりと落とす。



3 更衣・履替えの徹底

- **洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴**を用意。
- **長靴は履替えを徹底**し、使用後は**洗浄してから消毒**。
- **消毒薬**は定期的、または汚れた都度**交換**。



- 野生イノシシから飼養豚への感染を防ぐため、**サーベイランス・捕獲の強化、経口ワクチン散布、山林に立ち入る者等への対策の周知**など、野生イノシシ対策を実施。

(1) サーベイランスの強化 豚熱 アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、**全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始**。
- 令和2年8月31日に**全都道府県**に向けて**豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知**を発出。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。

(2) 捕獲の強化 豚熱 アフリカ豚熱

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、北海道を除く**46都府県**について、農場周辺や野生イノシシの感染確認区域を「**捕獲重点エリア**」に設定。

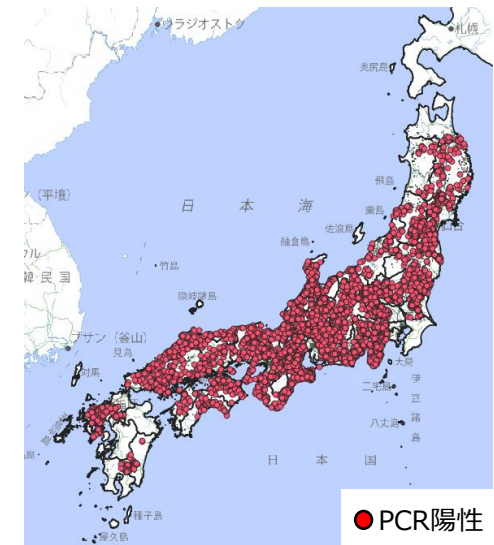
(3) 経口ワクチン散布 豚熱

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 現在、**45都府県で経口ワクチンを散布**。

(4) 感染防止のための周知等の推進 豚熱 アフリカ豚熱

- 一般の方に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布、ポスターコンテストの実施等により、感染防止対策を周知。
- 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資材・漫画資材の配布。

【43都府県で豚熱陽性野生イノシシを確認】



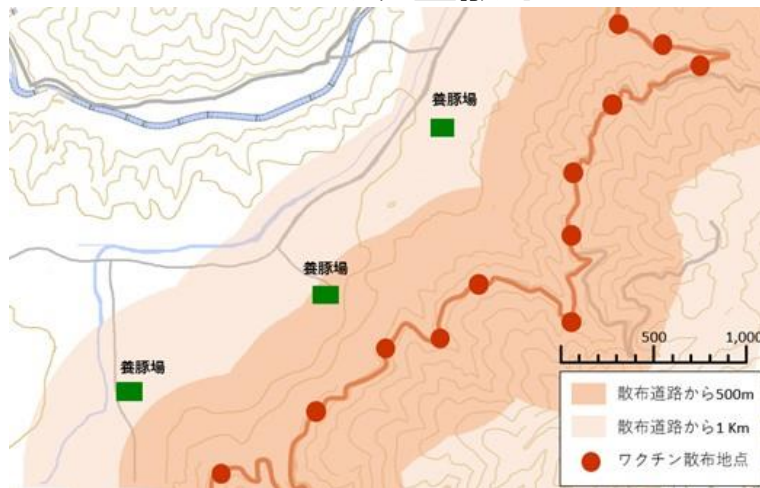
豚熱感染野生イノシシ発見地点
(発見・捕獲日ベース：令和8年5月8日時点)

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。現在までに45都府県で散布。
- 早期から散布を実施している中部地方の県では、**野生イノシシの豚熱陽性率がピーク時から低下**をしている中でも、**免疫獲得イノシシを継続的に確認**。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、散布地点周辺では免疫獲得イノシシの割合が高いことを確認。
- 散布により、**野生イノシシを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図る**ことで、以下を目指しているところ。
 - ① **農場への感染リスクの低減**
 - ② **まん延スピードを弱め、未確認地域への侵入を防止**
- 農場への感染リスクの低減を意識した散布では、イノシシの生息や感染状況だけでなく、**農場の分布や規模を踏まえて、散布地点を選定**。

(参考) 養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

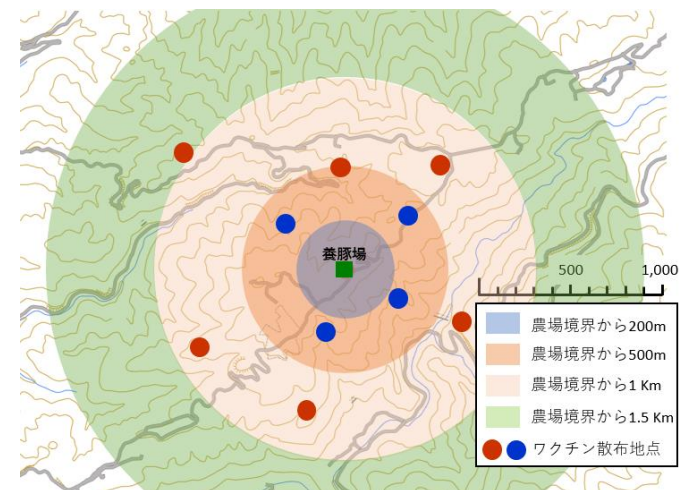
(豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。)

A:エリア型散布



- ・道路や河川等の障壁でイノシシの動線が見えやすい場合
- ・農場が多く集中しているエリアがある場合
- ・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

B:集中型散布



- ・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
- ・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、農場近く（●）でも、散布が可能と考えられる。

移動式レンダリング装置の配備状況

豚熱

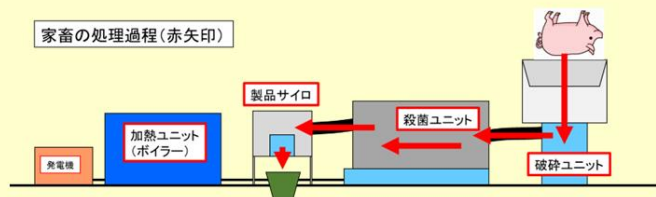
- 九州は国内豚肉生産の約 3 割を占める一大養豚地帯であり、今後仮に九州域内で豚熱が続発した場合、**短期間で殺処分数が増大し、死体等の処理の遅延によるまん延が懸念**される。
- このため、全国の動物検疫所に**移動式レンダリング装置を 5 台配備（九州地域では 2 台配備）**しており、今年度更に**1 台追加配備予定**。
- 本装置は**防疫演習（R6.10.22 鹿児島県）や防疫措置（R7.3.31 千葉県豚熱事例）**に活用。

移動式レンダリング装置の概要

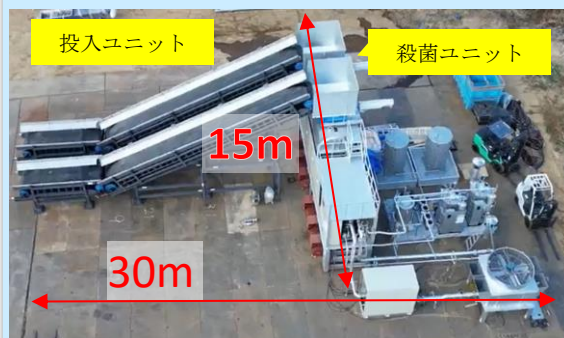
①北海道、横浜、門司、鹿児島配備



家畜の処理過程（赤矢印）



②中部（名古屋）配備



配備状況

全国 5 か所の動物検疫所に配備



移動式レンダリング装置の処理能力

家畜種	処理頭数※	備考
牛	180頭/日	平均体重650kg/頭で換算
豚	2,000頭/日	平均体重60kg/頭で換算

※ カタログスペック5,000kg/時を備考の値で日換算

※ 処理能力は①と②で同等

北海道	横浜	中部	門司	鹿児島
1 台	1 台	1 台 (1 台追加予定)	1 台	1 台

豚熱清浄化ロードマップの策定

- 養豚農業の振興に関する基本方針（令和7年4月）において、「豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。」と示されたところ。
- これを踏まえ、以下の考え方にに基づき、清浄化に向けたロードマップを策定し、令和7年6月30日に公表。

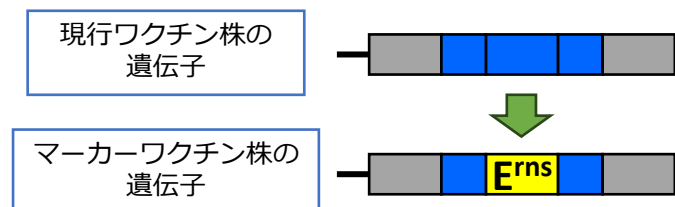
ロードマップ策定の考え方

ワクチン接種下の発生状況や技術の開発状況を踏まえ、以下の考え方でロードマップを策定。

- マーカーワクチン※を早期に実用化し、これに切り替え、飼養豚での感染がない状況を確保し、「豚熱清浄国ステータス」を回復。
- 殺処分について、これまでの知見を踏まえ、範囲の見直しが可能か、専門家も含め、検証。
- 一方、効果的な方策を検討しつつ、野生イノシシの感染の縮小が可能となれば、イノシシの感染リスクがない地域から、飼養豚のワクチン接種を中止。最終的に、全国でのワクチン接種の中止（完全な清浄化）を目指す。

※豚熱マーカーワクチンについて

- 現行ワクチン株の遺伝子の一部を別のウイルス遺伝子と置換し、この部分に対する豚の免疫反応の違いを検出することにより、ワクチン接種動物と野外株感染動物の区別を可能とするワクチン。
- R2～R6年度にかけて、研究事業の実施により、マーカーワクチン候補株の作出に成功。
R7年度以降は、研究事業において候補株の有効性等の検証を行い、早期の実用化を目指す。



豚熱清浄化ロードマップの基本的な考え方

豚熱

- ロードマップの最終的な目標は「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」。
- その過程で、**当面の目標**として「飼養豚での清浄性について、**WOAHの豚熱清浄化ステータス取得**」を目指す。

目標：飼養豚へのワクチン接種中止

赤字：WOAH清浄国ステータス取得要件

清浄化

経口ワクチン散布
捕獲によるウイルス低減・拡散防止
サーベイランス

野生イノシシ

【基本方針】

- ① 野生イノシシ群の清浄化のための対策は引き続き推進するものの、その進捗に関わらず、飼養豚群での清浄化を進めていく（飼養豚での発生ゼロを目指す）
- ② 最終目標は、「全国の飼養豚へのワクチン接種中止」及び、その過程での、「飼養豚での清浄性についての清浄国ステータスの取得」
- ③ この目標の達成に向け、「地域ごと」、「フェーズごと」のアプローチを取る

○感染抗体陽性豚の優先的更新

○飼養豚で発生がない【12か月間】

○サーベイランスで感染抗体陽性豚が確認されない【12か月間】

○マーカーワクチンの適切な接種（**現行ワクチンの使用中止**）

○殺処分範囲の見直しの検討

○全頭殺処分

○飼養衛生管理の徹底（**飼養豚と野生イノシシ群との適切な措置による隔離**等）

現行

〔現行ワクチン接種豚のみ存在〕

飼養豚

I 期

〔現行ワクチン接種豚とマーカーワクチン接種豚が混在〕

マーカーワクチン実用化

II 期

〔マーカーワクチン接種豚のみ存在〕

現行ワクチン接種母豚更新完了

III 期

〔マーカーワクチン接種豚のみ存在〕

感染抗体陽性豚の更新完了

清浄化

目標：飼養豚での清浄性について
清浄国ステータス再取得

目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	31
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	42
2． 豚熱	61
3． アフリカ豚熱	72
4． 口蹄疫	81
5． BSE（牛海綿状脳症）	85
6． ランピースキン病	90
7． ヨーネ病	93
8． その他疾病	97
III． 畜産物の輸出入検疫	101
IV． 家畜衛生に関する国際連携	107

■ 原因（病原体）

- アフリカ豚熱ウイルス（African swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

■ 宿主

- 豚、イノシシ **※人には感染しない。**

■ 分布

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、
平成30年 8 月にアジアで初めて中国で発生して以降、日本を除く**アジア全域に感染拡大。**
※日本では未発生。

■ 症状等

- 突然死や急性～慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。
豚熱に酷似するが、**より致死率が高い傾向。**
※有効なワクチンや治療法はない。
- 発生すれば**養豚業に甚大な影響。**
(※中国では、本病発生により、豚の飼養頭数が約 4 割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。)
- **肉製品において、他のウイルスよりも極めて長い時間残存。**



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

(出典：Veterinary school of Barcelona, Spain
Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain)

肉製品におけるアフリカ豚熱残存性

品目	アフリカ豚熱残存期間
加熱調理した肉（70℃で30分以上）	0日
内臓	105日
冷蔵肉	110日
塩漬け肉	182日
乾燥肉	300日
冷凍肉	1,000日

(出典：Beltran-Alcrudo et al,2017)

海外におけるアフリカ豚熱の発生状況

- 平成30（2018）年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国、ベトナムを始め、**アジア全域に感染拡大**し、東アジアで**未発生なのは日本のみ**。
- 特に**韓国**では、令和元（2019）年9月の発生確認以来、飼養豚・野生イノシシともに徐々に感染が拡大。**令和8（2026）年1月以降、飼養豚での発生が相次いでおり、南部まで拡大**。
- また**台湾**は、**令和7（2025）年10月に飼養豚で初の発生を確認したものの、その後続発はなく、令和8年（2026年）2月に清浄化を宣言**。
- 欧州の飼養豚・野生イノシシでも継続して感染が確認されており、**令和7（2025）年11月にはスペインの野生イノシシで約30年ぶりに感染確認**。

世界の発生状況

■ = 平成17（2005）年以降、
WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域

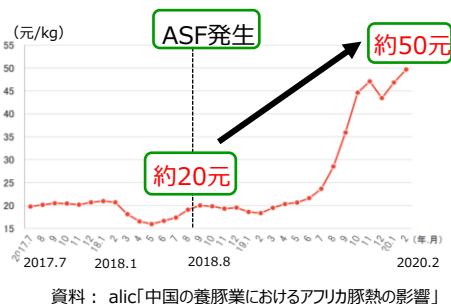


- **中国では、平成30（2018）年の発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。**

中国の豚飼養頭数の推移

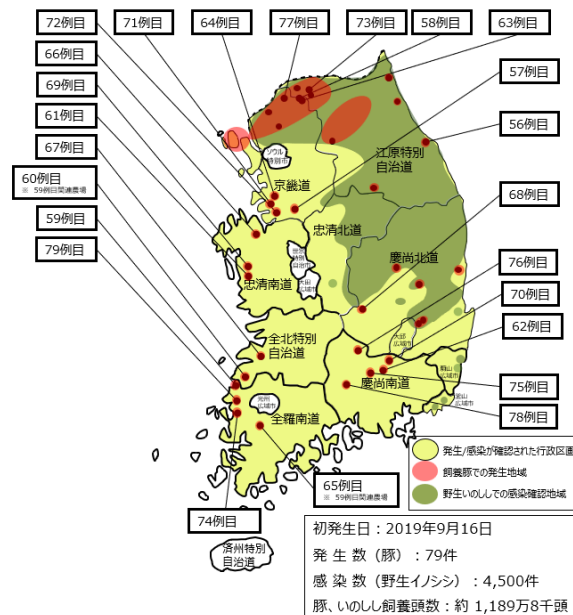


中国の豚肉価格の推移



韓国における感染拡大

2026年6月23日時点



- 令和8年1月以降、6月23日までに、飼養豚では24例（韓国56例目～79例目）が、野生イノシシでは180例が相次いで発生。

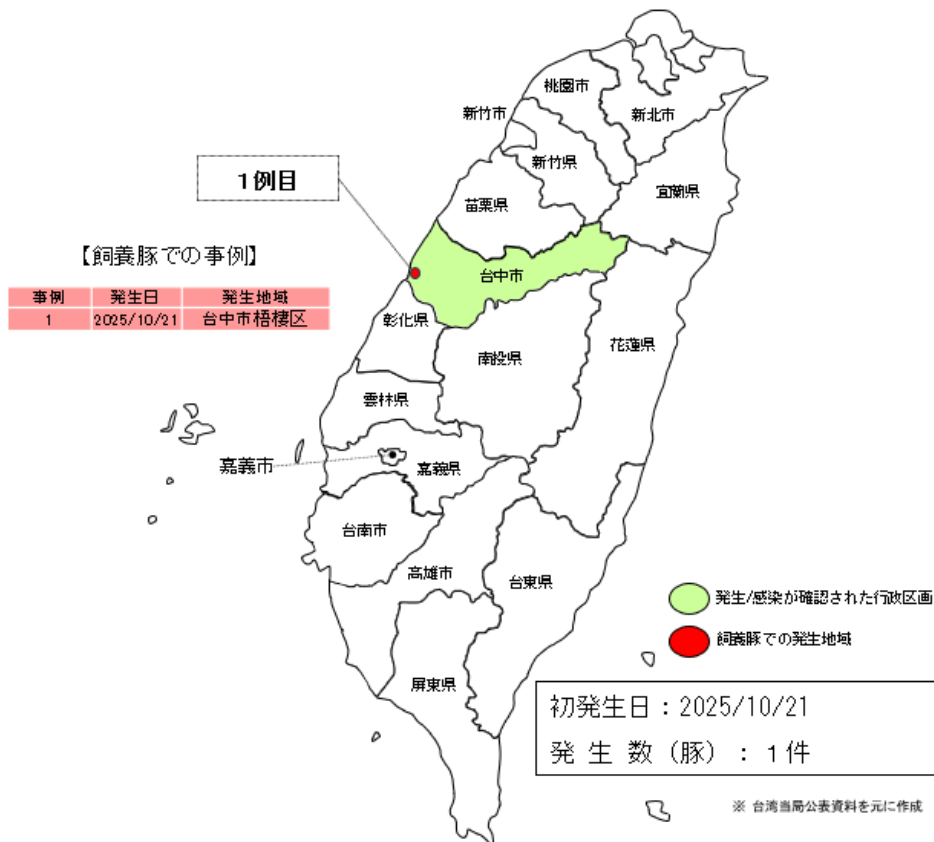
アフリカ豚熱について（台湾での発生を受けた対応）

アフリカ
豚熱

- 令和7（2025）年10月21日に台湾の飼養豚において発生。
- 本事例を踏まえ、10月24日より台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置し、口頭質問の実施、検疫探知犬の出動回数を増やす等により、水際検疫を強化。
- くわえて、関係省庁に円滑な動物検疫への協力を依頼するほか、都道府県に対し国内防疫対策の再徹底を依頼。

台湾における発生状況

台湾におけるアフリカ豚熱の発生状況



空海港における水際対策の強化

- 台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置し、口頭質問を実施
- 検疫探知犬の出動回数を増加
- 関係省庁に円滑な動物検疫への協力を依頼

国内防疫対策の再徹底

- 登山道やレジャー施設における靴底消毒の推進や、廃棄物管理の徹底による野生イノシシでの感染防止
- 飼養衛生管理基準の徹底などの農場における発生予防対策
- 万が一の国内侵入時に的確な初動を講じるため、計画策定、演習等による体制構築

- 韓国・釜山の感染拡大を受け、国内への侵入防止対策を強化。具体的には、①出国前旅行者や訪日外国人旅行者に対する重点的な情報発信・注意喚起、②韓国からの全ての船舶及び航空機に対する家畜防疫官による口頭質問等の検査実施、③空海港における車両、自転車、ゴルフシューズ等の消毒徹底など、水際対策を強化中。
- 加えて、万が一国内に侵入した際に備え、外国人旅行者の立ち寄り場所などリスクの高い場所を特定した効果的な野生イノシシ侵入防止対策や防疫演習の実施等の準備を実施。

水際対策

✓ 情報発信、注意喚起の強化



空港等での注意喚起



港湾における消毒啓発 ゴルフ場における消毒啓発



国内侵入に備えた準備

✓ 防疫演習、関係者に向けた研修会の実施

- 令和6年度では、
 - ・机上演習：32都県
 - ・実地演習：19県
 - ・研修会：30府県
 実施済み



防疫演習



ASF全国担当者連絡会議

- 令和7年度には、ASF全国担当者連絡会議を開催

✓ 家畜防疫官による検査、車両・自転車等の消毒

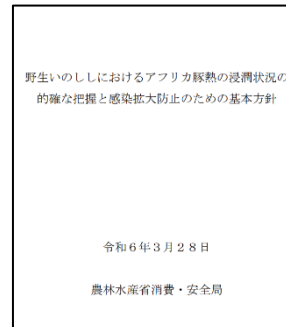


家畜防疫官による検査



港湾における自転車の消毒

✓ 野生イノシシ対策



アフリカ豚熱が野生イノシシで確認された際の初動対応について、令和6年3月に基本方針を策定

✓ 農場対策



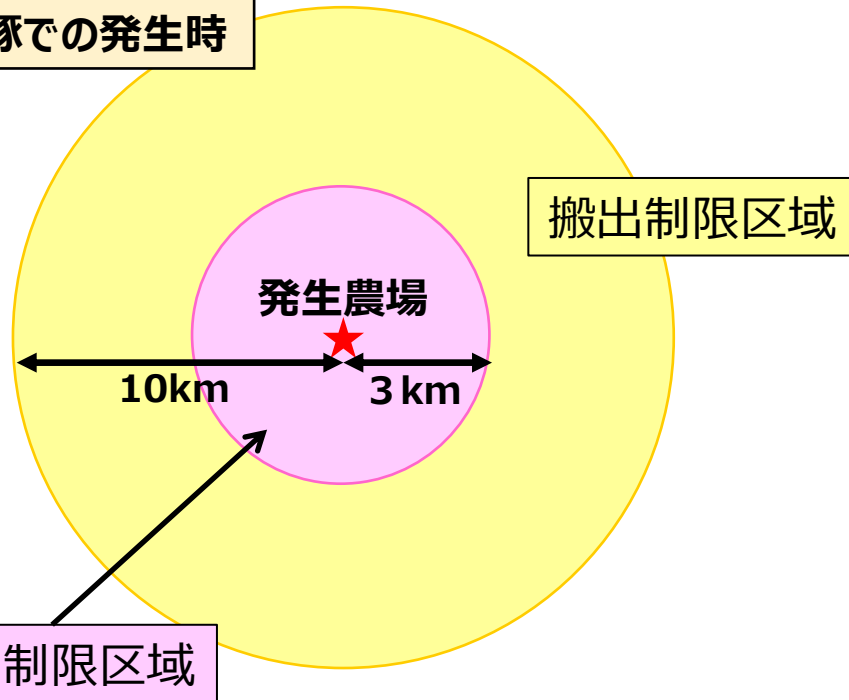
アフリカ豚熱啓発ポスター

感染確認時の防疫措置 ①（総論）

アフリカ
豚熱

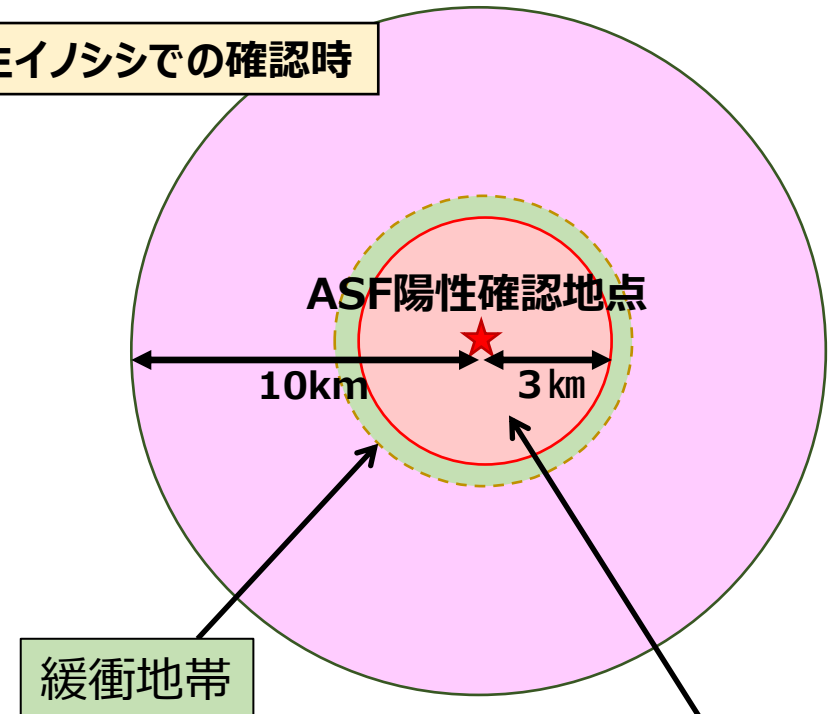
- **飼養豚**で発生した場合、発生農場については、**殺処分**等の防疫措置による封じ込め措置に加え、**移動・搬出制限**の設定、**周辺農場等におけるまん延防止対策**を講ずる。
- **野生イノシシ**で確認された場合、**感染源となる死体**について、**焼却・埋却や消毒処理**による封じ込め措置に加え、**移動制限**の設定、**周辺農場、野生動物へのまん延防止対策**を講ずる。

飼養豚での発生時



- ・移動制限区域内の**農場の臨床・遺伝子検査**等を実施
- ・制限区域内を中心に豚等を飼養する**農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導**
- ・死亡及び捕獲した**野生イノシシ**について、**遺伝子検査**等を実施
- ・ウイルスの拡散を防止するため、**車両・人等の通行の制限又は遮断及び消毒ポイントの設置**を実施

野生イノシシでの確認時



- ・アフリカ豚熱感染イノシシの散逸及び非感染イノシシの侵入防止のため、**電気柵、罠の設置、草刈り**等を実施するとともに **捕獲とサーベイランス**を強化
- ・野生イノシシの死体の**積極的な搜索、検査、死体発見場所の消毒処理**等を実施

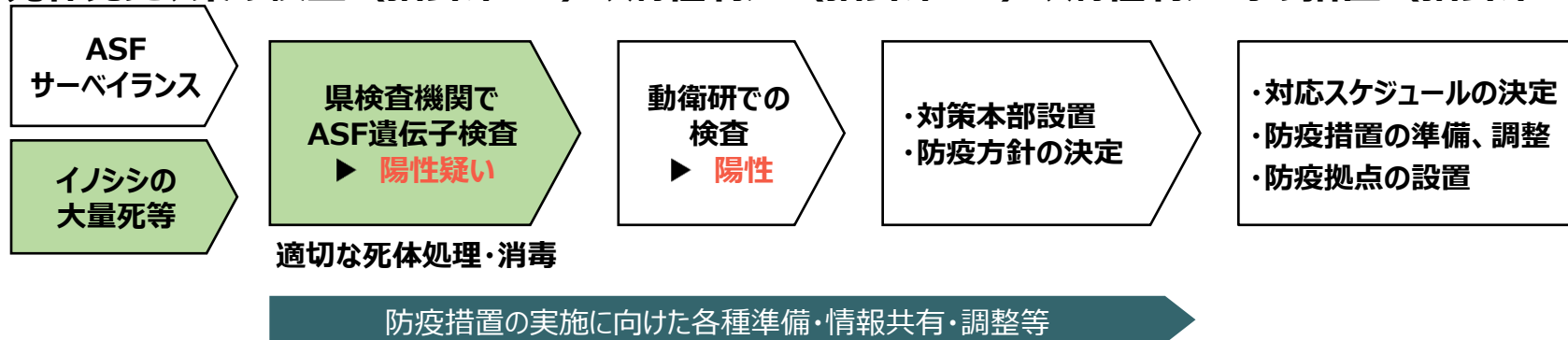
※感染拡大の防止が困難と考えられる場合、500m～3kmの間で範囲を指定し、予防的殺処分の実施を検討。

感染確認時の防疫措置 ②（初動対応）

○ 感染確認時には、「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、各種初動対応を実施。

アフリカ豚熱の感染確認から防疫方針の決定・措置の準備

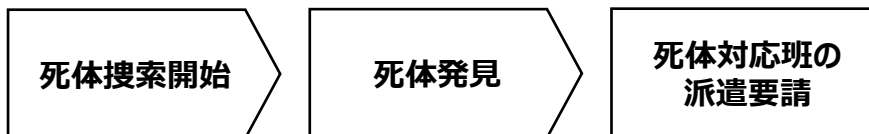
◆ 死体発見、県の検査（指針第17）、病性判定（指針第18）、病性判定時の措置（指針第19）



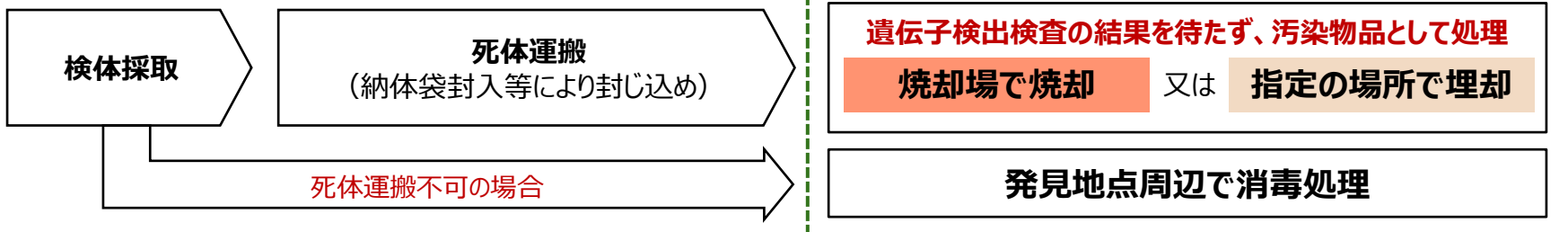
防疫措置の実施

◆ 通行制限・遮断（指針第20）、移動制限（指針第21）、消毒ポイント（指針第23）

◆ 積極的死体搜索（指針第24）



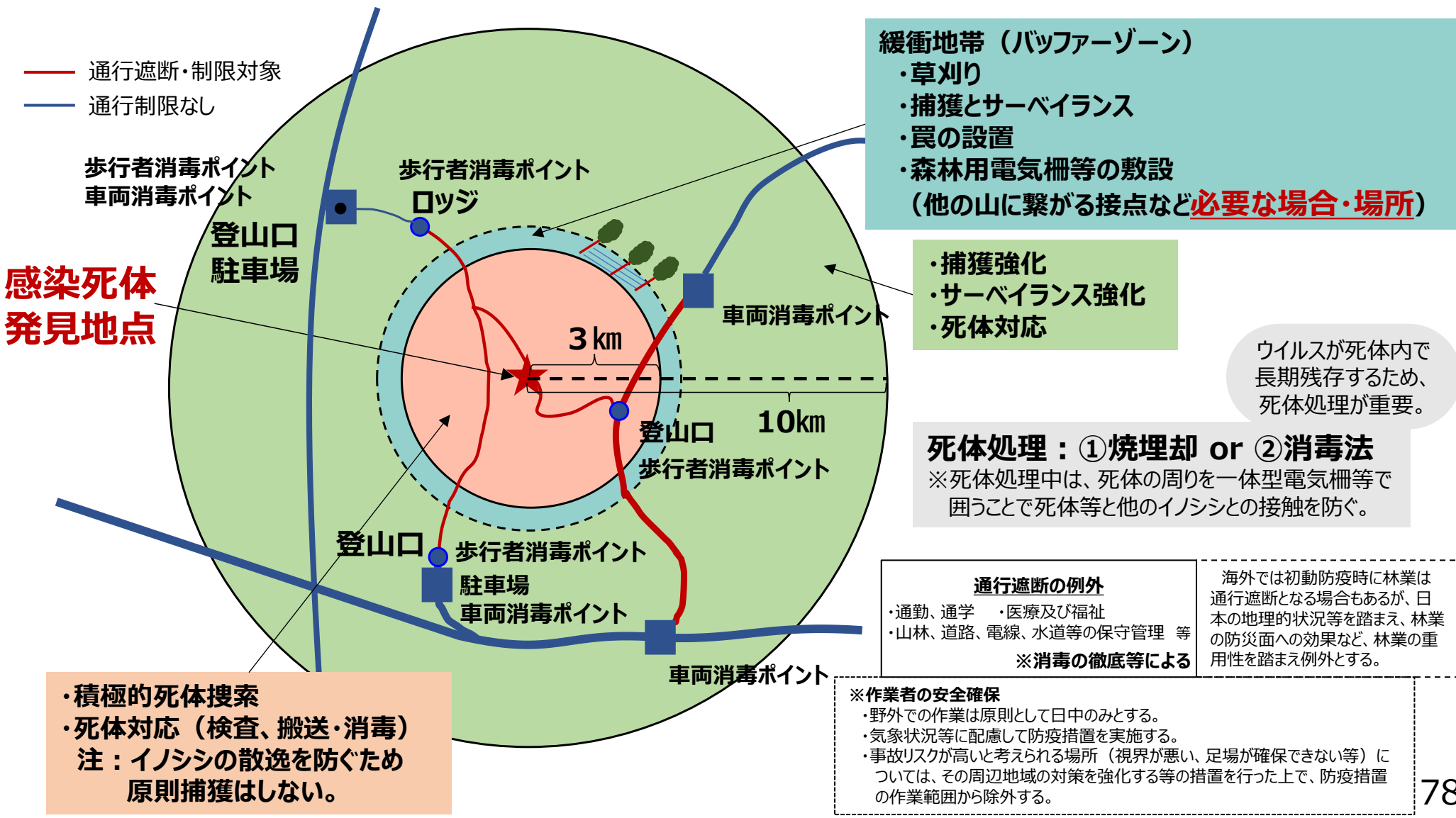
◆ 死体対応（指針第24）



感染確認時の防疫措置 ③（野生イノシシ対応）

アフリカ
豚熱

○「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針（令和6年3月28日公表）」に基づき、**移動制限、積極的死体搜索、防護柵の設置等の防疫措置を実施。**



○ 感染確認時の対応を遺漏なく実施するため、**防疫演習等**により、**各県における防疫体制を整備**。

R2.7.1 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全改正（家伝法改正を受け野生イノシシの防疫措置を指針本体で規定）

R3.11.24 「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」の開催 ▶ 野生イノシシにおけるアフリカ豚熱対策の具体化へ

R3.12.28 筑波山にて、日本初の野生イノシシのASFの实地演習

R4.3 「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」の検討を開始

R5.9～ 動衛課・林野庁等合同（9/26）、栃木県（9/6・10/26）及び岐阜県（11/1）での机上实地演習

R5.11.20 資材備蓄検討会

R6.3 「防疫指針」の一部改正・「基本方針」の公表

R7.4～ 各県における演習による具体化・防疫計画の検討

電気柵の敷設

R5.9.26 電気柵設置に関するプレ演習（@筑波山麓）

- ・林野庁・つくば市・栃木県・埼玉県が参加
- ・電気柵の利用シーンや設計を検討

R5.10.25 栃木県 实地演習

- ・環境森林部、農業振興事務所、畜産振興課等、約40名が参加
- ・電気柵の設置や回収等を行う

死体の搬送・搜索

R3.12.28 筑波山での实地演習

- ・動物衛生課、農村振興局、林野庁、つくば市、茨城県、農研機構（畜産研・動衛研）、森林総研、茨城森林管理署、茨城県猟友会桜支部による合同演習（日本で初のASF野生イノシシ实地演習）
- ・イノシシ専用納体袋の規格、死体処理に関する制度的問題の検討

R5.11.1 岐阜県での实地演習

- ・死体搜索、搬送に関する实地演習により、具体化。

死体の処理

RS事業「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究」（令和5～7年度）

- ①野生イノシシの適正な死体処理方法の開発（生分解性シート、塩素系消毒薬等の活用）
- ②ASF・CSFの採材手法および高感度検査方法の実証

R6.5.22-5.23 九州地区アフリカ豚熱対策实地研修及び地区会議（@佐賀県武雄市山林、佐賀市）

- ・農研機構、九州各県、電気柵メーカー、本省動物衛生課、九州農政局、森林管理局、地元猟友会等関係者、報道等、約60名が参加
- ・ASF対策に関する死体の適正処理等に関する研修・意見交換会



目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	31
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	42
2． 豚熱	61
3． アフリカ豚熱	72
4． 口蹄疫	81
5． BSE（牛海綿状脳症）	85
6． ランピースキン病	90
7． ヨーネ病	93
8． その他疾病	97
III． 畜産物の輸出入検疫	101
IV． 家畜衛生に関する国際連携	107

■ 原因（病原体）

- 口蹄疫ウイルス（Foot-and-mouth disease virus）
- **空気感染等**

■ 対象家畜

- **牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、イノシシ**

■ 分布

- 中国等の**近隣アジア諸国で継続的に発生**。
- 日本では**平成22年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌平成23年には清浄国に復帰**。

■ 症状

- 口や蹄に水疱形成、発熱、流涎（よだれを垂らす）等の症状を示す。
- **極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示す**。
- 成長した家畜の死亡率は低い**が、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値が失われる**。



【牛における症状（流涎）】

我が国における過去の発生事例

口蹄疫

- 平成22年4月、宮崎県において我が国で**10年ぶりに発生**（292戸で発生、**210,714頭を殺処分**）。
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、**宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大**したことから、我が国で初めての**緊急ワクチン接種を実施**（ワクチン接種殺処分：87,094頭）。
- **この結果、口蹄疫の発生は減少**し、同年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。

宮崎県における発生

H22.4.20

宮崎県で口蹄疫の発生を確認

H22.5.19

口蹄疫ワクチン接種の実施を決定

H22.6.4

口蹄疫対策特措法の施行

H22.7.27

全ての移動制限区域を解除

H23.2.5

WOAHによるワクチン非接種
清浄国への復帰の認定

(万頭)

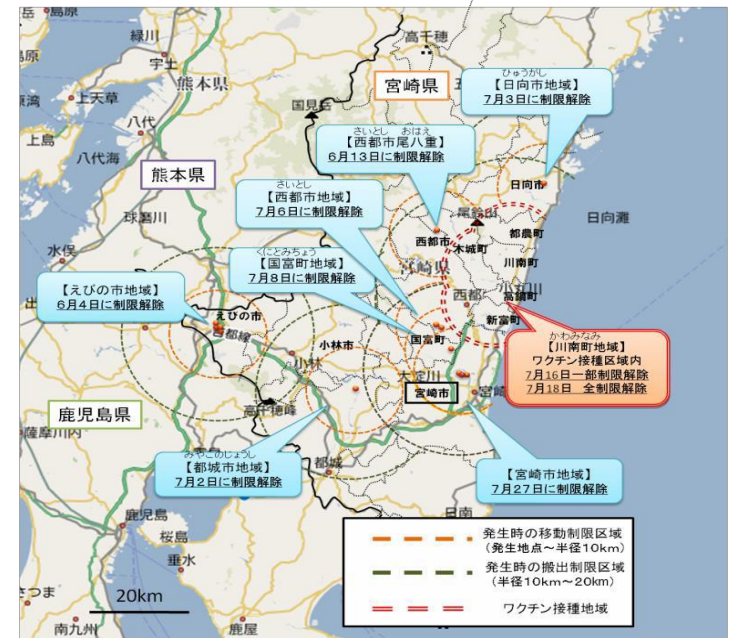
殺処分待機
疑似患者数

感染拡大

H22.5.22
ワクチン接種開始

ピーク時
約7万頭

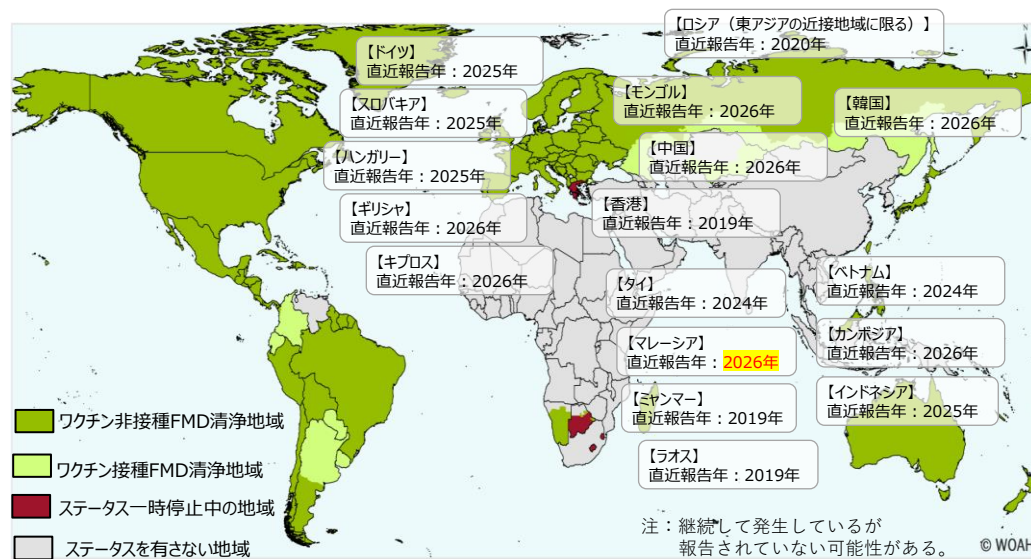
ワクチン接種
により終息へ



海外での発生状況

- **日本**では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌**2011年には清浄国に復帰**。
 - 他方、海外では**継続的に発生**。本病はどの国でも発生し得る中、**我が国への侵入リスクは極めて高い状況**。
- 東アジアでは、2026年1月に韓国で9か月ぶりに発生を確認するとともに、同年3月に中国で、5月にモンゴルで血清型SAT1による発生を初確認。SAT1は中東、欧州でも拡大しており、2026年2月にはキプロスで、同年3月にはギリシャで発生を確認。**

世界の発生報告状況

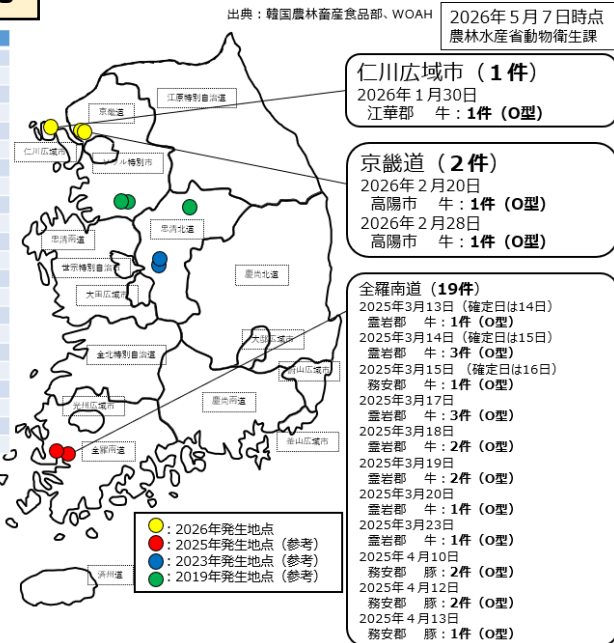


韓国の発生報告状況

出典：韓国農林畜産食品部、WOAH 2026年5月7日時点
農林水産省動物衛生課

発生日	場所	動物種	飼養頭数
1 '25/3/13	全南 靈岩郡	牛	184
2 '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	15
3* '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	471
4 '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	31
5 '25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	365
7 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	25
8 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	100
9 '25/3/18	全南 靈岩郡	牛	49
10 '25/3/18	全南 靈岩郡	牛	25
11 '25/3/19	全南 靈岩郡	牛	125
12 '25/3/19	全南 靈岩郡	牛	835
13 '25/3/20	全南 靈岩郡	牛	43
14 '25/3/23	全南 靈岩郡	牛	31
15 '25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16 '25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19 '25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216
20 '26/1/30	仁川 江華郡	牛	246
21 '26/2/20	京畿 高陽市	牛	130
22 '26/2/28	京畿 高陽市	牛	168

*関連農場2農場（いずれも検査陽性）あり。



目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	31
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	42
2． 豚熱	61
3． アフリカ豚熱	72
4． 口蹄疫	81
5． BSE（牛海綿状脳症）	85
6． ランピースキン病	90
7． ヨーネ病	93
8． その他疾病	97
III． 畜産物の輸出入検疫	101
IV． 家畜衛生に関する国際連携	107

■ 原因

- 異常プリオンたん白質（たん白質の一種）
- 汚染飼料の給餌等により感染

■ 感受性動物

- 牛、水牛のほか、**感染動物由来の飼料等の摂取**により、**他の動物種へ感染**する可能性。
※ヒトのプリオン病の一種である「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病」は、BSE感染牛由来の食品の摂食が原因とされる。

■ 症状

- **長い潜伏期間**（通常4年～6年）を経て、行動異常、運動失調などの**神経症状**を呈し、発病後2週間～6か月の経過で死に至る。**治療法はない**。

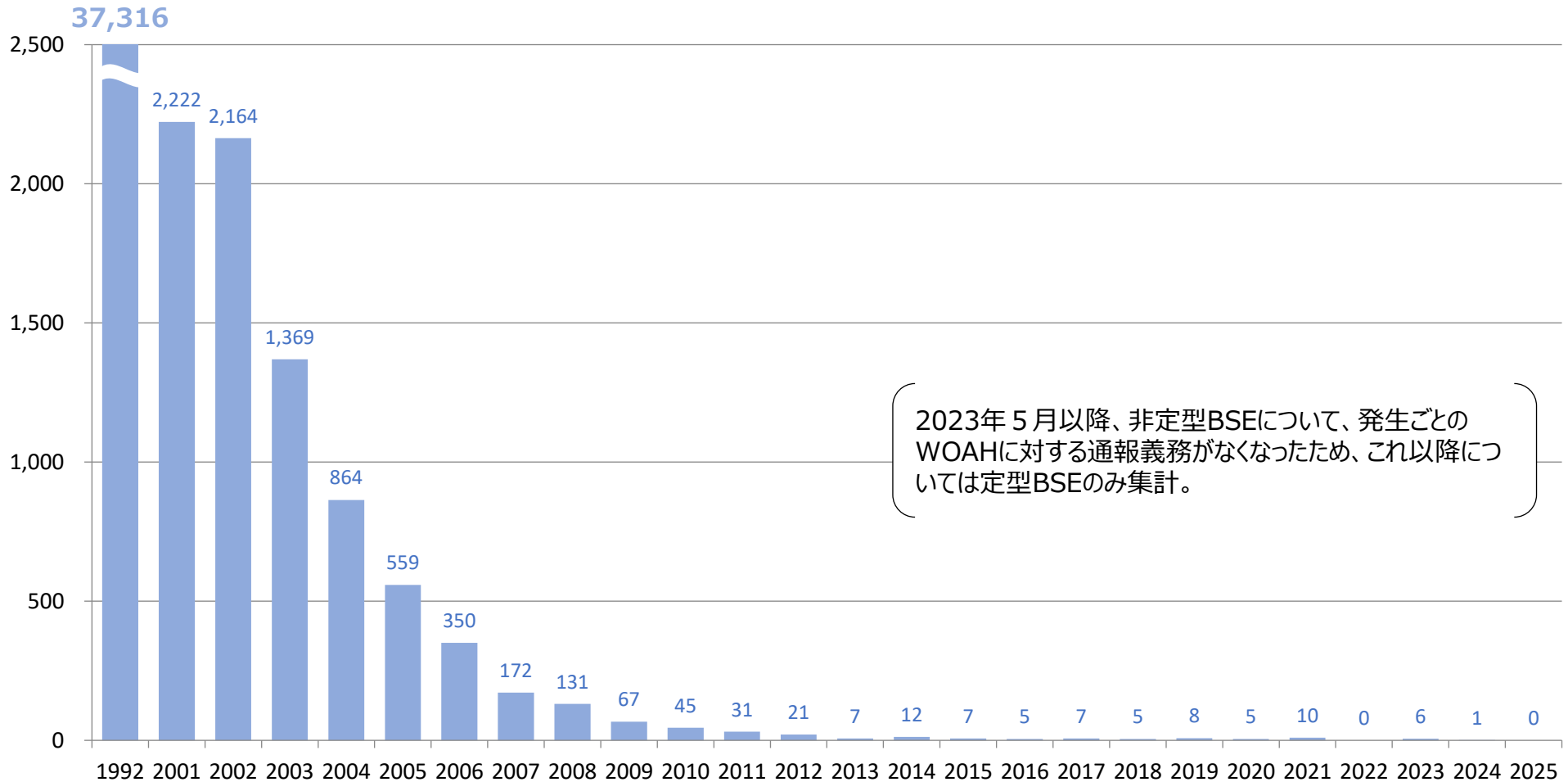
■ 非定型／定型BSE

- 非定型BSEは、英国を除く近年の発生のほとんどを占める。孤発性とされる。
- これに対して、従来英国から世界に拡大したとされるBSEを定型BSEという。

	定型BSE	非定型BSE
定義	BSEプリオンが主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し死亡すると考えられている疾病。英国で1986年に発生を確認。	ウェスタンブロット法の結果（電気泳動像）が定型BSEとは異なるパターンを示すBSE
原因	BSEプリオンで汚染された飼料の経口摂取	発生原因の詳細は不明（孤発性の発生であることが示唆）
潜伏期間・摘発時年齢	平均潜伏期間は5～5.5年（潜伏期間はBSEの暴露量による）	ほとんどは8歳齢超で確認（6.3歳～18歳）
世界での発生数	約19万頭	166頭（報告義務があった2023年5月まで）

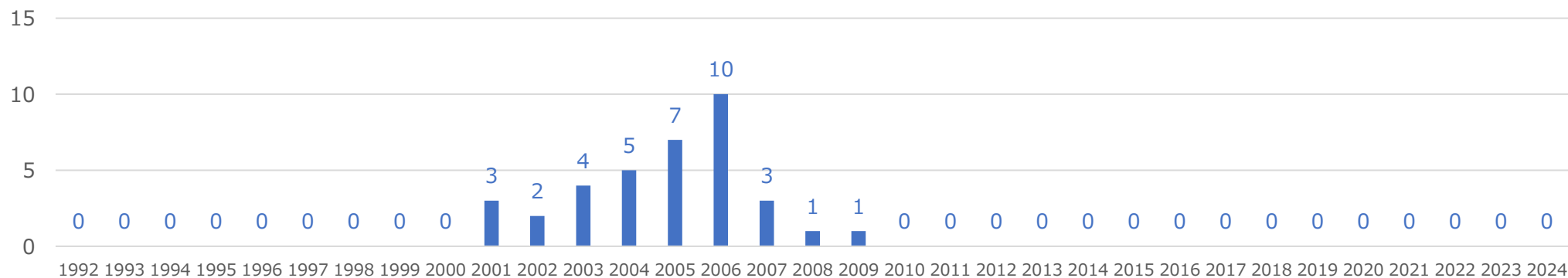
○ 世界での**発生**のピークは**1992年**。その後、**BSE対策の進展**により、**発生頭数は大きく減少**。

世界における年次別報告頭数

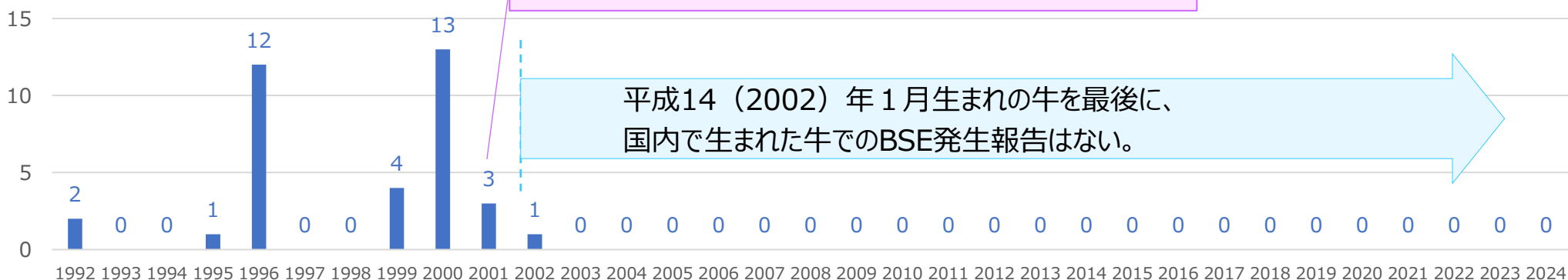


- **平成13（2001）年9月に国内初確認。**現在までにと畜検査で21頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生。
- 飼料規制の実施直後の**平成14（2002）年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない。**
- 平成25（2013）年5月にWOAHは我が国を「**無視できるBSEリスク**」の国に認定。
- 出生年別にみると、平成8（1996）年生まれが12頭、平成12（2000）年生まれが13頭と多い。

我が国における年次別報告頭数



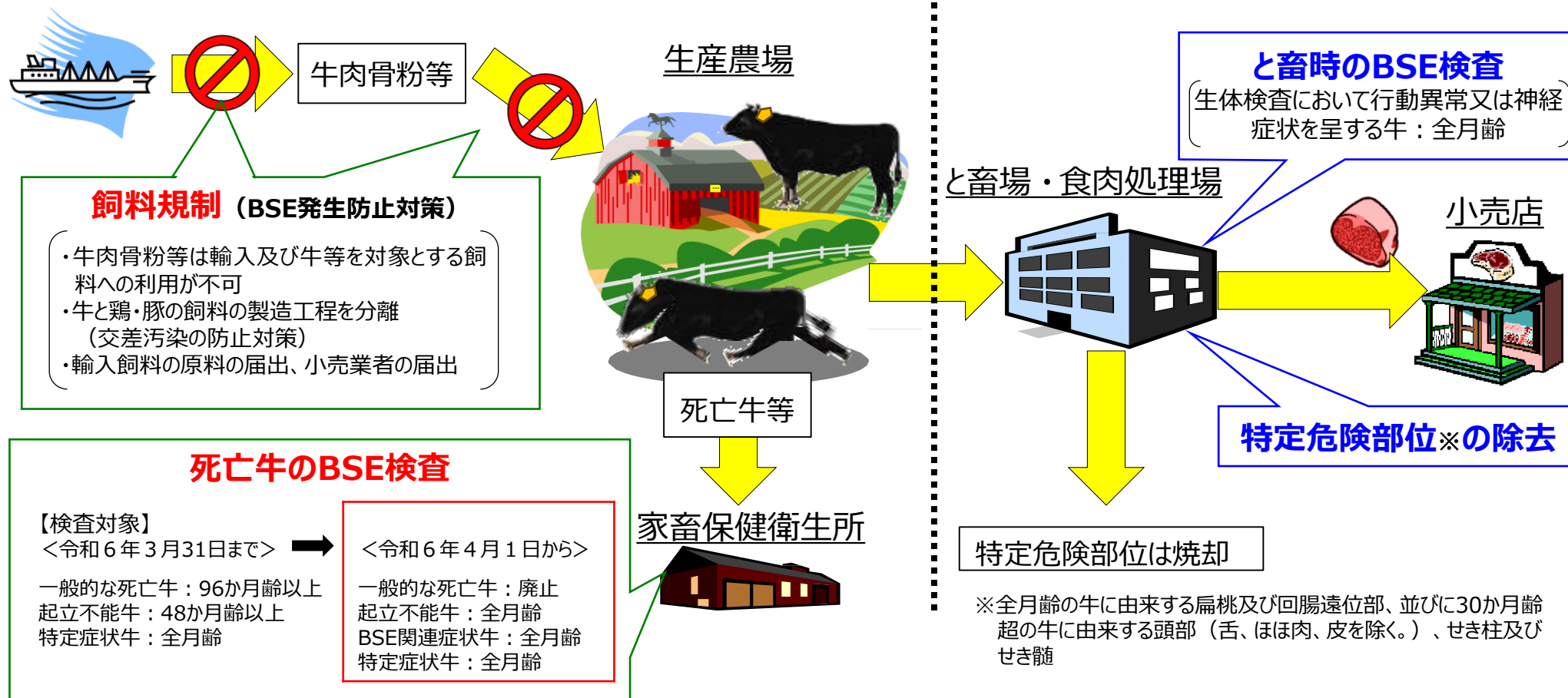
BSE感染牛の出生年次別頭数



- 国内におけるBSE対策は、農林水産省において、飼料規制（発生防止対策）や死亡牛等の検査（対策の有効性の確認）を、厚生労働省において、特定危険部位の除去やと畜時の検査を実施。

農林水産省所管

厚生労働省所管



目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	31
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	42
2． 豚熱	61
3． アフリカ豚熱	72
4． 口蹄疫	81
5． BSE（牛海綿状脳症）	85
6． ランピースキン病	90
7． ヨーネ病	93
8． その他疾病	97
III． 畜産物の輸出入検疫	101
IV． 家畜衛生に関する国際連携	107

病徴と発生状況

- ランピースキン病は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病であり、牛乳の生産等にも影響。致死性は低いものの、有効な治療法はない。人には感染せず、畜産物も食用上安全。
- 令和6（2024）年11月6日、福岡県の乳用牛農場で、我が国初の感染を確認。令和7（2025）年2月以降、新たな発生は確認されていない。

ランピースキン病とは



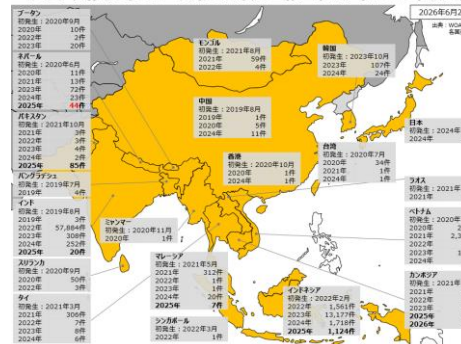
写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary Laboratory in Mongolia)

皮膚病変

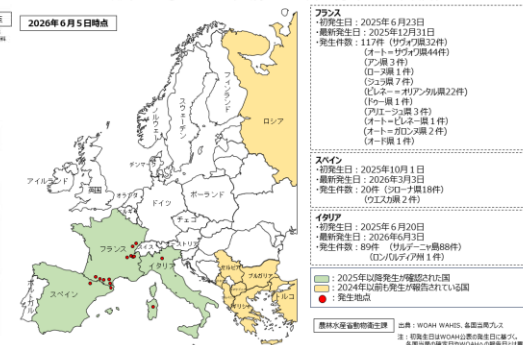
- 皮膚の結節や乳量の減少等の症状を呈する、牛・水牛の病気。
- 主に蚊等の吸血昆虫による機械的伝播により感染が拡大。
- 有効な治療法はなく、致死性は低いものの、吸血昆虫等により急速にまん延し、生乳の生産等に影響を及ぼすため、殺処分による早期封じ込めが必要。
- 人には感染せず、畜産物も食用上安全。

海外の発生状況

アジアにおけるランピースキン病の発生報告状況（2019年以降）



欧州におけるランピースキン病発生報告状況（2005年以降）



- アフリカで流行
- 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- 2019年以降、アジアでの発生拡大
- 2023年及び2024年、韓国で発生
- 2025年、イタリア、フランス及びスペインで発生。（イタリア及びスペインでは2026年も発生継続中）

韓国での発生を受け、ワクチン備蓄や防疫対策要領の制定により、我が国への侵入に備えていた。

国内の発生状況

- 令和6（2024）年11月6日：福岡県内の2農場で初めて発生を確認
同年12月18日までに19事例の発生を確認
- 発生農場から牛が移動しており、熊本県でも発生
同年12月26日までに3事例の発生を確認
- 令和7（2025）年2月以降新たな発生は確認されていない

- 令和8年5月家畜伝染病予防法が改正され、同年7月1日から、ランピースキン病は「家畜伝染病」に格上げされた。
- 発症した牛の早期発見や家畜伝染病予防法に基づく隔離、移動の制限、殺処分、ワクチン接種等の対策が重要。
- 施行後は、患畜及び疑似患畜が殺処分の対象となり、その死体が焼却等の義務の対象となる。

発生予防のための飼養衛生管理基準の遵守

- 毎日の健康観察の徹底
- 殺虫剤や昆虫成長制御剤（IGR剤）の散布等によるベクター対策
- 器具等の洗浄・消毒
- 注射針や直腸検査に用いる手袋、人工授精用器具の1頭ごとの交換又は消毒

発生農場におけるまん延防止措置

- 患畜等の速やかな隔離、殺処分
- 畜舎等の消毒・ベクター対策
- **汚染物品の処理**（患畜等由来の生乳、発生農場由来の精液）
- 毎日の健康観察の徹底

移動制限等

- 発生農場及び発生農場を中心とした半径5km以内の農場の牛に対し、**他の農場、家畜市場等への移動の制限**が可能（と畜場への出荷は可能）
- ワクチン接種後21日間経過した牛の移動は可能
- 周辺農場における異状の有無の確認、健康観察及びベクター対策の徹底

ワクチン

- 予防的なワクチン接種は原則として実施しない（種畜、希少な展示動物を除く）
- 発生が確認された場合、原則として**発生農場及び発生農場を中心とした半径5km以内の農場の牛に対して、緊急的に接種**（まん延の可能性が低い場合は接種しないことも可能）
- 発生状況等に応じて20kmまでワクチン接種の範囲を拡大することも可能

目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	31
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	42
2． 豚熱	61
3． アフリカ豚熱	72
4． 口蹄疫	81
5． BSE（牛海綿状脳症）	85
6． ランピースキン病	90
7． ヨーネ病	93
8． その他疾病	97
III． 畜産物の輸出入検疫	101
IV． 家畜衛生に関する国際連携	107

■ 原因（病原体）

- 細菌（ヨーネ菌）

■ 感受性動物

- 牛、水牛、めん羊、山羊、鹿（反すう動物）

■ 分布

- 欧米や豪州など広く世界で発生。
- 日本の汚染率（農場レベル）は、他の主要国に比べると低位。

■ 症状

- 数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等により生産性を著しく低下させる。

（潜伏期間中に繰り返し排菌し、特に発症牛は下痢便に大量の菌を排出し感染源となる。）

- 治療方法やワクチンはない。

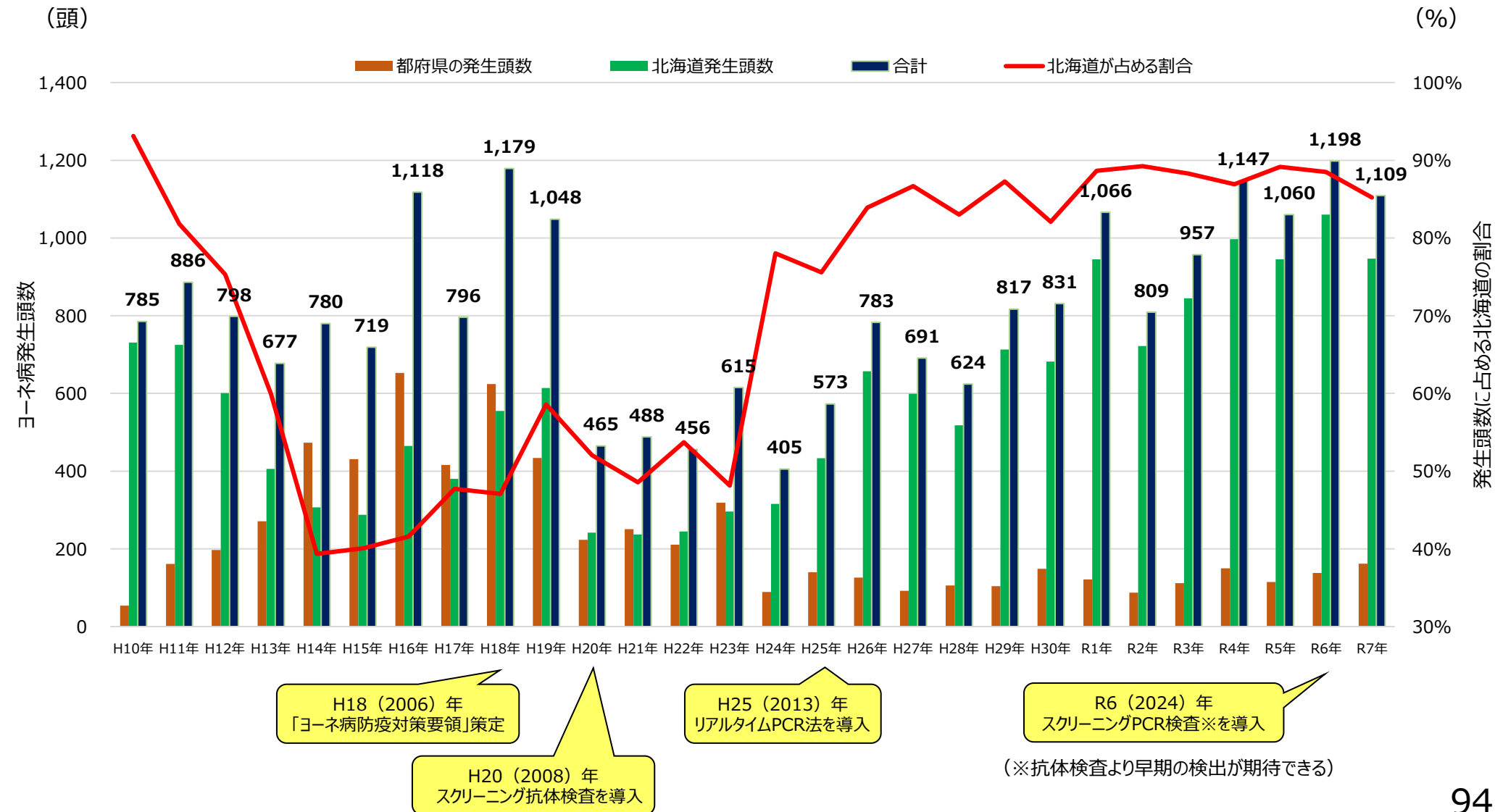


ヨーネ病発症牛（削瘦）

出典：（国）農研機構動物衛生研究部門

国内の発生状況

- 令和元（2019）年以降、**全国のヨーネ病発生頭数の9割弱（85%～89%）は北海道での発生。**
- 北海道では発生頭数が増加傾向も、都府県では年間100～150頭程度と横ばい。

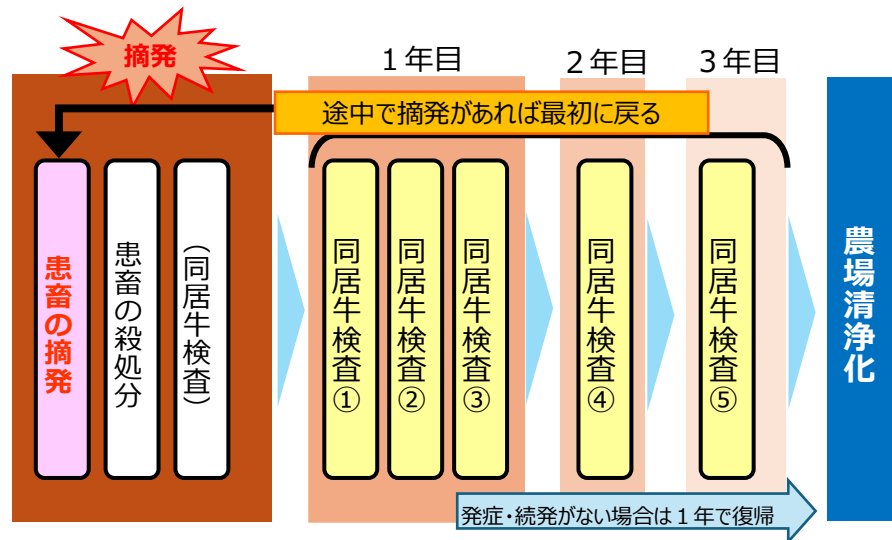


ヨーネ病対策の概要

- **定期検査**と**発生農場の集中的検査**により清浄化を推進する一方、**生産者や都道府県の検査負担等**が課題。
- ヨーネ病の**清浄化に向けた検査の実効性を担保**しつつ、検査の効率化等により**現場負担の軽減**につながる**検査スキームの確立**を目指し、都道府県や専門家と技術的に検討。

現状 発症までの期間が長いため、複数回の検査により清浄化を推進

- ✓ **定期検査**によるヨーネ病の監視（家畜伝染病予防法に基づく）
→ 繁殖牛は少なくとも5年に1度の検査
- ✓ **患畜の殺処分**
→ 手当金は評価額の4／5を交付
- ✓ **発生農場の清浄化対策**
→ 1年目に3回、その後2年間は年1回の同居牛検査ですべて陰性が確認されれば清浄農場へ復帰
- ✓ 発生農場からの移動牛は**移動前検査**（2回）で陰性確認
- ✓ 農場における**衛生対策**（子牛への感染防止）



現行対策の効果と課題

【効果】

- 発症前の個体の摘発により、ヨーネ病による**甚大な被害を防止**
- 日本全体として**諸外国に比べ低い浸潤度を維持**
一方、**北海道では摘発が増加傾向**

【課題】

- 農場の大規模化を背景に、発生農場の清浄化対策に係る**生産者、地域、さらには都道府県の負担の増加**
- **対策の長期化**による農場や地域のモチベーション低下

今後の検討方向

- 地域の実情に則した**実効性の高い検査体制**の確立
- 新たな検査法も活用し現場負担を軽減できるような**検査の効率化**
- **移動牛による伝播リスクの低減**
- **農場における衛生対策**の向上

北海道や都道府県、乳用牛や肉用牛の生産者など、関係者の意見を踏まえ、効率的な検査スキームについて技術的に議論

目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	31
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	42
2． 豚熱	61
3． アフリカ豚熱	72
4． 口蹄疫	81
5． BSE（牛海綿状脳症）	85
6． ランピースキン病	90
7． ヨーネ病	93
8． その他疾病	97
III． 畜産物の輸出入検疫	101
IV． 家畜衛生に関する国際連携	107

牛伝染性リンパ腫（EBL）

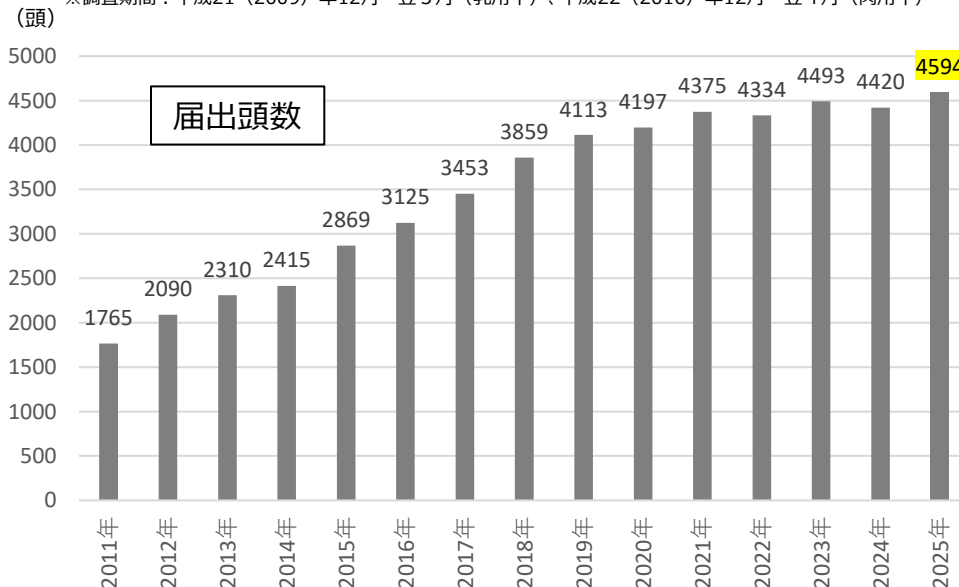
- **ウイルス（BLV）**を原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする**牛・水牛**の疾病（届出伝染病）。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。**感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全う**できる。
発症すると消瘦、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、**飼養農家の経営に大きな影響**を与える。
- **治療法やワクチンはない**。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や複数牛への同一注射針の使用等、**人為的伝播を引き起こす行為の排除**が重要。
また、**検査による農場内の感染牛の把握**や感染牛の**計画的な更新**など、中長期的な視点に立った対策が重要。

現状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%



※調査期間：平成21（2009）年12月～翌3月（乳用牛）、平成22（2010）年12月～翌4月（肉用牛）



対策の方向性

- **衛生対策ガイドライン**を策定（平成27（2015）年4月）
 - ✓ **人為的な伝播を引き起こす行為の排除**
注射針、直検手袋の確実な交換
 - ✓ **飼養者の自農場の浸潤状況の把握**
 - ✓ **経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施**
感染牛の計画的な更新
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止
感染牛と非感染牛の分離飼養
 - ✓ **農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減**
検査による非感染牛の導入
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧

支援策

- **家畜生産農場衛生対策事業**
 - 移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰等の取組を支援
- **家畜共済**
 - 農場やと畜場で診断された牛について共済金を支払

牛ウイルス性下痢（BVD）

- **ウイルス（BVDV）**を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す**牛**の疾病（届出伝染病）。
- **ウイルスを含む分泌物（唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等）**を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、**経営上悪影響**となる。
- **妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛は持続感染牛（PI牛）**として生涯にわたりウイルスを排せつし続け、農場内において本病をまん延させる原因となるため、**PI牛の摘発・自主とう汰**が重要。

現状



対策の方向性

- **防疫対策ガイドライン**（平成28（2016）年4月）
→ 感染源の**PI牛を特定**し、感染拡大防止を図ることが重要。
- ✓ **発生予防対策**
 - ・本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
 - ・陰性牛の導入、共同放牧場等における検査の徹底
 - ・予防接種の励行
- ✓ **まん延防止対策**
 - ・PI牛摘発のための定期的な検査の実施
 - ・摘発後の新生子牛に対する検査の実施
 - ・自主とう汰の推進

支援策

- **家畜生産農場衛生対策事業**
 - 検査による**PI牛の摘発・とう汰**、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援

オーエスキー病

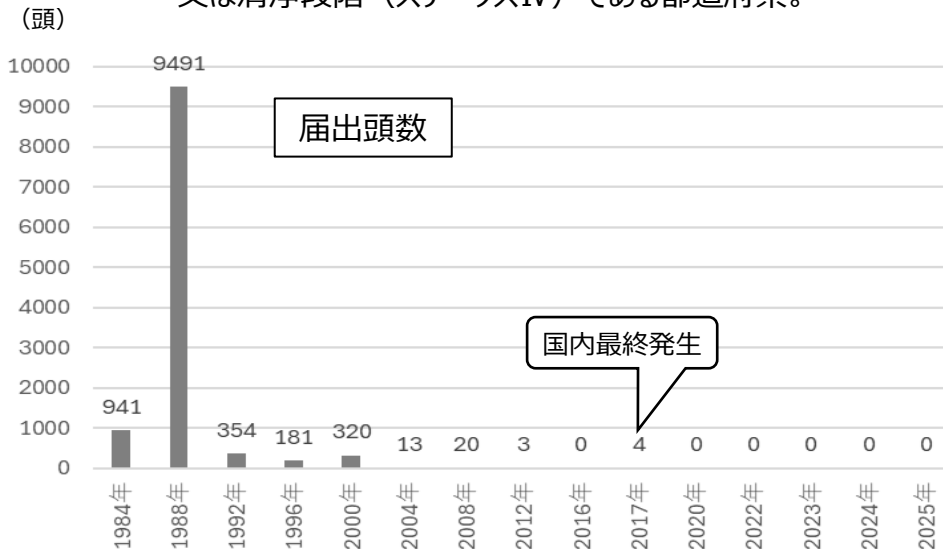
- **ウイルス**（豚ヘルペスウイルス1）を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする**豚**の疾病（届出伝染病）。
- 発症豚の分泌物（唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等）を介して感染。
- 感染豚では**潜伏感染**（ウイルスが不活性化状態で体内に維持）が起こり、妊娠・輸送等のストレスによって**ウイルスが再活性化すると新たな感染源**となる。

現状



- 昭和56（1981）年に初めて発生し、全国に拡大。
- 本病の浸潤状況に応じて、地域ごとにワクチン接種や感染豚の早期更新等による清浄化対策を展開。
- 令和5（2023）年1月、**全都道府県が清浄県※に移行**。

※清浄県：都道府県内の全ての地域が清浄化監視段階（ステータスⅢ）又は清浄段階（ステータスⅣ）である都道府県。



対策の方向性

- **オーエスキー病防疫対策要領**
（平成3（1991）年3月制定、平成29（2017）年3月最終改訂）
 - ・衛生的な飼養管理の徹底。
 - ・清浄豚の導入、浸潤地域ではワクチン接種（識別）の励行。
 - ・抗体検査による野外ウイルス感染豚の摘発と早期更新。
 - ・地域ごとに疾病ステータスに応じた対策を推進。

（地域ステータス）

ステータスⅠ 清浄化の体制構築
ステータスⅡ（前期）浸潤状況の把握
ステータスⅡ（後期）ワクチン接種の推進

浸潤県

野外ウイルスが存在しない

ステータスⅢ（前期）検査による清浄性確認
ステータスⅢ（後期）ワクチン接種中止
ステータスⅣ 清浄化達成

清浄県

- 全国が清浄県となったことを踏まえ、モニタリング検査や清浄度確認検査により、**継続的に清浄性を確認**。

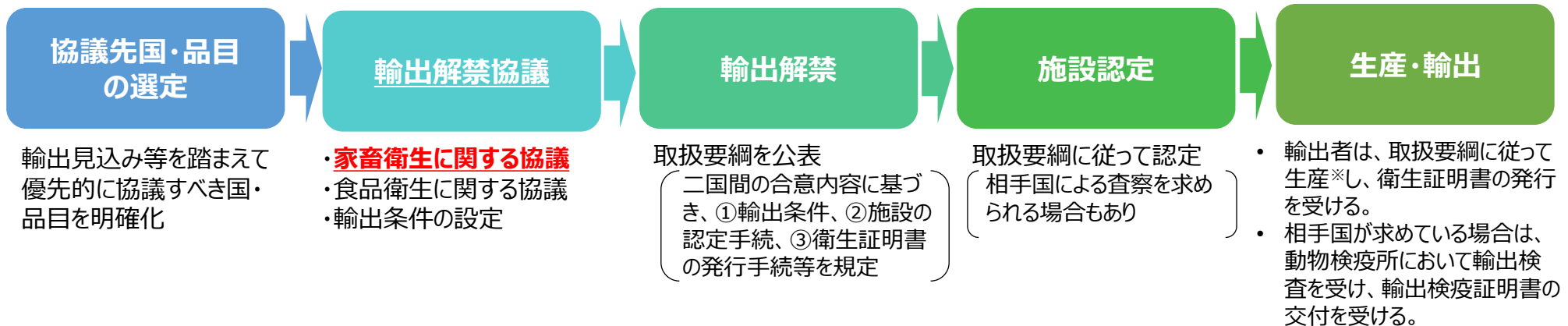
目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	31
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	42
2． 豚熱	61
3． アフリカ豚熱	72
4． 口蹄疫	81
5． BSE（牛海綿状脳症）	85
6． ランピースキン病	90
7． ヨーネ病	93
8． その他疾病	97
III． 畜産物の輸出入検疫	101
IV． 家畜衛生に関する国際連携	107

畜産物の輸出先の拡大に向けた協議

- 輸出解禁に向けた協議は、**輸出促進法**に基づき農林水産物・食品輸出本部が決定した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に従って、**農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目**から優先的に協議を実施。
- うち、**家畜衛生に関する協議**を動物衛生課で担当。輸出先国の制度に従いリスク評価を受け、日本の清浄性を認めてもらう必要。対象となる疾病は、国際獣疫事務局（WOAH）が通報対象と定める家畜の伝染性疾病（**口蹄疫、BSE、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ**）が中心。
- 解禁後も、上記の**伝染性疾病が発生すると相手国から輸入停止措置**を受けるため、清浄化後に輸出再開に向けた協議を実施。影響を軽減するため、輸出先国との間で**地域主義**の適用についても協議。

畜産物を輸出するために必要なこと



※ 要綱に定められている条件以外にも、相手国の定める規制を満たす必要（HACCP、食品添加物、食品表示、放射性物質、残留物質モニタリング、ハラール等）

地域主義とは

- ✓ 疾病発生国であっても、**疾病が発生している地域だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認める**という概念

我が国からの畜産物の輸出解禁状況

国・地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
アジア	香港	◎	◎	◎	◎	○
	台湾	◎			◎	○
	中国	●		●	●	●
	韓国	●			◎	●※1
	タイ	◎	◎			○
	インドネシア	◎				●
	フィリピン	◎			●	○
	マカオ	◎	◎	◎	◎	○
	ベトナム	◎	◎	◎		○
	ミャンマー	◎				○
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	○
	マレーシア	◎				○
	ブルネイ	●				
北米	米国	◎			◎	○
	カナダ	◎				○

◎：解禁済み

○：協議を行うことなく輸出可能

●：協議中

※1：牛乳・ヨーグルト等について協議中。加工乳、バター、脱脂粉乳、チーズ等は協議を行うことなく輸出可能

我が国からの畜産物の輸出解禁状況

国・地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
太洋州	豪州	◎				○
	ニュージーランド	◎				○
中南米	メキシコ	◎				
	ブラジル	◎				
	アルゼンチン	◎				
	ウルグアイ	◎				
中東	アラブ首長国連邦	◎			●	○
	カタール	◎				
	サウジアラビア	◎				○
	バーレーン	◎				
	クウェート	◎				
欧州	E U等※ ¹	◎		◎	◎	◎
その他	ロシア等※ ²	◎		●	●	○
	ウクライナ	●				

◎：解禁済み

○：協議を行うことなく輸出可能

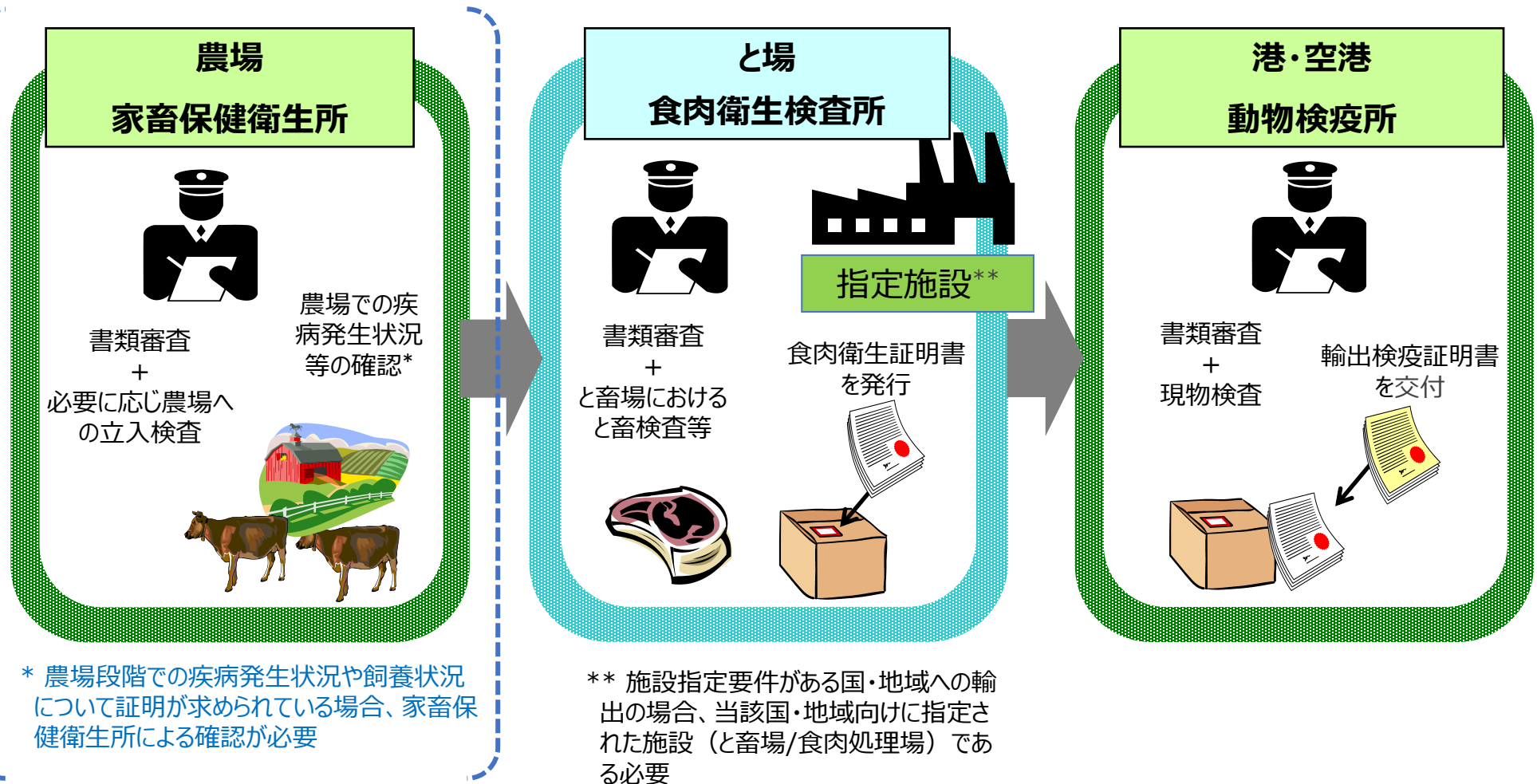
●：協議中

※¹：英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む

※²：ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギスを含む

畜産物の輸出検査の流れ

○ 一般的な食肉の輸出手続は以下のとおり。具体的な手続や証明書様式等は、農林水産省輸出・国際局が公表している「**取扱要綱**」により、**各国・品目ごとに定められている**。

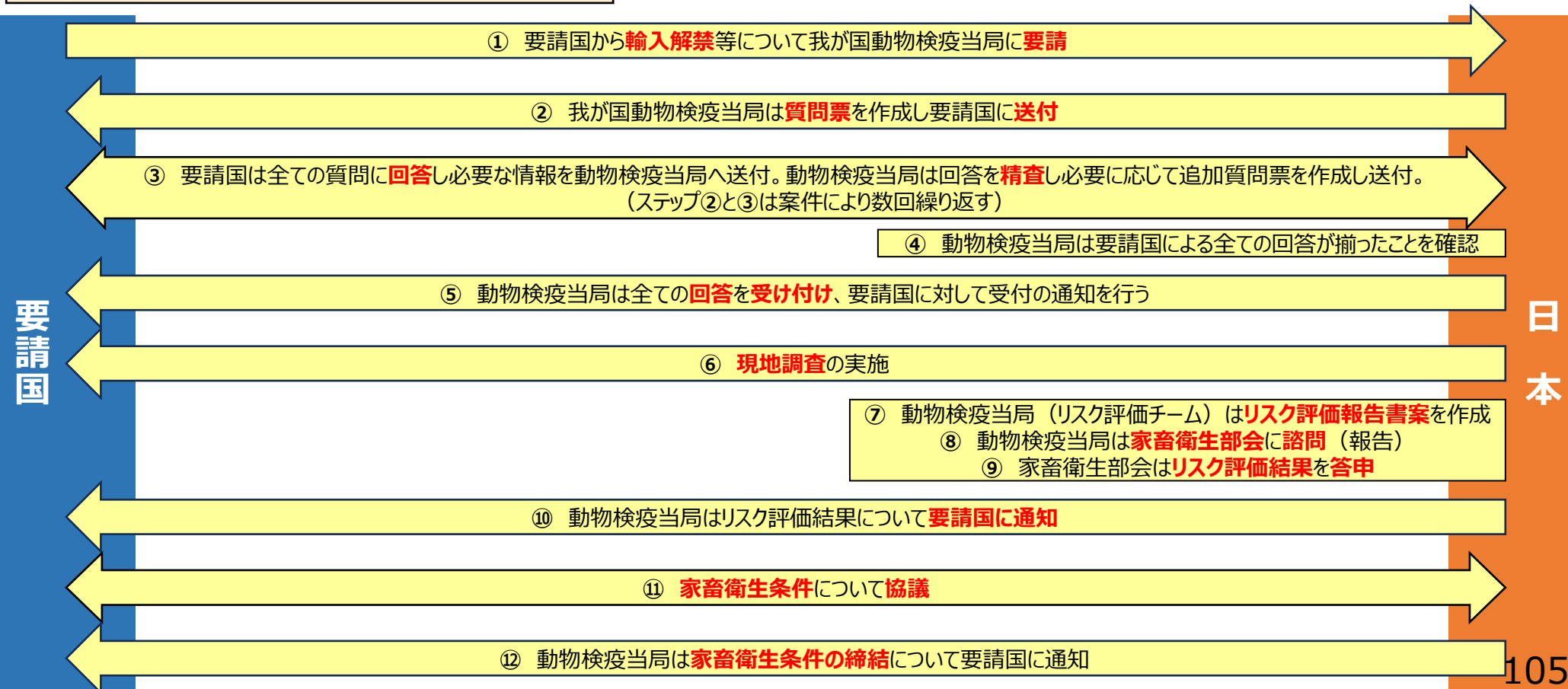


★ 畜産物の種類や相手国の規則によっては、食肉衛生証明書や輸出検疫証明書を要さない場合もあり。その場合、不要とされる段階の検査は実施されない。

畜産物の輸入協議に係る標準的手続

- 我が国に輸入される畜産物のうち、家畜伝染病予防法第37条等に基づく「**指定検疫物**」については、**輸入時に動物検疫の対象**となり、検疫の結果、輸出国政府が監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないことを確かめ発行した**検査証明書**を添付する必要。検査証明書による証明事項は、2 国間で設定する**家畜衛生条件**により、あらかじめ規定。
- 輸入解禁（**家畜衛生条件の締結**）の協議に際しては、「**標準的手続**」を定めることにより、**国際的な基準を考慮しつつ、手続の公正の確保と透明性の向上を図っている。**

「標準的手続」に基づくリスク評価のステップ



目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	31
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	42
2． 豚熱	61
3． アフリカ豚熱	72
4． 口蹄疫	81
5． BSE（牛海綿状脳症）	85
6． ランピースキン病	90
7． ヨーネ病	93
8． その他疾病	97
III． 畜産物の輸出入検疫	101
IV． 家畜衛生に関する国際連携	107

家畜衛生に関する国際連携

- 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の**越境性動物疾病**（TADs）や薬剤耐性（AMR）対策は、**国際的な協力が不可欠**であるという共通認識のもと、**国際機関、G7の枠組、獣医当局間及び研究所間で連携して活動**。
- また、高病原性鳥インフルエンザ等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、**アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減**。

国際機関との連携

任意拠出金等を通じて以下の活動を支援

○ 国際獣疫事務局（WOAH）

- TADs及び水生動物疾病のまん延防止及び清浄化対策
- ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症及びAMR対策等

○ 国際連合食糧農業機関（FAO）

- 危機管理センターへの専門家派遣及び活動支援
- 牛疫ウイルスの適正管理・牛疫ワクチンの供給体制整備

G7の枠組みにおける協力

○ G7CVO（首席獣医官）フォーラム

- 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催

	テーマ	場所	時期
第1回	AMR	東京	2016年11月
第2回	鳥インフルエンザ	ローマ	2017年10月
第3回	ASF	パリ	2019年5月
第4回	野生動物	オンライン	2021年5月
第5回	ASF、AMR及びHPAI	東京	2023年9月
第6回	ゾーニング、バイオセキュリティ	バドヴァ	2024年10月
第7回	バイオセキュリティ、ワクチン接種、ゾーニング、ワンヘルス、予見	オタワ	2025年11月

獣医研究所間の国際研究協力覚書（MOU）締結

○ 農研機構 動物衛生研究部門（日本）

- ⇔ロシア 2016年、2020年
- ⇔ベトナム 2017年、2022年
- ⇔モンゴル 2020年
- ⇔台湾 2020年
- ⇔韓国 2021年
- ⇔ドイツ 2022年



日中韓の協力

○ 越境性動物疾病への対応に関する協力

- 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」（2015年9月）に基づき、情報共有等の国際協力を実施

○ 出入国旅客の携帯品検査等の協力強化

- 農林水産省と中国海関総署との間で「出入国旅客の携帯品及び郵便物の検査及び検疫の強化に関する協力覚書」に署名（2019年11月）

○ 首席獣医官会合の定期開催

- 2025年7月に東京で開催。今後も定期開催することを第4回日中韓農業大臣会合で確認

家畜衛生に関する主な出来事

- **国際的な動物の伝染性疾病の広がりや国境を越えた物流・交通の活発化に伴い、これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。**
- **このような家畜衛生をめぐる情勢の変化に都度対応し、家畜伝染病予防法の改正など、家畜衛生体制を充実。**

年	できごと	
	国内	海外
1992 (H4)	WOAH東京事務所の開設。	英国での牛海綿状脳症（BSE）発生数がピーク。 英国で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）H5N1発生。
1996 (H8)	豚熱撲滅体制確立対策事業開始。	英国でBSEが人に感染源となることを示唆。
1997 (H9)	家伝法改正（伝達性海綿状脳症の法定伝染病化、検疫手続の電子化等）。	ドイツで豚熱（CSF）発生。
2000 (H12)	口蹄疫（FMD）が宮崎県等で発生、家伝法改正（わら等の動物検疫開始）。	台湾で牛でのFMD再発。
2001 (H13)	BSEが発生、家伝法改正（特定防疫指針、飼養衛生管理基準の新設等）。	イギリス、フランス、オランダ、アイルランドでFMD発生。 スペイン、ドイツで豚熱発生。 EUにおけるBSE対策強化。
2003 (H15)	牛個体識別制度の開始。消費・安全局が設置。茨城でコイヘルベスが発生。	米国でBSE発生（後に非定型と確認）。
2004 (H16)	国内で79年ぶりにHPAIが発生。 家伝法改正（手当金減額措置の導入、売上減少額への助成措置等）。	ヒトでのHPAI（H5N1）感染が多数報告。
2005 (H17)	動物検疫探知犬を導入（成田国際空港に2頭）。	
2007 (H19)	CSFの撲滅宣言、動物検疫所による水産動物検査の開始。	ジョージアでのアフリカ豚熱（ASF）発生確認（以降ユーラシア全域に拡大）。
2010 (H22)	FMDが宮崎県で発生、HPAIが全国各地で発生。	
2011 (H23)	家伝法改正（家畜防疫官による旅客への質問、飼養衛生管理基準の強化等）。 FMDについてWOAHによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定。	牛疫の根絶宣言。
2013 (H25)	BSEについて無視できるリスク国のステータス認定。	中国でヒトでの低病原性鳥インフルエンザ（H7N9）感染確認。
2015 (H27)	CSFについてWOAH清浄国のステータス認定。 農研機構動物衛生研究部門が牛疫ウイルス所持及びワクチンの製造・保管施設に認定。	
2016 (H28)	農研機構動物衛生研究部門が牛疫のWOAHレファレンスラボラトリーに認定。	
2017 (H29)	乳製品の動物検疫開始。	
2018 (H30)	国内で26年ぶりとなるCSFが発生。	中国でアジア初となるASFが発生。
2019 (H31/R1)	家畜保健衛生所における精度管理を開始。 畜産物の違法持ち込みへの対応の厳格化開始。 飼養豚への豚熱ワクチンの予防的接種開始。	韓国でASFが発生。
2020 (R2)	家伝法改正（予防的殺処分の対象疾病にASF追加、家畜防疫官の権限等の強化等）。 豚熱についてWOAH清浄国のステータス消失。	HPAIが日本含む東西ユーラシアで大発生。
2021 (R3)		ASFが中米（ドミニカ共和国、ハイチ）に拡大。 HPAIが日本含む東西ユーラシアで2連続で大発生。
2022 (R4)	HPAIの発生で過去最大の殺処分羽数。	HPAIが米国・欧州でHPAIが夏季も続発し、オセアニアを除き世界的に拡大。
2023 (R5)	豚熱について、2018年の再発後九州で初めてとなる佐賀県で発生。	オセアニアを除き、世界的にHPAIが続発。
2024 (R6)	ランピースキン病防疫対策要領策定。国内で初めてランピースキン病（LSD）が発生。	韓国釜山の野生イノシシでASFが拡大。世界的にHPAIが続発。 米国の乳牛でHPAI（H5N1）が発生。
2025 (R7)		ドイツ、ハンガリー、スロバキア、韓国で口蹄疫が発生。 世界的にHPAIが続発。 イタリア、フランス、スペインでLSDが発生。 台湾の飼養豚、スペインの野生イノシシでASFが発生。
2026 (R8)		韓国で口蹄疫が9か月ぶりに発生。 オランダの乳牛でHPAI（H5N1）抗体検出。 口蹄疫血清型SAT1の発生が拡大（キプロス、ギリシャ、中国等）。 オーストラリアでの野鳥HPAI（H5N1）が報告（H5亜型は同国初）。